

令和 5 年度補正予算事業

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策のうち

JAS 構造材実証支援事業報告書

令和 7 年 3 月

一般社団法人全国木材組合連合会

報告書目次

第1章	事業の目的と概要	1
1.1	事業の目的	1
1.2	事業の概要	2
第2章	実施内容	2
2.1	企画運営委員会	2
2.1.1	構成メンバー	2
2.1.2	開催内容	2
2.2	JAS 構造材活用宣言事業	4
2.2.1	目的	4
2.2.2	事業内容	4
2.2.3	事業の成果	5
2.3	JAS 構造材実証支援事業	13
2.3.1	目的	13
2.3.2	事業内容	13
2.3.3	事業申請における審査	20
2.3.4	現場審査	21
2.3.5	交付申請における審査	21
2.3.6	事業成果	22
2.4	普及啓発活動	39
<参考1>様式	JAS 構造材活用宣言事業	43
<参考2>様式	JAS 構造材実証支援事業	48
<参考3>	現地調査報告書の写真等（抜粋）	82

別添データ資料：事業説明書 PDF（※紙媒体報告書からは省略）

第1章 事業の目的と概要

1. 1 事業の目的

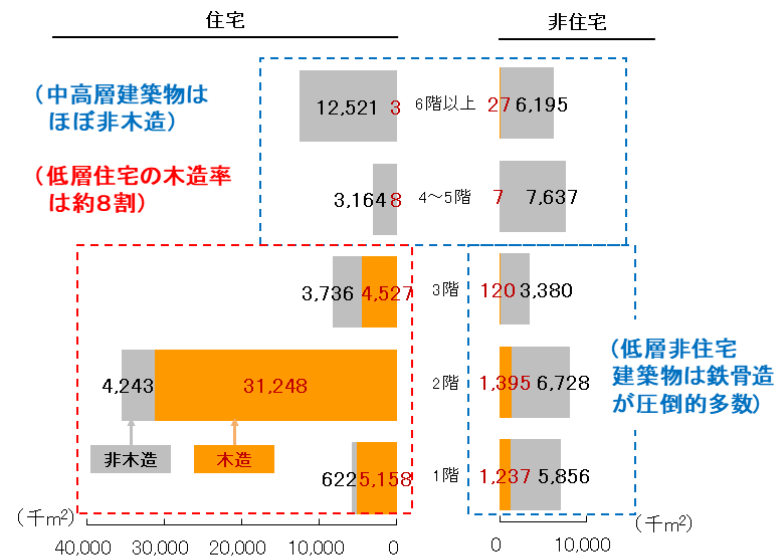
「総合的な TPP 等関連政策大綱」（令和2年12月8日 TPP 等総合対策本部決定）を踏まえ、新たな国際環境の下で、原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、競争力の強化を図る必要があること、また今後の人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材製品の消費を拡大するためには、これまで木材利用が低レベルであった非住宅分野を中心に木材需要を開拓することが必要となっている。

このため、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という）では従来から木造率が高い低層の居住専用の戸建て住宅を除いた建築の構造材に JAS に規定された機械等級区分構造用製材等、ツーバイフォー製材、CLT、LVL、集成材などを利用した実証的な取組を支援することで、非住宅分野の木造建築の経験を有し、継続的に木材を利用していく意思を有する建築関係者を増やすとともに、木造建築の支援に取り組んでいる。

これらの取組を更に推進することに加え、今般の木材不足等に対応するため、新たに不足した材の代替となる JAS 製品へ転換する取組の実証を支援することとする。併せて、一般消費者の JAS 材に対する建築資材としての認知度・理解度を上げる普及活動を行い、広く国民から木造建築が選択される環境を整備することとする。

これらの取組を通じて建築物における JAS 材利用の促進に寄与することを目的とする。

図1. 1-1 用途別・階層別・構造別の着工建築物の床面積



資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」より林野庁作成。
注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

1. 2 事業の概要

JAS 構造材の普及を目的に以下の項目を実施した。

(1) 委員会の設置

事業の実施方針の策定のため、学識経験者で構成される企画運営委員会の設置

(2) JAS 構造材実証支援事業

非住宅分野を中心とする建築物において JAS 構造材の利用拡大に向けた普及・実証の取組

(3) 普及啓発活動

全木連およびその会員である各都道府県の地域木材団体による建築関係者への普及活動、一般消費者への JAS 制度の認知度向上を目的とした普及活動

第2章 実施内容

2. 1 企画運営委員会

事業実施に当たって、学識経験者等から構成される委員会を設置した。

2. 1. 1 構成メンバー

○委員長

立花 敏 京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 教授

○委員

青木 謙治 東京大学 大学院農学生命科学研究科 教授

林 知行 京都大学 生存圏研究所 特任教授

黒田 尚宏 公益社団法人 日本木材加工技術協会 参与

河合 誠 一般社団法人 日本 CLT 協会 顧問

山田 誠 一般社団法人 建築性能基準推進協会

2. 1. 2 開催内容

○第1回企画運営委員会

日 時：令和6年3月19日(火)10:30～12:00

場 所：Web 会議

出席者：立花委員、林委員、黒田委員、河合委員

議 題：令和5年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について

令和6年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について

- 1) (R4 補正) JAS 構造材実証支援事業、(R4 補正) 建築用木材の転換促進支援事業、(R4 繰越) 都市における木材需要の拡大事業、(R5 当初) 都市における

木材需要の拡大事業について

①事業申請期間、②交付申請締切、③応募件数、審査結果等について説明し、承認された。

2) (R5 補正) JAS 構造材実証支援事業、(R5 繰越) 都市における木材需要の拡大事業、(R5 補正) 花粉症対策木材利用促進事業について

①登録期間予定、②交付申請締切予定、③事業概要・予算等について説明し、承認された。

○第2回企画運営委員会

日 時：令和6年7月3日(水) 14:00～16:00

場 所：Web 会議

出席者：立花委員長、黒田委員、河合委員

議 題：JAS 構造材実証支援事業の公募結果について

都市における木材需要の拡大事業の本年度の実施について

花粉症対策木材利用促進事業の本年度の実施について

1) JAS 構造材実証支援事業の公募結果外について

(R5 補正)「JAS 構造材実証支援事業」の公募状況及び(R6 当初、R5 繰越)

令和6年度実施 「都市における木材需要の拡大事業」の事業概要比較表について説明・報告・審議を行った。

2) 令和6年度花粉症対策木材利用促進事業について

①(R5 補正)「花粉症対策木材利用促進事業」の事業概要、②(R5 補正)

「花粉症対策木材利用促進事業」の実施状況、③花粉症対策木材利用促進事業助成金公募要領案について、説明・審議を行った。

○第3回企画運営委員会

日 時：令和7年3月19日(水) 14:00～16:00

場 所：Web 会議

出席者：立花委員長、林委員、黒田委員、河合委員

議 題：令和5年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について

令和6年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について

1) (R5 補正) JAS 構造材実証支援事業、(R5 補正)「花粉症対策木材利用促進事業」、(R5 繰越) 都市における木材需要の拡大事業、(R6 当初) 都市における木材需要の拡大事業の実施状況について

①事業申請期間、②交付申請締切、③応募件数、審査結果④採択事例、⑤事

業報告書案等について説明し、承認された。

- 2) (R5 補正) JAS 構造材実証支援事業、(R5 補正) 花粉症対策木材利用促進事業、
(R5 繰越) 都市における木材需要の拡大事業について

①事業申請期間予定、②交付申請締切予定、③事業概要・予算、④公募要領
変更の主な検討事項等について説明し、承認された。また、4月又は5月
に開催予定のR7年度第1回企画運営委において、公募要領等について説
明することとした。

2. 2 JAS 構造材活用宣言事業

2. 2. 1 目的

工務店等木材の実需者や発注者における、格付実績が低位な JAS 構造材を積極的に
活用する機運を高めるため、「JAS 構造材活用宣言」を行う木材産業や建築業等の事
業者の拡大を図ることを目的とする。

2. 2. 2 事業内容

JAS 構造材活用宣言事業は、木造建築物の施工関係者に、JAS 構造材についての活用拡
大を目的とした宣言および目標を立てていただき、それを全木連が設置するホームペー
ジで公開することにより、宣言を行った事業者を登録・公表し、「JAS 構造材活用宣言」
を行う木材産業や建築業等の事業者の見える化を図るものである。

活用宣言の目標について、これまで3年後の目標を設定していたが、本年度は3か年
目標として各年度に具体的な数値目標を設定することとした。

また、この3か年目標の設定を「JAS 構造材実証支援事業」の必須要件とした。

これらの変更を周知するために、公募情報を令和6年4月8日に公開し、令和6年4
月10日～令和7年3月21日までを募集期間として事務局に提出していただくこととし
た。

また、申請書類(参考1:図2. 2. 2-1～図2. 2. 2-2)の作成作業を円滑に
進めるため、記入例(参考1:図2. 2. 2-4～図2. 2. 2-5)を作成し、ホーム
ページで公開を行った。

活用宣言を3か年目標に変更したことを踏まえ、参考1:図2. 2. 2-4及び参考1:
図2. 2. 2-5に示すとおり活用宣言の具体的な記入方法を示した。

事務局では、これらの内容を確認し、宣言事業者として適当だと判断した場合、事業者
登録を行い、その内容について JAS 構造材活用宣言事業のホームページで公開を行うこ
ととした。

登録後は、記入例(参考1:図2. 2. 2-6)にしたがって宣言様式4号(参考1:
図2. 2. 2-3)を作成していただき、自社のホームページに掲載、もしくは印刷して
事務所に掲示していただくことにしている。

2. 2. 3 事業の成果

令和6年度の登録者数（令和7年3月21日時点）では99社、累計で2,160社となった。登録者数の推移は図2. 2. 3-1のとおりである。令和6年度の新規登録者数は、令和5年度と比べてやや少なくなる傾向となった。

令和6年度及び全年度累計の登録業者業種別の内訳を図2. 2. 3-2及び図2. 2. 3-3に示す。複数の業種に跨っている会社もあるため、業種別の総数＝登録者数ではないことに注意が必要である。

川中側では流通業がもっと多く、次いでプレカット業という結果となった。川下側は特に施工者が最も多く、次いで設計者という結果となった。特に令和6年度は施工者の割合が多い結果となった。

県別の登録事業者数の内訳と推移を図2. 2. 3-4に示す。累計で見ると北海道、東京都、愛知県、静岡県が多い結果となった。木材県であっても登録者数が少ない都道府県もあるので、今後の登録者数の増加に期待したい。

表2. 2. 3-5に令和6年度の業者別の宣言の一覧を示す。

図2. 2. 3-1 登録者数の推移

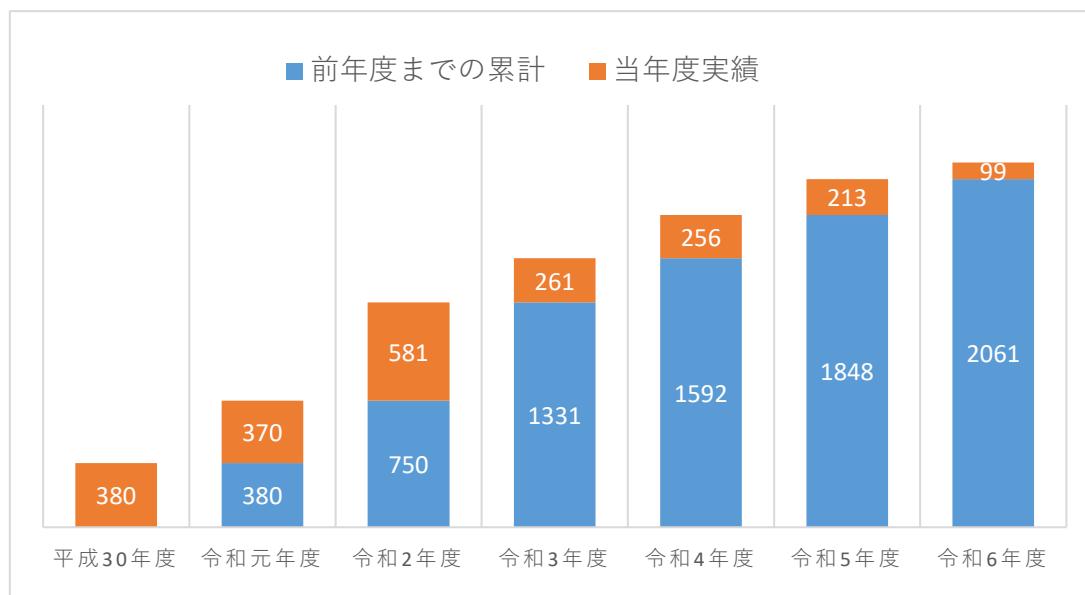
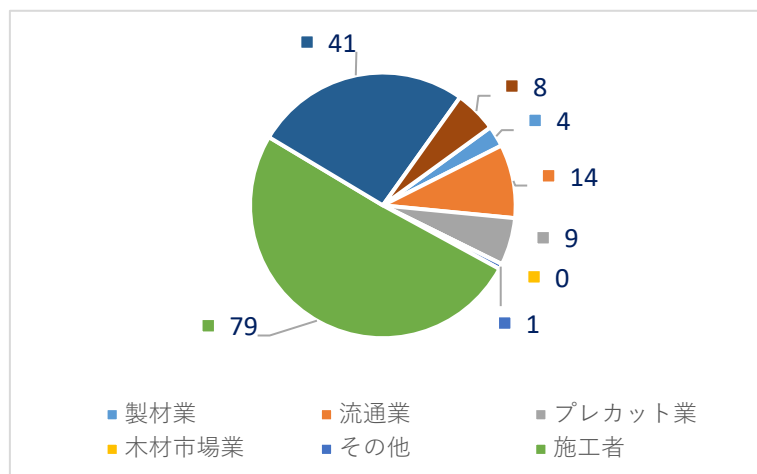
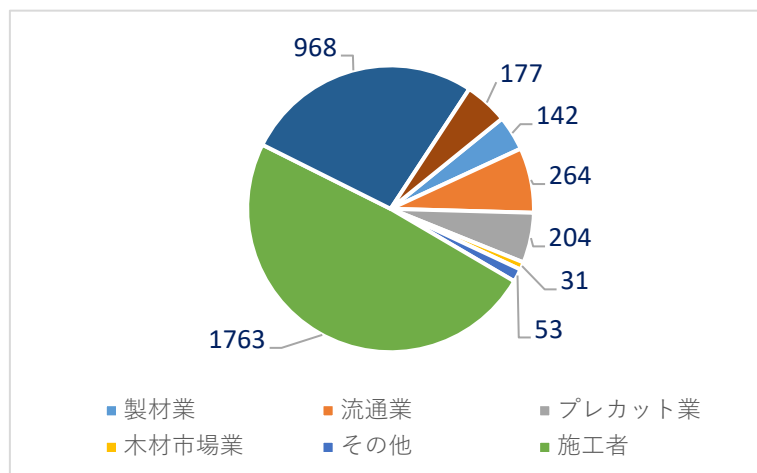


図2. 2. 3-2 令和6年度登録事業者業種別の事業者数



令和6年度	製材業	流通業	プレカット業	木材市場業	その他	施工者	設計者	建築物発注者
総計	4	14	9	0	1	79	41	8

図2. 2. 3-3 累計 登録事業者業種別事業者数



業種別	製材業	流通業	プレカット業	木材市場業	その他	施工者	設計者	建築物発注者
累計	142	264	204	31	53	1763	968	177

図 2. 2. 3-4 都道府県別 登録者数の内訳と推移（単位：事業者数）

都道府県別/登録年度別

県	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	総計
01北海道	8	16	67	15	16	32	20	174
02青森	0	5	4	3	5	1	1	19
03岩手	3	5	5	5	5	3	1	27
04宮城	8	7	15	4	3	0	2	39
05秋田	1	5	7	2	1	0	0	16
06山形	10	9	4	0	3	6	1	33
07福島	11	4	4	1	1	2	0	23
08茨城	4	3	8	3	4	1	1	24
09栃木	6	5	6	3	7	4	1	32
10群馬	26	13	16	1	7	3	3	69
11埼玉	14	8	29	13	8	7	2	81
12千葉	7	7	27	9	9	8	6	73
13神奈川	10	7	24	9	11	8	6	75
14山梨	3	12	2	5	3	0	1	26
15東京	16	14	40	20	23	10	1	124
16新潟	4	14	26	10	3	10	1	68
17富山	8	10	19	7	7	5	0	56
18石川	8	3	19	11	7	4	2	54
19福井	3	2	14	4	2	2	2	29
20長野	5	11	7	6	3	2	0	34
21岐阜	36	15	9	6	5	5	2	78
22静岡	21	14	24	12	22	21	5	119
23愛知	19	26	37	8	17	15	5	127
24三重	5	6	6	5	1	2	0	25
25滋賀	8	10	11	1	6	3	4	43
26京都	6	8	7	5	6	4	0	36
27大阪	5	7	21	23	6	13	13	88
28兵庫	18	11	18	13	11	10	3	84
29奈良	2	8	3	2	0	2	0	17
30和歌山	3	2	3	1	2	1	1	13
31鳥取	5	7	16	7	9	1	0	45
32島根	9	2	2	0	3	0	0	16
33岡山	17	23	13	2	3	4	1	63
34広島	5	4	7	3	5	2	0	26
35山口	5	7	4	4	1	1	0	22
36徳島	2	3	4	0	0	0	0	9
37香川	2	7	5	2	1	1	0	18
38愛媛	8	7	9	9	6	4	2	45
39高知	5	6	5	0	3	1	1	21
40福岡	9	7	12	6	7	5	2	48
41佐賀	2	4	2	1	1	1	0	11
42長崎	2	1	2	1	3	0	0	9
43熊本	7	11	1	4	4	2	4	33
44大分	6	6	8	7	1	0	1	29
45宮崎	10	2	3	3	3	3	2	26
46鹿児島	7	5	6	2	2	3	1	26
47沖縄	1	1	0	3	0	1	1	7
総計	380	370	581	261	256	213	99	2160

表 2. 2. 3-5 令和 6 年度 宣言登録者一覧

令和 6 年度宣言事業者

宣言事業者No.	事業者名	都道府県	市区町村	宣言
3073	株式会社長谷川建設	岩手県	陸前高田市	CLT の利用を通して、JAS 構造材の利用を促進します
3074	三光建設株式会社	埼玉県	川越市	JAS 構造材を積極活用し持続可能な建築を実現します。
3075	株式会社イマージュ	北海道	旭川市	JAS 構造材利用率拡大を目指します!
3076	有限会社二幸建設	北海道	滝川市	JAS 構造材利用率アップを目指します!
3077	永田木材株式会社	静岡県	浜松市	JAS 構造材を常時取扱い、住宅・非住宅への利用拡大を目指します。
3078	株式会社市澤建設	北海道	旭川市	JAS 構造材利用率向上を目指します!
3079	株式会社木津川組	北海道	滝川市	JAS 構造材利用率アップを目指します!
3080	株式会社ケイエム建築プラン	北海道	旭川市	JAS 構造材利用率向上を目指します!
3081	株式会社東建設	福岡県	北九州市	JAS 構造材利用率 UP!
3082	株式会社櫻井千田	北海道	空知郡	JAS 構造材利用率アップを目指します!
3083	株式会社ニッショウ	北海道	赤平市	JAS 構造材利用拡大を目指します!
3084	アドバンスホーム株式会社	北海道	紋別市	「JAS 構造材利用増進宣言!」
3085	井上産業株式会社	北海道	紋別郡	JAS 構造材利用拡大宣言!
3086	株式会社アクト	大阪府	堺市	JAS 構造材の利用率アップ
3087	株式会社沢田工務店	愛知県	半田市	JAS 構造材利用率アップ
3088	中城建設株式会社	宮城県	仙台市	JAS 構造材を積極的に活用し、地球と利用者にも優しい建物の施工を行っていきます。
3089	モクサンプレカット株式会社	静岡県	静岡市	JAS 構造材の利用拡大に努めてまいります。
3090	有限会社ダイリン創建	北海道	江別市	JAS 構造材の利用率推進を目指します!
3091	株式会社カツイ	北海道	岩見沢市	JAS 構造材利用率向上を目指します!

宣言事業者No.	事業者名	都道府県	市区町村	宣言
3092	宮田建築設計室株式会社	愛媛県	松山市	JAS 構造材を使用して信頼の建築を支えます
3093	株式会社オオナリプランニング	神奈川県	横浜市	JAS 構造材の利用を積極的に行います。
3094	新日本ホームズ株式会社	福岡県	北九州市	JAS 構造材(CLT)を利用した施設建設を進めていく。
3095	株式会社織部工務店	大分県	大分市	JAS 構造材を活用した建設工事の促進
3096	株式会社 SHIN-EI	熊本県	熊本市	JAS 構造材の普及推進に積極的に貢献します。
3097	アルファプラス株式会社	岡山県	岡山市	JAS 構造材利用率アップ!!
3098	株式会社マルヒラ	鹿児島県	鹿児島市	JAS 構造材の取扱量を増やします。
3099	株式会社 AY 建設	大阪府	大阪市	「JAS 構造材を活用した建築物を建設します」
3100	松田建設株式会社	岐阜県	下呂市	JAS 構造材の利用率アップ
3101	株式会社浅川組	和歌山県	和歌山市	弊社は JAS 構造材の使用率アップに努めます。
3102	株式会社マルトク建設	大阪府	大阪市	JAS 構造材を積極的に活用した建設をする
3103	株式会社メガロホーム	静岡県	静岡市	JAS 構造材の活用を広げる!
3104	西條産業株式会社	北海道	小樽市	JAS 構造材のツーバイフォーパネル利用推進を普及を行い、安心安全で適正な木構造に寄与します。
3105	株式会社石上建設	静岡県	焼津市	安心安全な JAS 構造材を活用するよう努めます。
3106	株式会社ニヘイ	北海道	札幌市	JAS 構造材利用普及に貢献いたします!
3107	株式会社おひさま不動産	千葉県	香取郡	JAS 構造材の利用率 UP!!
3108	合同会社エス・エー・シー	静岡県	島田市	JAS 構造材利用率アップ!
3109	株式会社じょうてつ	北海道	札幌市	JAS 構造材の利用推進を目指します!
3110	株式会社新生ホーム	千葉県	東金市	JAS 構造材の利用を積極的に行います。
3111	ユアーズ建設株式会社	北海道	江別市	JAS 構造材の利用拡大に向けて努力します。
3112	角文株式会社	愛知県	刈谷市	JAS 構造材利用率アップ

宣言事業者No.	事業者名	都道府県	市区町村	宣言
3113	近鉄不動産株式会社	大阪府	大阪市	JAS 構造材の利用拡大、木造非住宅建物の普及促進に努めます。
3114	株式会社市原ハウジング	千葉県	市原市	JAS 構造材の利用率アップ
3115	株式会社アイ建工房	高知県	高知市	JAS 構造材 活用利用率向上宣言!!
3116	PlayMountain 株式会社	沖縄県	宜野湾市	JAS 構造材を使用した木造建築を設計し普及させます
3117	株式会社アートクラフト	埼玉県	川越市	JAS 構造材の利用を積極的に行います。
3118	株式会社総合設計	北海道	帯広市	JAS 構造材の利用を増大します!
3119	株式会社太陽ホーム	北海道	河東郡	JAS 構造材を使用し丈夫な建物を建築致します
3120	株式会社ニックス	北海道	札幌市	JAS 構造材 利用率のアップ!
3121	株式会社オフィスアミノ	北海道	北見市	JAS 構造材を活用した建築物を建てます
3122	有限会社内野建設	熊本県	熊本市	JAS 構造材利用率 UP・普及促進に貢献します
3123	小林工業株式会社	群馬県	前橋市	JAS 構造材の利用率アップ!
3124	株式会社愛北工務店	愛知県	岩倉市	JAS 構造材の利用率アップ
3125	株式会社サラブレッド	千葉県	船橋市	JAS 構造材を標準仕様として利用を促進します。
3126	株式会社成建オーダーハウス	神奈川県	川崎市	JAS 構造材利用率アップに努めます
3127	八幡浜官材協同組合	愛媛県	大洲市	国産材ヒノキ JAS 構造材 全国利用率 UP!!
3128	八田建設株式会社	滋賀県	高島市	JAS 構造材の活用拡大に努めます。
3129	株式会社 SamePictureCompany	神奈川県	三浦郡	無垢材・JAS 構造材の利用促進を目指します!
3130	株式会社ストローブ	北海道	札幌市	木造建築は無垢 JAS 構造材で建てます
3131	株式会社 JA 建設エナジー	石川県	金沢市	JAS 構造材 利用率アップ!
3132	株式会社ハート・コーポレーション	山形県	山形市	当社では国産材(JAS)構造材を使用した住宅の供給を行います。
3133	株式会社甲和ビルド	大阪府	高槻市	JAS 構造材 利用率アップ!

宣言事業者No.	事業者名	都道府県	市区町村	宣言
3134	合同会社エトワール設計事務所	大阪府	堺市	JAS 構造材ファースト設計
3135	株式会社ミヤックス	神奈川県	横浜市	JAS 材の販売拡大
3136	株式会社 sumarch	愛知県	名古屋市	JAS 構造材利用率アップ
3137	株式会社今材木店	青森県	青森市	JAS 構造材取扱量の拡大にチャレンジします
3138	株式会社北洲	宮城県	富谷市	【JAS 構造材の利用率拡大!!】
3139	有限会社永松建設	熊本県	玉名郡	JAS 構造材を使用した建築物の普及率アップ!
3140	株式会社中広地所	福井県	福井市	JAS 構造材の利用率を上げる
3141	株式会社スタジオシュア	栃木県	那須塩原市	構造材に JAS 構造材を使用、内装材にも積極的に木材を利用構造材・仕上材共に地元木材を使用し木質建築物の普及に貢献
3142	ナイスユニテック株式会社	神奈川県	横浜市	JAS 構造材を構造設計・プレカット材販売・施工物件での利用拡大に努めます。
3143	株式会社藤木組	大阪府	堺市	JAS 構造材の利用率向上を目標とします!
3144	ゼン・デザインワークス株式会社	大阪府	東大阪市	唯一無二のデザインで無垢ファースト JAS 構造材活用仕様設計のお家づくりを致します。
3145	有限会社小高材木店	千葉県	八街市	JAS 構造材の利用率を上げる!
3146	株式会社松田組	福井県	福井市	JAS 構造材 利用率アップ!
3147	株式会社恒工務店	岐阜県	各務原市	JAS 構造材利用率アップ!!
3148	株式会社ライアデザインショップ	兵庫県	南あわじ市	環境にやさしい建築、JAS 構造材で
3149	エンジニアウッド宮崎株式会社	宮崎県	都城市	スギ・ヒノキ無垢製材 JAS 構造材の増産と普及に尽力いたします
3150	株式会社篠原商店	東京都	練馬区	JAS 構造材の活用拡大に努めることを宣言します。
3151	株式会社セレクト	茨城県	つくば市	JAS 構造材の活用推進!
3152	加藤建設株式会社	神奈川県	小田原市	JAS 構造材の利用率アップに取り組みます
3153	株式会社アネシス	熊本県	熊本市	JAS 構造材利用率 UP・普及促進に貢献します。

宣言事業者No.	事業者名	都道府県	市区町村	宣言
3154	株式会社滝口建築	山梨県	富士吉田市	JAS 構造材利用率向上、無垢材推奨設計提案!
3155	株式会社内戸保住建	宮崎県	都城市	JAS 構造材の魅力を発信!!
3156	株式会社尼崎工務店	大阪府	堺市	JAS 構造材を積極的に活用し普及の促進に邁進いたします!
3157	株式会社大村建築設計事務所	滋賀県	長浜市	JAS 構造材を積極的に利用する設計に取り組みます
3158	有限会社畠山建築事務所	愛知県	豊橋市	JAS 構造材を活用し、大スパン構造の設計を積極的に採用いたします。
3159	株式会社森山建設	新潟県	長岡市	JAS 構造材利用率アップと木造建築での非住宅の拡大
3160	株式会社クロダハウス	石川県	金沢市	JAS 構造材を活用して人にも、環境にもやさしい建築を作ります
3161	小林木材株式会社	大阪府	枚方市	JAS 構造材利用率アップ
3162	株式会社佐久間工務店	千葉県	千葉市	構造材を3か年計画にて100%JAS 構造材にいたします。
3163	株式会社フジサワ建設	滋賀県	甲賀市	JAS 構造材の普及拡大に貢献します!
3164	株式会社 DOORDO	大阪府	大阪市	JAS 構造材利用率の向上
3165	株式会社 SIM global	大阪府	枚方市	お客様への JAS 構造材の積極的なご提案
3166	有限会社 SGK	大阪府	枚方市	JAS 構造材の利用率の向上に努めます
3167	協和産業株式会社	群馬県	桐生市	木構造建築物普及促進に向け JAS 構造材の利用及び取扱いを進める
3168	富岡製材協同組合	群馬県	甘楽郡	JAS 構造材の利用拡大に努めます。
3169	株式会社吉田工務店	滋賀県	草津市	JAS 構造材を活用した建築物の普及拡大に貢献致します。
3170	株式会社田中建築	兵庫県	姫路市	JAS 構造材利用率アップ!
3171	株式会社小幡	兵庫県	姫路市	JAS 構造材を常時取り扱っています。

2. 3 JAS 構造材実証支援事業

2. 3. 1 目的

本事業では、JAS 製品の中でも、地域経済への波及効果や山元への利益還元効果が期待できる製材を主対象とするほか、大型化した国産材原木の利用や非住宅用途の建築物の木造化の活用が期待される枠組壁工法構造用製材（たて継ぎ材を含む。）に加え、CLT、構造用集成材、単板積層材（LVL）を対象とし、一層の木材製品の競争力の強化や消費拡大につなげていくため、非住宅建築物等の構造材として実際に使用していただくことを目的としている。

2. 3. 2 事業内容

（1）事業対象者

実証支援事業に申請できる者は、実証事業の対象物件の建築業者（建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者）であって、以下の全ての要件を満たす者とした。

- 1 宣言事業の宣言事業者であって、宣言事業で実証支援事業への申請年度を初年度とする3か年目標を有する者であること。
- 2 木材 SCM（サプライチェーンマネジメント）支援システム「もりんく」（<https://molink.jp>）の登録者であること。
- 3 下記に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。

■事業内容

建築事業者等が、非住宅建築物（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条に定める建築物のうち国が整備するものを除く。）等において、類似例の拡大が期待できる建築の構造部分に JAS 構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合に限る。）、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、直交集成板、構造用集成材又は構造用単板積層材）等を利用することを通じて、設計、調達、施工時等における JAS 構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを実施すること。

- 4 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- 5 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- 6 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去 5 年以内にこれらに該当したことがある者ではないこと。
- 7 過去 3 か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業において、補助金等の返還命令

を受けた者でないこと。

- 8 建築基準法第6条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」といいます。）において実証支援事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた施工者であること。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。
- 9 実証事業を同年度に3件以上申請する者にあつては、3件目の実証事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）（以下「クリーンウッド法」といいます。）に基づき下記のクリーンウッド登録実施機関から登録を受けていること。

■クリーンウッド登録実施機関

- ・公益財団法人日本合板検査会
- ・公益財団法人日本住宅・木材技術センター
- ・一般財団法人日本ガス機器検査協会
- ・一般社団法人日本森林技術協会
- ・一般財団法人建材試験センター
- ・一般社団法人北海道林産物検査会

- 10 実証事業を同年度に3件以上申請する者にあつては、9に加え、次のいずれかの要件を満たすものとした。なお、事業申請時に調整中の場合も事業申請ができることとしますが、7月26日（金）までに要件を満たすこととした。

（1） 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をする者。

（2） 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）（以下「都市の木造化推進法」という。）に基づく建築物木材利用促進協定を国又は地方公共団体と直接締結した者（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない）。

（3） 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者である建築主との共同申請をする者。

（4） 実証事業において、JAS構造材の供給者が「もりんく」の登録者であり、対象となるJAS構造材について、「もりんく」の「JAS等構造材」へ製品登録していること。

（2）対象とすることができる物件

実証事業の対象とすることができる建築物は建築確認申請等を提出し、かつ次の要件を満たす物件とした。

- 1 建築確認申請等又は建築工事届の建築主が国でないもの。

- 2 用途においては、表 2. 3. 2-1 に掲げるもの。
- 3 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除きます。）が含まれていないことを事業申請者又は建築主から提出された補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りでない。
- 4 新築及び増改築する助成対象の床面積（4 階建て未満の建築物の非木造部分を除く。）が 10 m²を超えるものであること。
- 5 指定する部位で JAS 構造材を使用した建築物であること。
- 6 実証事業の成果を林野庁又は全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したもの。
- 7 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により実証事業者が炭素貯蔵量を算出するものであること。

（3）申請の上限

実証事業者一者が申請する 4 階建て未満の物件のうち建築確認申請の用途が「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舍」、「下宿」のいずれかに区分される延床面積 500 m²超又は 3 階建ての建築物については上限を 1 件までとした。（なお 4 階建て未満の物件のうち延床面積 500 m²以下かつ 2 階建て以下のものについては対象外とした。）

表 2. 3. 2-1 建築確認申請の区分による助成対象建築物
助成対象物件一覧

用途番号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	建築物の階数	
		4 階以上	4 階未満
08010	一戸建ての住宅	○	×
08020	長屋	○	△
08030	共同住宅	○	△
08040	寄宿舍	○	△
08050	下宿	○	△
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	○	×
08070	幼稚園	○	○
08080	小学校	○	○
08082	義務教育学校	○	○
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	○	○
08100	養護学校、盲学校又は聾学校	○	○
08110	大学又は高等専門学校	○	○
08120	専修学校	○	○
08130	各種学校	○	○
08132	幼保連携型認定こども園	○	○
08140	図書館その他これに類するもの	○	○
08150	博物館その他これに類するもの	○	○

※1
※1
※1
※1
※1

用途番号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	建築物の階数	
		4 階以上	4 階未満
08152	美術館その他これに類するもの	○	○
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×	×
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	○	○
08180	保育所その他これに類するもの	○	○
08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	○	○
08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	○	○
08210	児童福祉施設等（建令 19-1 に規定する児童福祉施設等をいい、前 3 項に掲げるものを除く。）	○	○
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	○	○
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	○	○
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	○	○
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	○	○
08260	病院	○	○
08270	巡査派出所	○	○
08280	公衆電話所	○	○
08290	郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	○	○
08300	地方公共団体の支庁又は支所	○	○
08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	○	○
08320	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	○	○
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	△	△
08340	工場（自動車修理工場を除く。）	○	○
08350	自動車修理工場	○	○
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	○	○
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	○	○
08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	○	○
08390	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	○	○
08400	ホテル又は旅館	○	○
08410	自動車教習所	○	○
08420	畜舎	○	○
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	○	○
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	○	○
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	○	○
08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）	○	○
08452	食堂又は喫茶店	○	○
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○	○
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	○	○
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	○	○
08470	事務所	○	○

※2

※3

用途番号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	建築物の階数	
		4 階以上	4 階未満
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	○	○
08490	自動車車庫	○	○
08500	自転車駐車場	○	○
08510	倉庫業を営む倉庫	○	○
08520	倉庫業を営まない倉庫	○	○
08530	劇場、映画館又は演芸場	○	○
08540	観覧場	○	○
08550	公会堂又は集会場	○	○
08560	展示場	○	○
08570	料理店	○	○
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	○	○
08590	ダンスホール	○	○
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、スノードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	×	×
08610	卸売市場	○	○
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	○	○
08630	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	○	○
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	○	○
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は時価販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	○	○
08990	その他	△	△

※2

※4

※1 4 階未満については、延床面積が 500 ㎡超又は 3 階建てについては宣言事業者ごとに 1 件に限り対象とする。

※2 本事業の対象としない。

※3 国の施設は対象としない。

※4 個別に相談して下さい。

（４）助成対象木材及び材積

助成対象木材の要件、範囲及び材積は、JAS 構造材ごとに以下に定めたものとした。
 なお、助成対象木材は、実証事業者がクリーンウッド法に基づき合法性の確認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材とした。

1 助成対象木材の要件

（１）構造用製材

機械等級区分構造用製材の部材の全部又は一部が、構造耐力上主要な部分（以下「構造部」という。）の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とした。

（２）2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL 及び CLT

2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL 又は CLT の部材の全部又は一部が構造部の柱、壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とした。

（３）保存処理材

保存処理材の全部または一部が、構造耐力上主要な部分の土台等に使用されることを必須とした。

2 助成対象木材の範囲及び材積

助成対象木材の範囲及び材積は、JAS 構造材を構造部に使用する階（以下「助成対象階」という。）を範囲とし、当該の階で使用した JAS 構造材の材積を対象とした。

（５）助成金額

助成金額は以下の 1、2 及び 3 を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の額を切り捨てた額とした。

なお、助成金額は 1 件の実証事業に対して、15,000,000 円を上限とするが、助成対象の建築物の延床面積が 3,000 m²を超える場合は 30,000,000 円を上限とした。

また、これらの規定にかかわらず、採択された実証事業の助成金額の合計が予算額を上回った場合には、個々の実証事業に係る助成金を減額することとした。

- 1 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象階で使用予定の構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL、保存処理材の材積の合計に 60,000 円／m³を乗じた金額及び助成対象階で使用する CLT の材積の合計に 130,000 円／m³を乗じた金額に、助成対象階で使用予定の構造用合板、構造用パネルの調達費に 1／2 を乗じた額を加算した金額。
- 2 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象階で使用了構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL、保存処理材の材積の合計に 60,000 円／m³を乗じた金額及び助成対象階で使用了 CLT の材積の合計に 130,000 円／m³を乗じた金額に、助成対象階で使用了構造用合板、構造用パネルの調達費に 1／2 を乗じた額を加算した金額。
- 3 様式第 6 号別紙（参考 2：図 2. 3. 5－2）に基づく助成対象階で使用了構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL、保存処理材及び CLT の調達費に、助成対象階で使用了構造用合板、構造用パネルの調達費に 1／2 を乗じた額を加算した金額。

（６）事業の流れ

事業の流れは、図 2. 3. 2－1 のとおりである。

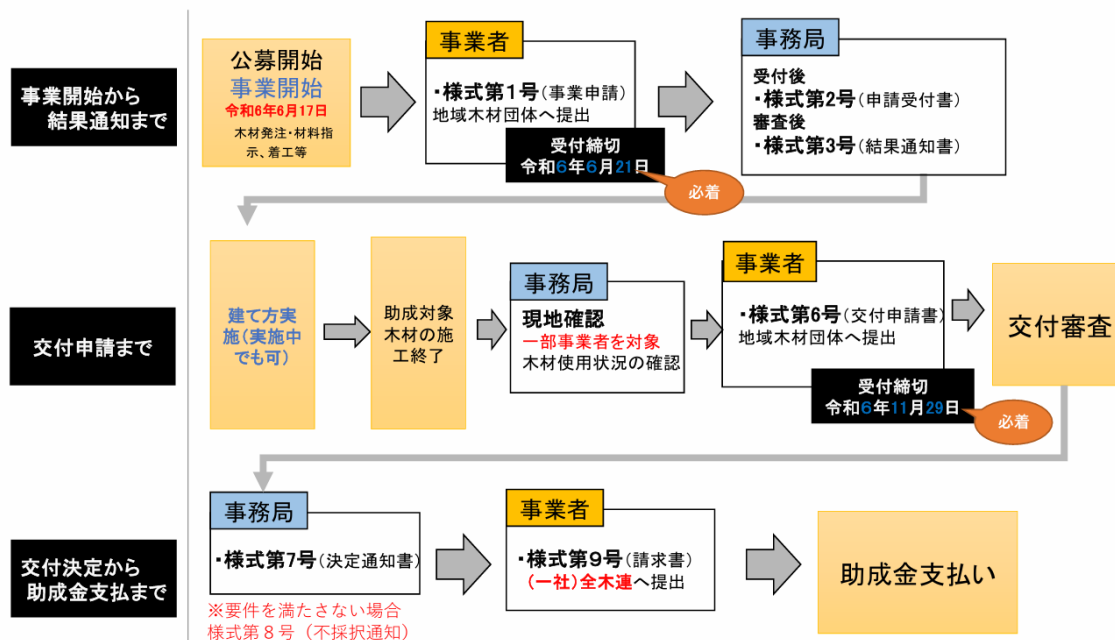
事業の募集は、募集期間の前倒し措置は取らないこととし、募集内容の公表：令和 6 年 6 月 12 日、事業申請期間：令和 6 年 6 月 17 日～6 月 21 日、交付申請締切：令和 6 年 11 月 29 日として 1 回行った。

- ① 実証事業者は、様式第 1 号の事業申請を締め切り日までに地域木材団体へ提出する。
- ② 地域木材団体は、申請受付後内容を確認した上で様式第 2 号の受付書を発行し、事

務局へ提出する。

- ③ 公募開始日以降、事業を開始（材料発注、材料発注指示等）する。
- ④ 公募開始の日付(令和6年6月17日)前に発注された材料及び様式第3号の発行日より前に建て方完了した物件は助成対象外となる。
- ⑤ 事務局は書類内容について審査を行い、問題ないと判断できた場合には様式第3号の結果通知書の発行を行う。
- ⑥ 建て方終了後、事務局または地方木材団体は、一部実証事業者を対象として JAS 構造材等についての使用状況の確認を行う。
- ⑦ 助成対象木材の施工完了後、実証事業者は様式第6号の交付申請を締め切り日までに地域木材団体へ提出する。地域木材団体は内容を確認した上で事務局へ提出する。
- ⑧ 事務局は書類内容について審査を行い、問題ないと判断できた場合には様式第7号の助成金交付決定通知書の発行を行う。
- ⑨ 個別実証事業者は様式第9号の請求書を事務局へ提出する。
- ⑩ 事務局は助成金の支払いを行う。

図2. 3. 2-1 事業の流れ



2. 3. 3 事業申請における審査

(1) 事業申請書様式

事業申請書は公募要領第 10 に定められた提出期限内に実証事業に申請する物件の住所にある地域木材団体へ提出するものとした。

提出書類は下記のとおりである。

- ア 公募要領第 9 に規定する事業申請書及び付属資料（工事工程表、もりんくの登録者であることを示す資料を含む）
- イ 申請物件の助成対象となる JAS 構造材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され、判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図等
- ウ 建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し
- エ 建築確認申請等（本申請）の写し（受付印のあるもの）
※建築確認事前審査願や事前相談等は不可
- オ 申請物件に使用される木材、JAS 構造材の使用予定量、予定調達費がわかる見積明細書（JAS 構造材の種類ごとに数量、金額が確認できるもの。発注済の場合は発注書でも良い。）等
- カ 施工者として確認できる者から JAS 構造材実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる委譲書（契約書等を添付）
- キ 助成金振り込み先の銀行口座情報
- ク 3 件以上申請する場合に必要な資料

アの事業申請書等の様式（参考 2：図 2. 3. 3-1～図 2. 3. 3-6）は、ホームページからエクセルデータとしてダウンロードできるものとした。

(2) 事業申請書記載例

事業申請の書類手続きを円滑に進めるため、事業申請書の記載例を作成し（別添データ資料：事業説明書 PDF）、ホームページに公表した。

(3) 事業申請審査

事務局は提出された申請書について、外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で、実証事業の採択を決定した。

事務局では書類の不備などのチェックと、内容についての審査の 2 段階チェックを行っている。書類の不備などのチェック表を図 2. 3. 3-7（参考 2）に、書類内容についてのチェックシートを図 2. 3. 3-8（参考 2）に示す。

審査後、事務局は、図 2. 3. 3-9（参考 2）の審査結果通知書（様式第 3 号）を実証

事業申請者に通知した。

2. 3. 4 現場審査

全木連及び地域木材団体は、公募要領に基づき、必要に応じて実証事業の対象物件を確認することができる。

(1) 現地確認チェックリスト

現地確認チェックリストなどを図 2. 3. 4-10（参考 2）に示す。

2. 3. 5 交付申請における審査

(1) 交付申請書様式

- 1) 実証事業者は、事業完了後、JAS 構造材実証支援事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第 6 号）1 部と以下に挙げる資料 1 部を添付し、事業が完了した日から起算して 1 か月を経過した日又は全木連が設定した締め切り日のいずれか早い期日までに提出していただくこととした。

なお、「事業が完了した日」とは、助成対象木材の JAS 構造材の建て方が終了した日とした。

ア 実証事業で得られた JAS 構造材の使用に関する情報等をまとめた報告書

- ① 構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 LVL、保存処理材の場合は、様式第 6 号-2（共通）及び様式第 6 号-2-①（機械等級区分構造用製材ほか）

- ② CLT の場合は、様式第 6 号-2（共通）、様式第 6 号-2-②（CLT）-1、様式第 6 号-2-②（CLT）-2

イ 交付金額の査定に必要となる資料（請求書、領収書等の内訳明細で JAS 構造材の木材費、木材加工費、運搬費等の詳細が記載されたもの、図面等）

ウ 工事記録写真（JAS 材であることがわかるもの。JAS 材であることが写真から判別できない場合には、「JAS 製品であることの証明書」に代えることができる）

エ 全木連が公募を開始した日付以降に材料発注があったことを証明する資料（発注書（明細書等を含む。）、材料指示書等）

オ 建築確認済証及び第 9 に定める付属資料において提出した建築確認申請書等又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請書等のコピー

カ クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを示す書面（事業申請者がグリーンウッド法の登録木材関連事業者等でない場合は、部材供給業者が合法伐採木材の取扱者であることを証明する資料を添付）

キ 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を示す書面（林野庁ホームページに掲載

されている計算シートを活用して作成した計算結果)

2) 実証事業者は、第1項の交付申請書(様式第6号)を提出するに当たり、消費税額を除外して申請していただくこととした。

アの交付申請書の様式及び報告書等(参考2:図2.3.5-1~図2.3.5-15)は、ホームページからエクセルデータとしてダウンロードできるものとした。

(2) 交付申請書記載例

交付申請の書類手続きを円滑に進めるため、交付申請書の記載例を作成し(別添データ資料:事業説明書PDF)、ホームページに公表した。

(3) 交付申請審査

事務局は提出された申請書について、外部の有識者からなる委員会が定める基準に従って交付申請書の審査を行った。

事務局では書類の不備などのチェックと、内容についての審査の2段階チェックを行っている。書類の不備などのチェック表を図2.3.5-16(参考2)に、書類内容についてのチェックシートを図2.3.5-17(参考2)に示す。

審査後、事務局は、助成金交付決定通知書(様式第7号)を実証事業申請者に通知した。(参考2:図2.3.5-18)

2.3.6 事業成果

(1) 実証物件の件数等の分析

本事業における実証物件の件数は98件、助成額は547,841千円となった。

都道府県別の実証物件の件数を表2.3.6-1に示す。宣言事業者登録件数の多い大阪府、北海道、東京都、千葉県が多い結果となった。

用途別×地域別の実証件数を纏めたものを表2.3.6-2に示す。昨年度同様、共同住宅・寄宿舎の用途が3割を占め、次いで事務所、老人介護施設等の順となった。

県別の炭素貯蔵量の国産材比率を纏めたものを表2.3.6-3に示す。それぞれの部材で国産材の割合が不明なものは国産材に含めない算出方法となっているものの、全体で36%となっており、昨年度より9ポイントアップした。都道府県別では宮城県、茨城県、熊本県が100%で次いで長野県、大分県が8割を超えている(各県いずれも1件の採択)一方で、都市部では国産材の比率が低いことが明らかとなった。また、国産材比率別件数を分析すると国産材比率が「0%」は全体の1割で昨年度と比べ半減している。その用途別内訳をみると、共同住宅等が46%を占めている。(表2.3.6-4)

用途別×延べ面積別の実証件数を纏めたものを表2.3.6-5に示す。4号特例から外

れる延べ面積 500 m²以上の建物の件数が 46%という結果となった。これらは高度な構造計算が必要となるため、特に強度等級区分された JAS 材が必要となる物件である。

用途別×JAS 構造材別の JAS 構造材の使用件数を纏めたものを表 2. 3. 6-6 に示す。共同住宅等、次いで老人福祉施設、事務所の使用材積量が多い結果となった。JAS 構造材の種類については、集成材、合板が過半を占める結果となった。

表 2. 3. 6-7 に令和 6 年度の交付を受けた事業の一覧を示す。

表 2. 3. 6-1 都道府県別 実証物件の件数 (件)

県	件数	県	件数	県	件数
01北海道	10	17富山	2	33岡山	
02青森		18石川	5	34広島	3
03岩手		19福井	3	35山口	
04宮城	1	20長野	1	36徳島	
05秋田		21岐阜		37香川	1
06山形		22静岡	6	38愛媛	3
07福島		23愛知	5	39高知	2
08茨城	1	24三重	3	40福岡	2
09栃木	2	25滋賀	4	41佐賀	
10群馬	2	26京都	2	42長崎	
11埼玉	2	27大阪	11	43熊本	1
12千葉	7	28兵庫	1	44大分	1
13神奈川	3	29奈良	3	45宮崎	1
14山梨		30和歌山		46鹿児島	
15東京	8	31鳥取		47沖縄	
16新潟	2	32島根			
総計			98		

表 2. 3. 6 - 2 用途別×地域別 実証物件の件数 (件)

用途/地域	①北海道・東北	②関東	③北陸	④中部	⑤近畿	⑥中国	⑦四国	⑧九州・沖縄	総計
共同住宅等	3	11		2	8	2	1		27
事務所	2	1	1	1	7	1	2	3	18
老人ホーム等		6		4	2				12
飲食店・店舗	2	3	2		1		1		9
倉庫		1	3	2	1		1	1	9
工場		1		1	2			1	5
児童・福祉施設等	1		2	1					4
郵便局		2	1						3
幼保施設・学校	1			1			1		3
作業場・貯蔵施設			2						2
宿泊施設	2								2
診療所			1	1					2
自動車修理工場				1					1
戸建て				1					1
総計	11	25	12	15	21	3	6	5	98

表 2. 3. 6 - 3 県別×炭素貯蔵量

県	助成件数	木材全体利用量	木材全体の炭素貯蔵量(CO ₂ 換)	国産材利用量	国産材の炭素貯蔵量(CO ₂ 換算)	国産材利用割合
01北海道	10	942	722	452	357	 47.98%
02青森						
03岩手						
04宮城	1	99	97	99	97	 100.00%
05秋田						
06山形						
07福島						
08茨城	1	83	54	83	54	 100.00%
09栃木	2	340	275	75	68	 22.06%
10群馬	2	306	259	124	109	 40.52%
11埼玉	2	302	243	33	21	 10.93%
12千葉	7	841	667	115	107	 13.67%
13神奈川	3	413	315	66	42	 15.98%
14山梨						
15東京	8	761	557	265	184	 34.82%
16新潟	2	108	81	55	35	 50.93%
17富山	2	111	80	57	37	 51.35%
18石川	5	536	415	288	206	 53.73%
19福井	3	489	408	222	189	 45.40%
20長野	1	125	104	113	94	 90.40%
21岐阜						
22静岡	6	369	301	118	91	 31.98%
23愛知	5	514	386	196	143	 38.13%
24三重	3	330	232	35	26	 10.61%
25滋賀	4	572	416	41	29	 7.17%
26京都	2	153	110	85	60	 55.56%
27大阪	11	956	742	258	199	 26.99%
28兵庫	1	105	88	1	1	0.95%
29奈良	3	410	302	246	179	 60.00%
30和歌山						
31鳥取						
32島根						
33岡山						
34広島	3	495	346	234	142	 47.27%
35山口						
36徳島						
37香川	1	172	124	84	49	 48.84%
38愛媛	3	202	150	71	43	 35.15%
39高知	2	224	167	107	92	 47.77%
40福岡	2	34	27	3	2	 8.82%
41佐賀						
42長崎						
43熊本	1	250	185	250	184	 100.00%
44大分	1	95	65	81	55	 85.26%
45宮崎	1	388	341	25	30	 6.44%
46鹿児島						
47沖縄						
総計	98	10725	8259	3882	2925	36.20%

表 2. 3. 6 - 4 炭素貯蔵量の国産材比率

国産材比率別件数

以上 未満 %	件数	シェア率
100	4	4.1%
90～100	3	3.1%
80～90	9	9.2%
70～80	5	5.1%
60～70	3	3.1%
50～60	2	2.0%
40～50	5	5.1%
30～40	13	13.3%
20～30	12	12.2%
10～20	19	19.4%
0～10	12	12.2%
0	11	11.2%
	98	100.0%

用途別利用量「0%」の件数

用途	件数	シェア率
共同住宅等	5	45.5%
老人ホーム等	3	27.3%
飲食店・店舗	1	9.1%
事務所	1	9.1%
倉庫	1	9.1%
総計	11	100.0%

表 2. 3. 6 - 5 用途別×延べ面積別 実証物件の件数（件）

用途/面積	100未満	100超- 200未満	200超- 300未満	300超- 400未満	400超- 500未満	500超- 1000未満	1000超- 1500未満	1500超- 2000未満	2000超- 3000未満	3000超	用途総計
飲食店・店舗		2	3		2	2					9
共同住宅等			4	6	3	13	1				27
戸建て			1								1
工場					1	2		2			5
作業場・貯蔵施設			1						1		2
事務所	2	4	1	2	2	5	1	1			18
児童・福祉施設等		2		1	1						4
自動車修理工場				1							1
宿泊施設		1				1					2
診療所			1	1							2
倉庫	1	1			3	1	2	1			9
郵便局	1	2									3
幼保施設・学校				2		1					3
老人ホーム等					1	9	1	1			12
総計	4	12	11	13	13	34	5	5	1		98

表 2. 3. 6-6 用途別×JAS 構造材別 JAS 構造材の使用件数 (件)

用途/JAS種類別	機械	目視	2x4	集成材	LVL	保存処理材	CLT	合板	パネル	用途総計
共同住宅等	8	0	12	26	4	3	2	26	5	86
老人ホーム等	4	1	7	12	5	6	0	12	0	47
事務所	6	1	0	15	1	0	4	16	1	44
飲食店・店舗	3	0	2	8	2	3	3	8	3	32
倉庫	2	0	2	9	1	1	2	7	2	26
工場	2	1	1	5	2	1	0	4	1	17
児童・福祉施設等	0	0	1	4	1	0	0	4	1	11
幼保施設・学校	1	1	0	3	0	0	0	3	1	9
郵便局	1	0	0	3	0	0	3	2	0	9
診療所	1	0	0	2	0	0	0	2	0	5
宿泊施設	0	0	0	2	0	0	0	2	1	5
作業場・貯蔵施設	0	0	0	2	1	0	0	1	0	4
自動車修理工場	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
戸建て	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
使用JAS構造材計	28	4	25	93	17	14	14	89	15	299

表 2. 3. 6-7 物件名、所在地、施工者

No.	県	施工者・申請者	物件名	物件住所	主要用途	延べ床(m ²)	助成延べ床(m ²)
1	01 北海道	株式会社甲谷建設	(仮称)恵庭市相生3丁目 AP 新築工事	北海道恵庭市	共同住宅	359.70	359.70
2	01 北海道	有限会社タクミハウジング	(仮称)児童福祉施設(放課後デイサービス)新築工事	北海道札幌市	児童福祉施設(放課後デイサービス)	145.53	145.53
3	01 北海道	有限会社タクミハウジング	FLEX CELLA-NORTH17新築工事	北海道札幌市	ホテル	153.69	153.69
4	01 北海道	株式会社市澤建設	有限会社ライズ事務所建替工事	北海道富良野市	事務所	144.09	144.09
5	01 北海道	アイビーホーム株式会社	見山町2丁目 AP	北海道苫小牧市	共同住宅	434.70	434.70
6	01 北海道	ユアーズ建設株式会社	サポート24社屋新築工事	北海道札幌市	サービス業を営む店舗(宅地建物取引業)	115.93	115.93
7	01 北海道	株式会社三五工務店	(仮称)ODIN HILLS Villa Sasaki 新築工事	北海道虻田郡	ホテル(簡易宿所)	706.87	706.87

No.	県	施工者・申請者	物件名	物件住所	主要用途	延べ床(㎡)	助成延べ床(㎡)
8	01 北海道	株式会社札幌	(仮称)KIUニセコ校舎新築工事	北海道虹田郡	各種学校	847.98	847.98
9	01 北海道	東陽ハウス株式会社	(仮称)レジデンス中島	北海道室蘭市	共同住宅	388.17	388.17
10	01 北海道	株式会社ストロープ	(仮称)KUROMORI千歳錦町店新築工事	北海道千歳市	百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗	465.55	465.55
11	04 宮城	セイホクホーム株式会社	セイホクテック株式会社 事務所新築工事	宮城県多賀城市	事務所	6757.92	538.26
12	08 茨城	株式会社田中工務店	セブンイレブン三和仁連店新築工事	茨城県古河市	店舗(コンビニエンスストア)	251.22	251.22
13	09 栃木	株式会社テクニカルリサーチ	(仮)那須 JAS 工場 新築工事	栃木県那須烏山市	木材加工工場	2269.44	1987.44
14	10 群馬	小林工業株式会社	平方木材株式会社 本社屋新築工事	群馬県前橋市	事務所	997.34	997.34
15	10 群馬	YK 建物株式会社	浦野様富岡老人ホーム新築工事	群馬県富岡市	老人ホーム	836.89	836.89
16	11 埼玉	株式会社 NEAT	株式会社小泉 浦和営業所新築工事	埼玉県さいたま市	倉庫業を営まない倉庫、事務所	1203.00	1203.00
17	11 埼玉	YK 建物株式会社	児玉町住宅型有料老人ホーム新築工事	埼玉県本庄市	老人ホーム	773.44	773.44
18	12 千葉	株式会社アメニティジョイハウス	(仮称)佐倉市上志津ツクイデイサービス・有料老人ホーム新築工事	千葉県佐倉市	有料老人ホーム、社会福祉施設(老人デイサービスセンター)	1419.22	1419.22
19	12 千葉	スターツ CAM 株式会社	(仮称)H様本行徳計画 新築工事	千葉県市	共同住宅	978.84	957.78
20	12 千葉	株式会社木下工務店	(仮称)サビオ株式会社 フソウアルファ様邸 新築工事	千葉県八千代市	共同住宅	785.16	563.52
21	12 千葉	株式会社サラブレッド	(仮称)黒砂4丁目A P 新築工事	千葉県千葉市	共同住宅 (14戸)	595.08	579.60
22	12 千葉	株式会社 AJ ライフデザイン	(仮称)AJ 幕張005共同住宅新築工事	千葉県千葉市	共同住宅	572.63	572.63

No.	県	施工者・申請者	物件名	物件住所	主要用途	延べ床(㎡)	助成延べ床(㎡)
23	12 千葉	遠田建設株式会社	ロワール原木新築工事	千葉縣市	共同住宅	495.91	495.91
24	12 千葉	株式会社スタジオ CoCo-Li	船橋市海神6丁目 B 棟 共同住宅	千葉県船橋 市	共同住宅	234.61	234.61
25	13 神奈川	株式会社ハウゼ	(仮称)下荻野 SPS 住 宅型有料老人ホーム 新築工事	神奈川県厚 木市	有料老人ホ ーム	649.45	649.45
26	13 神奈川	株式会社ホームテック	藤沢市円行紺野ハウ ス 新築工事	神奈川県藤 沢市	共同住宅	417.26	417.26
27	13 神奈川	住友林業株式会社	(仮称)綾瀬市深谷南 三丁目計画 新築工 事	神奈川県綾 瀬市	老人ホーム	977.44	977.44
28	13 神奈川	株式会社成建オーダーハ ウス	末長1丁目中山様プ ロジェクト	神奈川県川 崎市	共同住宅(14 戸)	912.45	912.45
29	15 東京	大和ハウスウッドリフォ ーム株式会社	(仮称)目黒区碑文谷2 丁目 PJ 新築工事	東京都目黒 区	共同住宅	323.99	323.99
30	15 東京	株式会社エヌエスハウジ ング	(仮称)リブ扇3丁目新 築工事	東京都足立 区	共同住宅	297.54	297.54
31	15 東京	株式会社ハウゼ	(仮称)七国2丁目住 宅型有料老人ホーム 新築工事	東京都八王 子市	老人ホーム	949.40	949.40
32	15 東京	株式会社オオナリプラン ニング	矢野口共同住宅 新 築工事	東京都稲城 市	共同住宅	248.38	248.38
33	15 東京	株式会社 NEAT	(仮称)西武信用金庫 本町通支店 新築工 事	東京都中野 区	銀行の支店	577.02	509.37
34	15 東京	株式会社長谷萬	上恩方町1980-7,9計 画新築工事	東京都八王 子市	郵便局	95.65	95.65
35	15 東京	三井ホーム株式会社	50031346 マークド ナルド板橋見次公園 前店新築工事	東京都板橋 区	飲食店	489.20	471.54
36	16 新潟	有限会社オガワ工務	(有)エクセルサービ ス様事務所・倉庫新 築工事	新潟県柏崎 市	倉庫業を営 まない倉庫	306.14	182.35
37	16 新潟	横山建設株式会社	五泉小児科・耳鼻科 クリニック新築工事	新潟県五泉 市	診療所(患者 の収容施設 のないもの に限る)	314.68	314.68

No.	県	施工者・申請者	物件名	物件住所	主要用途	延べ床(㎡)	助成延べ床(㎡)
38	17 富山	寺崎工業株式会社	ウッドリンク製材事業部塚原工場	富山県射水市	事務所	4856.50	405.77
39	17 富山	株式会社中東	(仮称)射水一条郵便局新築工事	富山県射水市	郵便局	132.64	132.64
40	18 石川	株式会社 JA 建設エナジー	(仮称)障がい福祉サービス事業所いそべ新築工事	石川県金沢市	児童福祉施設等(障がい者グループホーム)	350.68	350.68
41	18 石川	株式会社中東	星崎運輸(株)金沢湊倉庫 新築工事	石川県金沢市	倉庫業を営まない倉庫	486.00	486.00
42	18 石川	株式会社中東	Heroes 寺井写真館分館(仮)新築工事	石川県能美市	物品販売業を営む店舗以外の店舗(写真館)	128.36	128.36
43	18 石川	株式会社中東	第2冷蔵倉庫 project	石川県小松市	倉庫業を営まない倉庫、飲食店、事務所	991.22	991.22
44	18 石川	株式会社シモアラ	株式会社プロデザイン社屋新築工事	石川県小松市	損害保険代理店	276.48	276.48
45	19 福井	松栄建設株式会社	堀内様 乾燥調製施設倉庫新築工事	福井県福井市	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	338.02	205.88
46	19 福井	松栄建設株式会社	福井精米(株)丸岡低温倉庫新築工事	福井県坂井市	定温倉庫(米の貯蔵)	2184.00	2184.00
47	19 福井	株式会社エム・ジェイホーム	(仮称)坂井市丸岡町グループホーム新築工事	福井県坂井市	児童福祉施設等(グループホーム)	496.07	486.91
48	20 長野	松代建設工業株式会社	(株)マルオカ 東信工場増築工事	長野県東御市	工場	653.45	653.45
49	22 静岡	株式会社平成建設	綿仁(株)様店舗・事務所・工場新築工事	静岡県三島市	自動車修理工場	324.00	324.00
50	22 静岡	株式会社平成建設	S様クリニック新築工事	静岡県三島市	診療所(患者の収容施設のないものに限る)	231.33	231.33
51	22 静岡	株式会社アキヤマ	くさなぎ高等学院様校舎新築工事	静岡県静岡市	中学校高等学校又は中等教育学校	388.99	388.99
52	22 静岡	株式会社アキヤマ	有度十七夜山保育園様ホール増築工事	静岡県静岡市	児童福祉施設等(入所者の寝室無し)保育園	152.00	152.00

No.	県	施工者・申請者	物件名	物件住所	主要用途	延べ床(m ²)	助成延べ床(m ²)
53	22 静岡	平和建設株式会社	(仮称)住宅型有料老人ホームはーとらいふ富士広見公園新築工事	静岡県富士市	有料老人ホーム	950.90	950.90
54	22 静岡	木内建設株式会社	株式会社金丸建築設計事務所新社屋新築工事	静岡県静岡市	事務所	158.00	158.00
55	23 愛知	株式会社ワイズ	(仮称)緑区神沢共同住宅新築工事	愛知県名古屋市	共同住宅	321.91	321.91
56	23 愛知	角文株式会社	(仮称)株式会社山西豊田店 事務所他 建設工事	愛知県豊田市	倉庫業を営まない倉庫(事務所)	4462.87	497.63
57	23 愛知	株式会社愛北工務店	コンセプト・インターナショナル(株)様/第4倉庫新築工事	愛知県一宮市	倉庫業を営まない倉庫	478.23	478.23
58	23 愛知	有限会社萩森建設	札木鈴木邸新築工事	愛知県豊橋市	一戸建ての住宅	221.29	221.29
59	23 愛知	株式会社日建ホームズ	合同会社 TTT 様 2号館	愛知県一宮市	住宅型有料老人ホーム	1581.81	1576.81
60	24 三重	株式会社マエケン	(仮称)四日市市 日中支援型グループホーム新築工事	三重県四日市市	児童福祉施設(日中支援型グループホーム)	496.86	496.86
61	24 三重	株式会社まごころ住宅	(仮称)津市新町 住宅型有料老人ホーム	三重県津市	老人ホーム	881.76	881.76
62	24 三重	東建コーポレーション株式会社	四日市支店 48-0445(仮称)森田 妙子様賃貸アパート新築工事	三重県津市	長屋	784.75	765.18
63	25 滋賀	株式会社エム・ジェイホーム	(仮称)今浜町ガレージハウス新築工事	滋賀県守山市	長屋	552.20	552.20
64	25 滋賀	株式会社奥田工務店	東近江市ひばり丘町 共同住宅	滋賀県東近江市	共同住宅	563.19	551.99
65	25 滋賀	株式会社大塚工務店	ハマリビング様 倉庫新築工事	滋賀県長浜市	倉庫業を営まない倉庫(葬祭場用倉庫)	1693.87	1693.87
66	25 滋賀	オオサワ株式会社	ヨコイ京滋販売株式会社・本社新築工事	滋賀県長浜市	事務所	354.58	276.58
67	26 京都	株式会社野原工務店	田辺公園拡張整備事業 産直市場棟・多目的用途棟3	京都府京田辺市	公園施設(公園内売店)	1305.39	238.49
68	26 京都	八田建設株式会社	株式会社 SAITO/伏見新社屋新築工事	京都府京都市	事務所(倉庫付)	703.70	703.70

No.	県	施工者・申請者	物件名	物件住所	主要用途	延べ床(㎡)	助成延べ床(㎡)
69	27 大阪	合同会社エトワール設計事務所	吉祥88新築工事	大阪府堺市	事務所(倉庫付)	484.69	484.69
70	27 大阪	株式会社 KANAE	河内長野市向野町老人ホーム新築工事	大阪府河内長野市	有料老人ホーム	995.40	995.40
71	27 大阪	株式会社荻田建築事務所	(仮称)川岸様巽南倉庫事務所新築工事	大阪府大阪市	事務所	197.00	197.00
72	27 大阪	株式会社 AY 建設	(仮称)ぼんばし CHILL 新築工事	大阪府大阪市	物販店舗、飲食店舗	144.80	144.80
73	27 大阪	フロックス有限公司	岸和田市沼町共同住宅 新築工事	大阪府岸和田市	共同住宅(車庫付)	311.94	311.94
74	27 大阪	株式会社 KANAE	門真市島頭老人ホーム A 棟新築工事	大阪府門真市	有料老人ホーム	1598.52	852.10
75	27 大阪	日匠テック株式会社	グランデール古川橋新築工事	大阪府門真市	事務所(店舗(食堂又は喫茶店)・倉庫業を営まない倉庫付)	338.85	338.85
76	27 大阪	株式会社甲和ビルド	宮田運輸本社 新築工事	大阪府高槻市	事務所	352.34	352.34
77	27 大阪	株式会社アクト	(仮称)西淀川区佃5計画新築工事	大阪府大阪市	事務所付工場	446.35	446.35
78	27 大阪	有限会社セレブ	(東大阪市)田中様共同住宅新築工事	大阪府東大阪市	共同住宅	266.25	266.25
79	27 大阪	株式会社マルトク建設	(仮称)西浦1丁目 コインランドリー兼集合住宅 新築工事	大阪府羽曳野市	共同住宅(コインランドリー店舗付)	526.50	526.50
80	27 大阪	三井ホーム株式会社	玉櫛1丁目計画新築工事	大阪府茨木市	共同住宅	609.31	597.78
81	28 兵庫	株式会社サナダ	(株)サナダ本社工場増築工事	兵庫県三田市	工場	1008.01	888.48
82	29 奈良	株式会社日本中央住販	野垣内町共同住宅新築工事	奈良県大和郡	共同住宅	447.33	447.33
83	29 奈良	大和財託株式会社	奈良市法蓮町956C棟_Z-MAISON	奈良県奈良市	共同住宅	389.94	389.94
84	29 奈良	株式会社中尾組	奈良ヤクルト販売株式会社本社建替計画新築工事	奈良県奈良市	事務所・倉庫業を営まない倉庫	1649.18	1629.98

No.	県	施工者・申請者	物件名	物件住所	主要用途	延べ床(㎡)	助成延べ床(㎡)
85	34 広島	パナソニックリビング中 四国株式会社	尾道中学校・高等学校 ラグビー部寮新築 工事	広島県尾道 市	寄宿舎	1366.19	1166.52
86	34 広島	株式会社大本組	(仮称)株式会社セイ エル尾道営業所新築 工事	広島県尾道 市	事務所	1272.93	1090.22
87	34 広島	株式会社マリモハウス	(仮称)セブンプロー ト海田町栄町新築工 事	広島県安芸 郡	共同住宅	798.78	798.78
88	37 香川	株式会社西崎組	グリーンコーポ双子 浦新築工事計画	香川県小豆 郡	共同住宅	688.95	688.95
89	38 愛媛	有限会社上弘	アーク都市開発様事 務所新築工事	愛媛県松山 市	事務所	51.39	51.39
90	38 愛媛	村上工業株式会社	株式会社ブリッジカ ンパニー新社屋建設 計画	愛媛県喜多 郡	事務所	723.42	723.42
91	38 愛媛	宮崎木材株式会社	TGG 倉庫新築工事	愛媛県新居 浜市	倉庫業を営 まない倉庫	99.37	99.37
92	39 高知	有限会社西村住研	(仮称)あがりや Base 新築工事	高知県高知 市	飲食店	611.36	611.36
93	39 高知	株式会社龍建設	仮称 香我美のわら べ館新築工事	高知県香南 市	幼保連携型 認定こども 園(地方裁量 型)	358.46	353.84
94	40 福岡	株式会社黒木建設	株式会社大晃鋳螺事 務所新築工事	福岡県福岡 市	事務所	142.84	142.84
95	40 福岡	株式会社黒木建設	(仮称)重ビル事務所 新築工事	福岡県福岡 市	事務所	92.32	92.32
96	43 熊本	有限会社永松建設	肥後木材モルダー工 場新築工事	熊本県熊本 市	木材加工工 場	1933.46	1933.46
97	44 大分	株式会社アイビック	(仮称)SANEi 本社オ フィス 増改築工事	大分県大分 市	事務所	959.10	676.12
98	45 宮崎	有限会社 C&S	(株)松永商事川南倉 庫新築工事	宮崎県児湯 郡	倉庫業を営 む倉庫	1779.00	1395.00

(2) 実証報告書の分析

実証事業者から提出された様式第6号-2の結果の分析を行った。

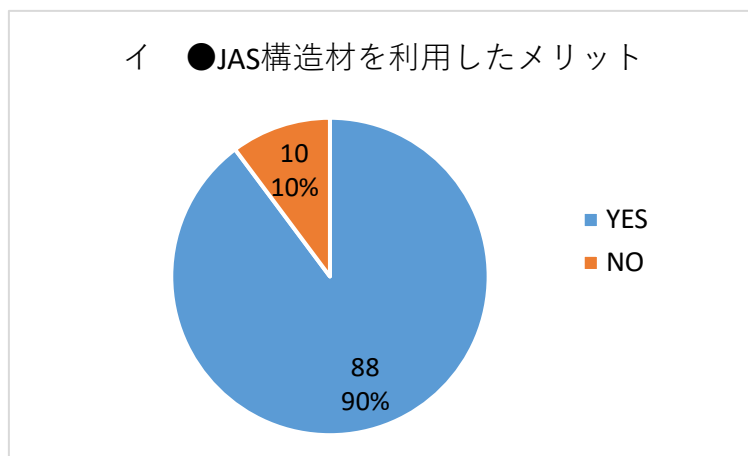
なお、設問の一部は自由記述での回答となっており、分析に当たっては回答者の意図を汲み取った上でカテゴリーに分けて統計処理を行っている。これらの回答には曖昧な表現も含まれるため、正確に回答者の意図を汲み取りきれしていない可能性があることをお断りしておきたい。

ア ●施主に対して説明を行いましたか？（有効回答数 98 件）

回答結果は、①YES：98 件(100%)、②NO：0 件(0%)となり、すべての案件で同意書の確認と併せて施主への説明を行っている。

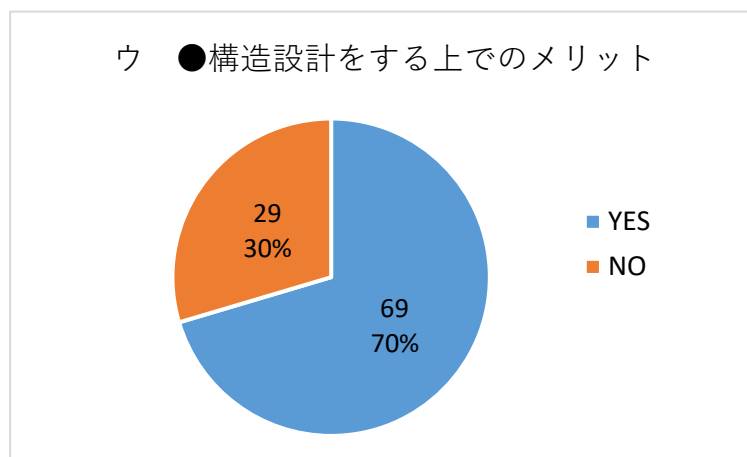
イ ●JAS 構造材を利用したメリット（有効回答数 98 件）

回答結果は、①YES：88 件(90%)、②NO：10 件(10%)となり、90%がメリットがあったと回答している。



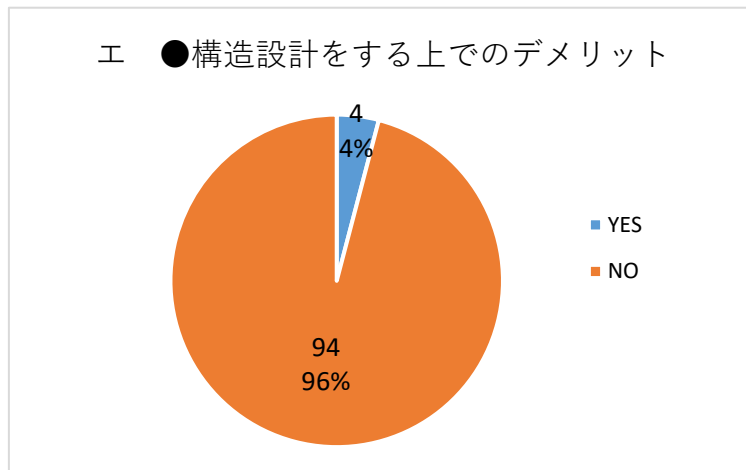
ウ ●構造設計をする上でのメリット（有効回答数 98 件）

回答結果は、①YES：69 件(70%)、②NO：29 件(30%)となり、7割がメリットがあったと回答している。



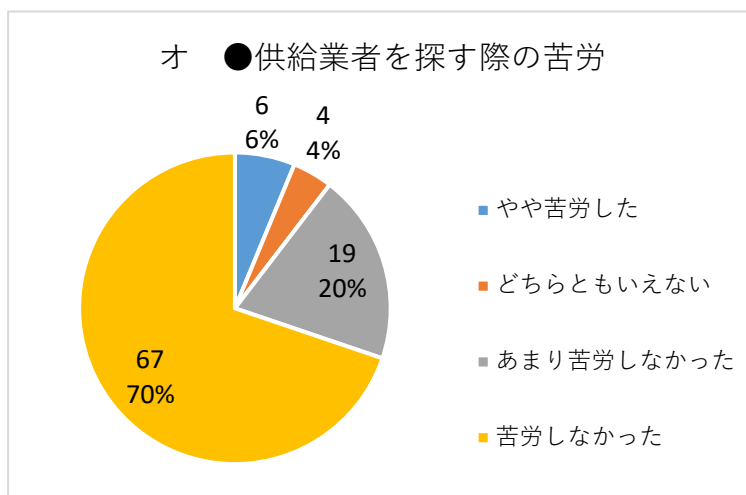
エ ●構造設計をする上でのデメリット（有効回答数 98 件）

回答結果は、①YES：4件(4%)、②NO：94件(96%)となり、ほとんどがデメリットはないとの回答となった。



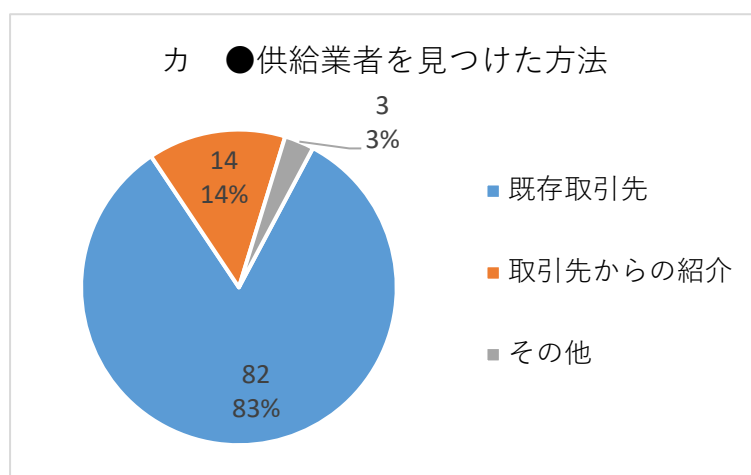
オ ●供給業者を探す際の苦勞（有効回答数 97 件）

回答結果は、①苦勞しなかった：68件(70%)、②あまり苦勞しなかった：19件(20%)、③どちらともいえない：4件(4%)であった。苦勞しなかった、あまり苦勞しなかったを合わせると90%となり、ほとんどの事業者は、供給業者を探す苦勞がなかったと考えられる。



カ ● 供給業者を見つけた方法（有効回答数 98 件）

回答結果は、①既存取引先：82 件(83%)、②取引先からの紹介：14 件(14%)、
などであった。ほとんどの事業者は供給業者を見つけるのに、既存取引先、取引
先からの紹介など何らかのつながりを使って供給業者との契約につなげている実
態となっている。※複数回答

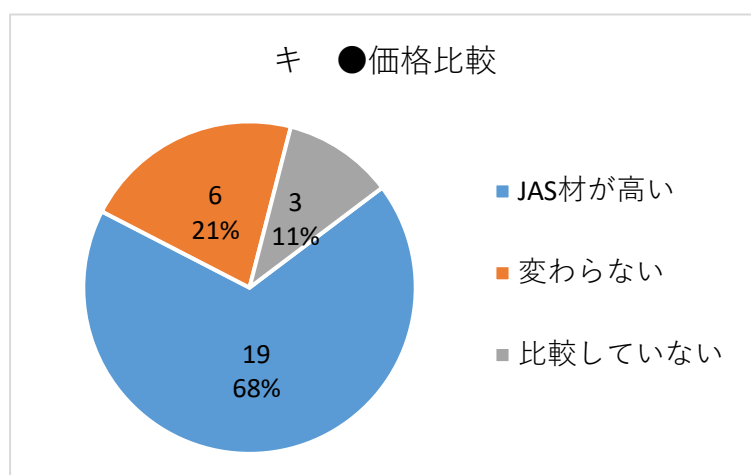


キ ● 価格比較（有効回答数 28 件）

回答結果は、①JAS 材の方が高い：19 件(68%)、②変わらない：6 件(21%)、③
比較していない：3 件(11%)であった。

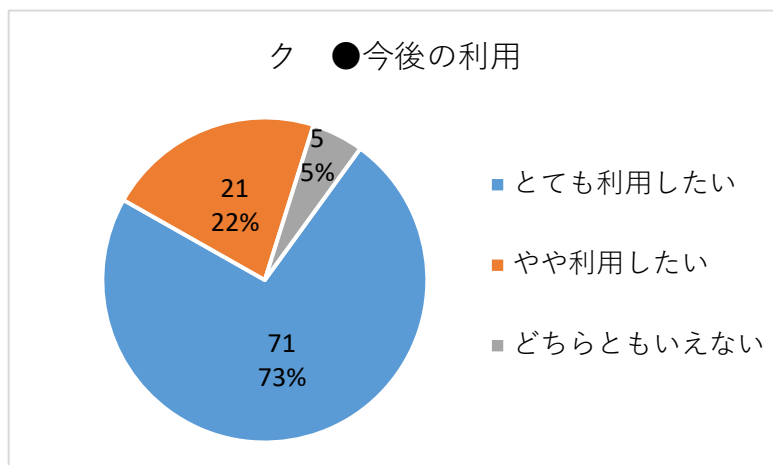
JAS 材の方が低い回答が無く、明確な差がつく結果となった。

※機械等級製材のみ



ク ●今後の利用（有効回答数 98 件）

回答結果は、①とても利用したい：71 件(73%)、②やや利用したい：21 件(21%)、③どちらともいえない：5 件(5%)、であった。とても利用したい、やや利用したいを合わせると 94%と大多数となり、あまり利用したくないは回答が無く明確な差がつく結果となった。



（３）分析と改善方法

今回の事業実施者の回答においては、大多数の実施者が JAS 構造材利用のメリットがあったと指摘しており、メリットとしては構造計算、供給業者の探しやすさがあげられている一方で価格については「JAS 材の方が低い」の回答が無く、「JAS 材の方が高い」が 7 割を占める結果となった。このことは、JAS 材の方が高いことを補うほど構造計算などでのメリットがあるなど、問題視するまでもないにとらえているのではないかと考えられる。

そのことを裏付けるように、今後の JAS 材の利用については、回答数 98 件のうち、とても利用したい 71 件(73%)、やや利用したいを合わせると 94%と大多数となり、あまり利用したくないと回答した者は無く明確に差がつく結果となった。

事業者においては、①以前より既に建築用部材として JAS 構造材を使用している、② JAS 構造材実証支援事業に何度か応募しており JAS 構造材の使用は会社業務の一環として定着している、③JAS 構造材実証支援事業の助成による資金面でのプラスが大きい、といった実態・認識があることが想定される。

JAS 構造材実証支援事業について応募事業者の確実な増加や事業内容に対する認知度増加、JAS 構造材の利用に対する工務店・設計事務所等の認識の向上、JAS 構造材の利用に対する施主からの要望の増加など、これまでの JAS 構造材実証事業の成果が確実に現れているものと思われ、今後、継続しての事業実施による JAS 材の利用促進を図っていくことが求められると考えられる。

昨年に続き炭素貯蔵量の分析を行った。炭素貯蔵量報告における国産材比率を見ると、全体で 36%となっており、昨年度より 9 ポイントアップした。都道府県別では宮城県、茨城県、熊本県が 100%で次いで長野県、大分県が 8 割を超えている（各県いずれも 1 件の採択）一方で、都市部では国産材の比率が低いことが明らかとなった。また、国産材比率別件数を分析すると国産材比率が「0%」は全体の 1 割で昨年度と比べ半減している。その用途別内訳をみると、共同住宅等が 46%を占めている。

2. 4 普及啓発活動

普及啓発活動として、各地でのセミナーや新聞広告、HP等による普及啓発活動を実施した。

事例を5件掲載する。

<事例1> 県木連による県庁や設計士事務所協会と連携したセミナー

静岡県木材協同組合連合会は、静岡県及び（一社）静岡県建築士事務所協会と連携して、非住宅木造建築物への県産材利用拡大に向け、県内建築士を対象とした研修会の「演習講座」を実施した。

【概要】

日時：令和6年10月21日、22日、28日

概要：JAS 構造材に関する座学及び製材工場での測定実習などを実施し、JAS 規格や品質管理についての理解を深め、木造設計業務に活用してもらう機会とした

参加人員：各回9～15名参加

令和6年度 木造建築の基礎と実践・木材供給者とのネットワークが手に入る
しずおか 木使い建築カレッジ
修了者対象 **スキルアップ講座** **参加無料**

自信をもって木材を選択するための設計施工の要点を凝縮して学ぶ建築カレッジ。今年度は、カレッジ修了者68人を対象としたスキルアップ講座を開催します。仕事に活かせる実践講座になりますので、学び直しの機会に是非ご参加ください。

開講講座 7/23火 10:00～16:30 定員30名
木の建築事例発表会・意見交換
会場：レイアップ御幸町ビル5階・5-B（静岡市内）
講師：久保 久志 ㈱東細建築事務所 名古屋オフィス
川口 達次 県土事協 耐震評定検討部会 部会長
早津 和之 日本建築専門学校 前校長
情報：県産木材供給者 製材ネットワーク
進行：安田 哲也 NPO法人サウンドワーク

テーマ選択講座 各回13:30～16:30 定員10名 静岡市内
8/2金 公共施設発注担当者に聞く木の建築整備の課題と展望
8/22木 県産材活用のための建築特記仕様書要点
9/20金 中大規模木造の構法と建設コスト

演習講座 各回10:00～16:00 定員15名
木材の測定実習と性能評価
10/21月 中部会場 藤枝市岡部町
10/22火 東部会場 富士市大淵
10/28月 西部会場 浜松市天竜区
最寄り会場にお申込みください

静岡県
共催 (一社)静岡県建築士事務所協会 申込 別紙申込書
静岡県木材協同組合連合会 またはQRコードから▶



令和6年度しずおか木使い建築カレッジ「演習講座」

10/21（月） 中部会場 静岡県森連 静岡事業所、(仮)静岡乾燥木材加工センター



10/22（火） 東部会場 静岡県森連 富士事業所、影山木材(株)



10/28（月） 西部会場 天竜森林組合、天竜国産材事業(仮)



＜事例 2＞県木連による非住宅建築物の構造見学会

京都府木材組合連合会では、中規模建築物での JAS 構造材の活用促進を目的として、「小中一貫教育校で構造見学会」を実施した。

【概要】

日時：令和 6 年 8 月 5 日

概要：中規模建築物 JAS 構造材に関する座学及び製材工場での測定実習などを実施し、JAS 規格や品質管理についての理解を深め、木造設計業務に活用してもらう機会とした

参加人員：教育関係者、設計事務所、工務店、行政関係者（建築部門）木材業者等 54 名が参加。



参加費 無料
交通費 参加者負担

西陵中学校区小中一貫教育校(清西陵朝小中学校) ●令和7年度4月開校予定

構造見学会開催!

建物の特徴

- 構造材は京都市産のスギ流通材を使用
- 地上 3 階建構造(木造は 2・3 階教室部)

日時 令和6年 8月5日(月) 第1部: 9時～ 第2部: 10時30分～

定員：各回25名(先着順) **場所**：京都市西京区大枝南福西町一丁目7番地

※当日は現地集合・現地解散です。※自動車は台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。また、お車でお越しの際はできるだけ乗り合わせをお願いいたします。※駐車場は工事中です。必ず「ヘルメットを拝借してください」。※観望では観望者の安全に気をつけてください。※お申込みは先着順です。定員に達した時点で募集を終了します。

●下記の申込書に記入の上、府木連までファックスしていただくか、下記の内容をメールで送信してください。

構造見学会申込書 申込締切：令和6年7月25日(木) 17時	
会社名	ご担当者の氏名
参加希望	第1部：9時～ 第2部：10時30分～
参加者情報	CPD 番号(お持ちの場合は)
氏名	CPD 番号(お持ちの場合は)
電話番号	メールアドレス

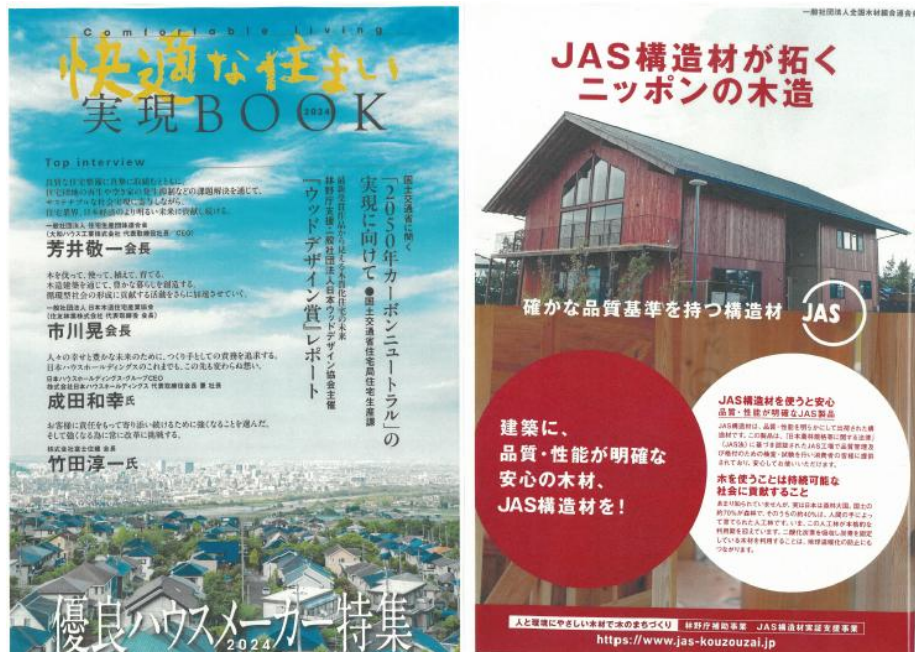
主催：(一社)京都府木材組合連合会 ※この見学会は、建築士会 CPD 制度に照準予定です。
お申込み・お問合せ：(一社)京都府木材組合連合会(国産・愛甲) 電話 075-802-2991
FAX 075-811-2593 E-mail: info@kyomokuren.or.jp

1. 西陵中学校区小中一貫教育校構造見学会 (2024 年 8 月 5 日)



＜事例3＞住宅専門誌による広告

令和6年9月30日発行の「快適な住まい 実現BOOK 2024」に「JAS 構造材が拓くニッポンの木造」と題した広告を投稿した。



＜事例4＞一般紙及び業界紙による広告

一般消費者を対象として令和7年3月14日（金）付けの「日本経済新聞朝刊」に、設計施工事業者を対象として令和7年3月18日（火）付けの「日刊建設工業新聞」及び「日刊建設通信新聞」に「ご存じですか？木材のJASマーク」と題した広告を投稿した。

確かな品質

ご存じですか？ 木材のJASマーク



JASマークの付いた木材は
● 認証された工場が生産する、
品質、性能が明確化された資材です。

● 寸法、強度などが表示されており、
様々な建築資材として、
安心してお使いいただけます。

JASマークとは？

- JASマークは、品位、成分、性能その他の品質について、国が定めた日本森林規格(JAS規格)に適合する製品に貼付されます。
- JASマークがついた製品は食べ物だけではなく、木質建材(住宅などに使われる木材のこと)にも、JASマークの製品があります。



JAS製品は
食品だけじゃないんだ



商品を選ぶ
目安になるね

木を使うメリット

あまり知られていませんが、実は日本は森林大国。国土の約70%が森林で、そのうちの約40%は、人間の手によって育てられた人工林です。いま、この人工林が本格的な利用期を迎えています。二酸化炭素を吸収し、炭素を固定している木材を利用することは、地球温暖化の防止にもつながります。森林には、ほかにも土砂災害の防止、水資源の貯蓄など様々な働きがあります。その働きを最大化するためには、積極的に木材を利用し、「木を使って、使って、植えて、育てる」というサイクルを構築することが必要です。



人と環境にやさしい木材で木のまづくり！

林野庁補助事業 JAS構造材実証支援事業 <https://www.jas-kouzouzai.jp>

一般社団法人 全国木材組合連合会

<事例5> HP や SNS による普及

木の街づくり・木のある暮らしに興味がある消費者や事業者へ、JAS 構造材の認知利用拡大に向けて、本事業等で運営しているサイト「Love Kinohei」（令和元年度公開）や「もりんく」、SNS「木材で街づくり@toshimokuzai」、WEB 広告やメールおよび動画マーケティングを活用して積極的な PR を行った。

- ① 本事業で竣工された事例取材し、「Love Kinohei」内に新たな記事ページ Story を 2 ページ作成し、誘導のための SNS にて WEB 広告および事業関係者が登録する全木連メールニュースを 2 本配信。
- ② 事業者をターゲットに、「もりんく」の認知を拡大するための WEB 広告（検索広告、ディスプレイ広告）を実施。
- ③ JAS 構造材についてのまとめ（特集）ページを作成し、SNS や Google 広告で流入のための WEB 広告を実施。

ウェブサイト



① 事例取材記事作成と PR

(ア) Story みんなのストーリー 取材記事作成 2 件

睦モクコンビル (R3 補正予算事業) (長崎県壱岐市)	小浜ビレッジ (R3 補正予算事業) (鹿児島県霧島市)
------------------------------------	------------------------------------

 SDGsと地域活性化の実現をめざす 日本初の無垢製材あらし木造4階建て睦モクヨンビル 吉岐島は玄界灘に浮かぶ南北約17km、東西約15kmの長崎県に属する離島です。美しい自然と景観に恵まれた島にはたくさんの海水浴場があり夏には九州本土からのたくさんのレジャー客で賑わいます。また、吉岐市は2018年にSDGs未来都市に選定され、持続可能な社会の実現に取り組んでいます。吉岐市郷ノ浦町に2023年1月竣工した睦モクヨンビルは、島内の設計コンサルタント会社が施主となり、自ら設計した無垢製材あらし木造4階建ての複合施設です。施主であり設計者でもある松本隆之さんにお話を伺いました。 目次 • 地域の中小規模木造建築のプロトタイプとして設計 • コスト低減化に挑戦しながら木をふんだんに使用 • 大きなハードルだった構造計算と木材調達 • 地域活性化のシンボルとなる木造ビル • 建物を長く使い続けるための配慮 • 木の建築を通じて持続可能な地域づくり	 鹿児島県産材をふんだんに使った木造施設で 地域の未来の生き方を切り拓く小浜ビレッジ 鹿児島県霧島市年人町の小浜地区は錦江湾に面し、左手に桜島を望む海沿いの集落です。かつては漁業が盛んで美しい砂浜では潮干狩りや地引網なども行われていました。しかし今は過疎の波がひたひたと押し寄せています。「小浜ビレッジ」は、地元の工務店が開発した施設で、5つの木造の建物に7つのオフィスと6つの店舗が入る複合生活拠点。これからの地域での生き方のヒントとなる「新しい村」の構築を目指す、民間による地域再生プロジェクトです。 目次 • 地元の工務店が建設した木造複合生活拠点 • 構造から外構まで、鹿児島県産のSGIをふんだんに使用 • 観光スポットとしても賑わうイチバ楼 • 地域の新しい活力を生み出すオフィスエリア • イドバトルームは、木造大空間を実現 • バイオジオフィルターで排水を浄化、環境保全に配慮 • メンテナンスは頻繁に行い木材の自然の風合いを生かす
--	--

(イ) SNS 投稿・宣伝

ターゲティングしたユーザーへ、投稿を表示、ストーリーのページへ誘導を行った。

実績

	LINE	Facebook&Insta	X
表示回数	5,880,700	2,823,137	292,715
クリック数 またはエンゲージ メント数	289,752	40,887	6,954 (リツイート、返信、いいね数合計)

表示例

鹿児島県産材をふんだんに使った木造施設

かつては漁業が盛んで美しい砂浜が広がるが今は...

AD・Love kinohei 木のある暮らし



日本初の無垢製材あらし木造4階建てビル

SDGs未来都市、吉岐市に2023年竣工した睦モク...

AD・Love kinohei 木のある暮らし





木材で街づくり @toshimokuzai ・現在
SDGsと地域活性化の実現をめざす日本初の
無垢製材あらかわし木造4階建て睦モクヨンビル

吉崎市郷ノ浦町に2023年1月竣工した睦モク
ヨンビルは木造4階建て複合施設の施主・設
計者である松本隆之さんにお話を伺いまし
た。

詳しくは @lovekinohei プロフィール画面か
らリンクした
Storyからご覧ください。
[さらに表示](#)



🗨️ 🔄 ❤️ 📌

木材で街づくり @toshimokuzai
鹿児島県産材をふんだんに使った木造施設
で地域の未来の生き方を切り拓く小浜ビ
レッジ

「小浜ビレッジ」は、地域での生き方のヒ
ントとなる“新しい村”の構築を目指す、民
間による地域再生プロジェクトです。

詳しくは <https://t.co/K1jQEs8FeD>
Social&utm_campaign=lovekinohei



🗨️ 🔄 ❤️ 📌

(ウ) 全木連メールニュース配信

	配信数
2025 年 1 月 24 日 Story・睦モクヨンビル	5,804
2025 年 2 月 21 日 Story・小浜ビレッジ	5,926

② 「もりんく」への誘導 WEB 広告

「JAS 構造材」「製材工場」を探しているユーザーや、過去に全木連本体および事業サイトを訪問したユーザーへ、WEB 広告を掲示し、ウェブサイト「もりんく」へ誘導を行った。

実績

	検索	ディスプレイ広告
表示回数	709,915	5,399,156
クリック数	6,588	61,663

表示例



③ JAS 構造材についてのまとめ（特集）ページを作成および WEB 広告

「Love Kinohei」内に散在する JAS 構造材についてのコンテンツをまとめた特集ページを作成し、WEB 広告にて誘導を行った。

(ア) 作成したページ <https://love.kinohei.jp/jas-kouzouzai/>

木の街づくりを支える
JAS構造材

戦後に確保され豊富な資源となった国産の木材、品質の確かなJAS構造材を中高層ビルや公共施設などの建築に使うことで、人や地球にやさしい木の街づくりを行うことが出来ます。

JAS製品は安全・安心
JAS材の品質・性能について表示された内容は、厳格な制度と何重もの品質管理で担保されたものです。

JAS構造材は性能と品質が明確
木材は、そのままではばらつきがありますが、JAS（日本森林規格）で定められた基準に応じて区分することで、建材適所に木材が利用ができます。

「森のサイクル」を回す
伐って、使って、繰り返して、育てることで、森を元気にして、森の多面的機能を最大限に生かすことができます。

Story
JAS構造材が支える木の街づくり

鹿児島県産材をふんだんに使った木造施設で地域の未来の生き方を切り拓く小浜ビレッジ

SDGsと地域活性化の実現をめざす日本初の地産製材あらし木造4階建て複合タココンビル

建物自体が木造建築と三重県産材の数材となる梓・木村産の木材を宮城県「みん森材・林業アカデミー」

快適さと親和性を両立させる高性能な木造2階建て社員寮、I-TOWNは、地域と繋がる“木のまち”です。

最先端設備の加工力と豊富な在庫量で幅広いニーズに応える二宮木材

町内の森林資源を最大限活用した新丹波町の木造新庁舎

もっと見る

FAQ
JAS構造材について

Q 木造建築で使われる木材の種類は？

Q 木材にも工業用品JASのような規格があるのでしょうか？

Q JAS構造材の特徴とメリットは何ですか？

Q JAS構造材はどのように認証されているのですか？

Q JAS構造材を使っている事業者を探すには、どうすればいいですか？

Q JAS構造材の普及の取り組みにはどんなものがありますか？



(イ) WEB 広告
実績

	Google 検索	ディスプレイ広告
表示回数	34,633	4,858,512
クリック数	3,734	61,125

表示例

スポンサー

love.kinohei.jp/

確かな品質基準を持つJAS構造材 - JAS構造材のメリット・特徴

JAS構造材は強度の確実性・寸法の確実性・曲がれにくさ・壊れにくさ等、明確に定められています。JAS規格に準拠したJAS構造材を使うことで、一定の品質や性能が担保されています。

[Q&A JAS構造材](#) [Q&A 都市の木質化](#)



	LINE	Facebook&Insta	X
表示回数	5,341,985	3,595,252	1,548,659
クリック数	343,792	25,320	10,814 (リツイート、返信、いいね数合計)

確かな品質基準を持つJAS構造材

中大型、非住宅分野の木造建築でJAS構造材の利...

AD・Love kinohei 木のある暮らし



Ad



確かな品質基準を持つ
JAS構造材

Love kinohei 木のある暮らし



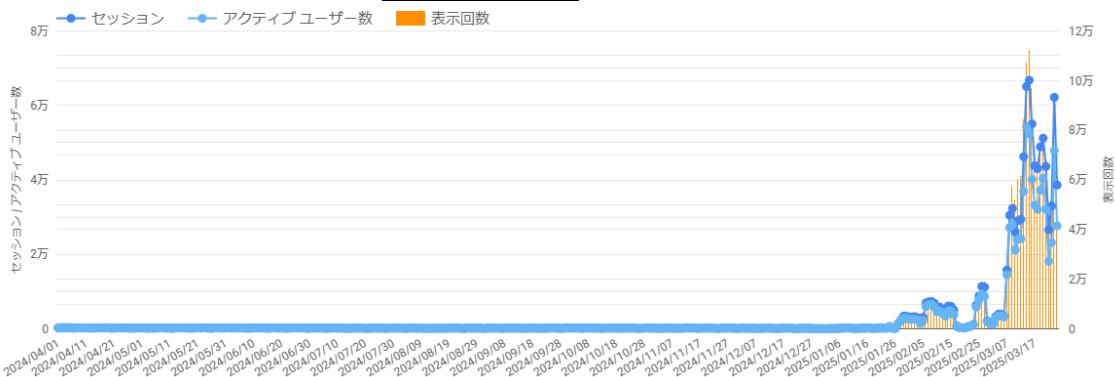
参考：ウェブサイト・SNS 運用状況

④ ウェブサイト <https://love.kinohei.jp>

運用結果 (2024/04/01-2025/03/25)

指標	値
訪問したユーザー数	730,387
セッション数 (訪問回数)	950,906
ページビュー数 (閲覧されたページ数)	1,501,775

アクセスの推移



上位ページビュー数

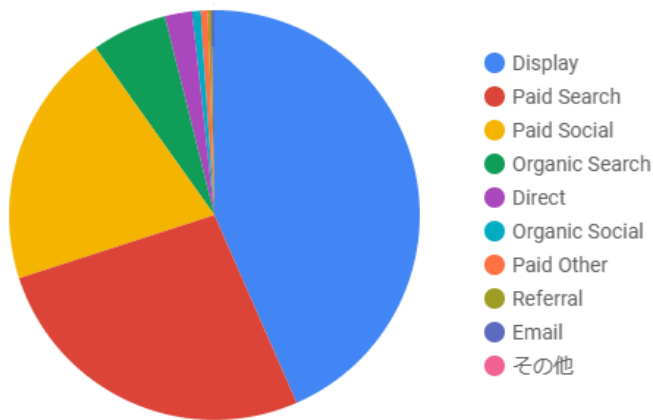
ページ階層	ページタイトル	表示回数
1. /works_sugi/	スギ製品を使った木の家 施工事例：木のある暮らし・木の街づくり Love Kinohei ...	396,153
2. /jas-kouzouzai/	木の街づくりを支えるJAS構造材 木のある暮らし・木の街づくり Love Kinohei ラブキ...	329,835
3. /exterior/	ウッドフェンス・ウッドデッキを築もう！ 自然素材の木材でつくるナチュラル&モ...	261,625
4. /story/96_index_detail.php	SDGsと地域活性化の実現をめざす 日本初の無垢製材あrawし木造4階建て隠モクヨン...	119,807
5. /story/98_index_detail.php	鹿児島県産材をふんだんに使った木造施設で地域の未来の生き方を切り拓く小浜ビレ...	57,582

ユーザー属性 (デバイス・都道府県 TOP 10)

デバイス	説明	ユーザー	%
mobile	スマートフォン	678208	92.23%
desktop	パソコン	42756	5.81%
tablet	タブレット	14383	1.96%
smart tv	インターネット接続テレビ	36	0.00%

地域	アクティブ ユ...
1. Tokyo	184,447
2. Osaka	47,382
3. Hokkaido	41,895
4. Chiba	30,607
5. Kanagawa	24,586
6. Aichi	24,449
7. Saitama	22,591
8. Fukuoka	22,182
9. Hyogo	21,964
10. Ibaraki	18,965

集客経路



Display	WEB ディスプレイ広告	52.89%
Paid Search	検索広告	21.00%
Paid Social	SNS 広告	16.49%
Organic Search	検索	5.23%
Direct	アプリ・ブックマーク	2.34%
Organic Social	SNS(広告も含む)	1.03%
Paid Other	その他広告	0.46%
Referral	他サイトからのリンク	0.29%
Email	メルマガ・メールニュース	0.25%
Organic Video	非広告動画からのリンク	0.01%
Paid Video	Youtube 動画広告	0.01%

⑤ @toshimokuzai SNS 運用実績 (2024/4/1~2025/3/25)

SNS	フォロワー数 (昨年度末 比較増加率)	投 稿 数	表示回数	エンゲージメント
Facebook https://www.facebook.com/toshimokuzai/ 	4,279 (139%)	36	23,188	1,284 (いいね、シェア、クリック、コメントした人数)
X https://x.com/toshimokuzai 	4,644 (134%)	39	15,783	656 (いいね、リツイート、クリック、コメント等)
Instagram http://instagram.com/toshimokuzai/ 	5,990 (114%)	25	63,711	1,357 (いいね、プロフィール、コメント、保存)

Youtube https://www.youtube.com/channel/UCESOPHDk9QM-I7fZqSORldg 	5,566 (110%)	0	11,222,097	
---	----------------------------	----------	-------------------	--

Facebook



X



Instagram



Youtube



＜参考1＞様式 JAS 構造材活用宣言事業

図2. 2. 2-1 JAS 構造材活用宣言登録申請書の様式1

宣言様式1	
令和 年 月 日	
J A S 構造材活用宣言事業者登録申請書	
一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 殿	
住 所： 会 社 名： 代表者名：	
☐ 新規申請	☐ 登録内容変更・目標の更新 ※宣言Noを右に記入
No.	
宣言	
当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と利用を行うこと、以下の3ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。	
3ヶ年目標	
1年目（令和 年度）	
2年目（令和 年度）	
3年目（令和 年度）	
上記の登録を申請します。	
なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ (https://www.jas-kouzouzai.jp) で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。	

図 2. 2. 2-2 JAS 構造材活用宣言登録申請書の様式 1 (付表)

宣言様式 1

JAS 構造材活用宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名 ※		
代表者名		
住所	〒 -	
連絡先	TEL:	FAX:

2-1. JAS 構造材供給事業者企業情報

担当者名または担当部署名 ※		
連絡先 ※	TEL:	FAX:
※E-Mail 記入必須	E-Mail:	
業種 (選択) ※	☐ 製材業 ☐ 木材市場業 ☐ 流通業 ☐ プレカット業 ☐ その他 ()	
JAS 対応品種 (選択) ※	☐ 機械等級区分構造用製材 ☐ 枠組壁工法構造用製材 ☐ 構造用集成材 ☐ LVL ☐ CLT	
対応樹種 ※		
対応可能地域 (県名) 注 2 ※		
合法木材供給事業者 ※	登録No.	
CW 法の登録木材関連事業者 ※	登録No.	
森林認証制度 CoC 認定取得者 ※	登録No.	
その他 PR ※		

2-2. JAS 構造材利用事業者企業情報

担当者名または担当部署名 ※		
連絡先 ※	TEL:	FAX:
※E-Mail 記入必須	E-mail:	
業種 (選択) ※	☐ 建築物発注者 ☐ 設計者 ☐ 施工者 ☐ その他 ()	
対応可能地域 (県単位) ※		
CW 法の登録木材関連事業者 ※	登録No.	
森林認証制度 CoC 認定取得者 ※	登録No.	
その他 PR ※		

(注 1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

(注 2) 対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

2. 2. 2-3 JAS 構造材活用宣言 宣言様式 4

(宣言様式 4)

J A S 構造材活用宣言

登録年月日：令和 年 月 日

宣言事業者No.：

住 所：

会 社 名：

代表者名：

宣言

当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と利用を行うこと、以下の 3 ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。

3 ヶ年目標

1 年目（令和 年度）

2 年目（令和 年度）

3 年目（令和 年度）

図 2. 2. 2 - 4 JAS 構造材活用宣言登録申請書の記入方法①

宣言様式 1

令和 年 月 日

JAS 構造材活用宣言事業者登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

☐新規申請 ☐登録内容変更・目標の更新 No. _____
※宣言No. を右に記入

宣言

当社は、確かな性能が表示されている JAS 構造材の普及と利用を行うこと、以下の 3 ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。

3 ヶ年目標

1 年目 (令和 年度) _____

2 年目 (令和 年度) _____

3 年目 (令和 年度) _____

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ (<https://www.jas-kouzouzai.jp>) で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

1) 宣言様式 1 の記入について

1. 申請区分を選択してください。
登録済みの方は宣言No.も記入してください。

2. 宣言文について
JAS構造材の利用量の拡大等を、イメージできるキャッチコピーを作成してください。
【例】
・例① (工務店/発注者の場合)
「JAS構造材 利用率アップ!!」
・例② (設計事務所の場合)
「無垢ファースト設計!」
・例③ (製材工場/木材流通業者の場合)
「JAS構造材増産宣言!」

3. 目標について
3ヵ年の目標を年度毎に明記してください。
目標の内容は、申請者自身の業態に合わせた内容で、JAS構造材を使用した具体的な且つ現実的な目標数値で明記してください。
【例】
・例① (工務店/発注者の場合)
○年目(令和○年度)
JAS構造材を使用した建物を3件建設します。
・例② (設計事務所の場合)
○年目(令和○年度)
JAS構造材を活用した木造建築物を4棟設計します。
・例③ (製材工場/木材流通業者の場合)
○年目(令和○年度)
JAS構造材の年間供給量を30%アップします。

図 2. 2. 2 - 5 JAS 構造材活用宣言登録申請書の記入方法②

宣言様式 1

JAS 構造材活用宣言事業者登録申請書(付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名 _____

代表者名 _____

住所 _____ 〒 _____

連絡先 TEL: _____ FAX: _____

2-1. JAS 構造材供給事業者企業情報

担当者名または担当部署名 _____

連絡先 TEL: _____ FAX: _____

※E-Mail 記入必須

E-mail: _____

業種 (選択) _____
☐製材業 ☐木材市場業 ☐流通業 ☐プレカット業
☐その他 () _____

JAS 対応品種 (選択) _____
☐板・桁等部材分構造用製材 ☐枠組壁工法構造用製材
☐構造用集成材 ☐LVL ☐CLT

対応地域 _____

対応可能地域 (県名) 注 2 _____

合法木材供給事業者 _____ 登録No. _____

CF 法の登録木材関連事業者 _____ 登録No. _____

森林認証制度 CoC 認定取得者 _____ 登録No. _____

その他 注 2 _____

2-2. JAS 構造材利用事業者企業情報

担当者名または担当部署名 _____

連絡先 TEL: _____ FAX: _____

※E-Mail 記入必須

E-mail: _____

業種 (選択) _____
☐建築物発注者 ☐設計者 ☐施工者
☐その他 () _____

対応可能地域 (県単位) _____

CF 法の登録木材関連事業者 _____ 登録No. _____

森林認証制度 CoC 認定取得者 _____ 登録No. _____

その他 注 2 _____

(注 1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。
(注 2) 対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

2) 宣言様式 1 の付表の記入について

申請される事業者の企業情報を明記してください。

◇基本情報は必ず明記してください。
「事業者名」
「代表者名」
「住所(郵便番号から)」
「電話番号・FAX番号」

◇申請される事業者の主な業態によって
「2-1.供給事業者企業情報」
か
「2-2.利用事業者企業情報」
を選択して明記してください。
(両方当てはまる場合は兼用可)

	業 態
供給事業者	木材市場業
	流通業
	製材業
	プレカット業
利用事業者	施工者
	設計者
	建築物発注者

※連絡先:E-Mailは必須入力です。

図 2. 2. 2 - 6 JAS 構造材活用宣言登録情報の HP 掲載・掲示方法

(宣言様式 4) J A S 構造材活用宣言 登録年月日：令和 年 月 日 宣言事業者No.： 住 所： 会 社 名： 代表者名： 宣言 当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と利用を行うこと、以下の3ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。 3ヶ年目標 1 年目（令和 年度） 2 年目（令和 年度） 3 年目（令和 年度）	登録の通知 (様式3号＝宣言事業者Noが入った審査結果通知書)が届いたら、 宣言事業者が自ら様式4号に移記して 自社のホームページに掲載 または 印刷して事務所に掲示する。
--	--

<参考2>様式 JAS 構造材実証支援事業

(図2.3.3-1)

様式第1号

申請日 令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

宣言事業者No. _____

会 社 名 _____

住 所 _____

代表者役職名 _____

氏 名 _____

当社は、JAS構造材実証支援事業助成金公募要領に基づき、下記物件について必要な資料を添えて実証支援事業に申請します。

記

1. 物件の概要

事業番号 (記入不要)	J	-	記入不要 (事業申請受付後に決定します。)
1. 物件の名称 (建築確認申請書に記載の名称)			
2. 物件の所在地 (建築確認申請書に記載の住所)			
3. 建築確認申請の物件の用途 (建築確認申請書に記載の用途)	用途番号: _____ 用途: _____		
4. 物件の階数	地上: _____ 階	地下: _____ 階	
5. 延べ床面積 (㎡)	建築確認申請延べ床面積 _____	助成事業対象延べ床面積 _____	
6. 助成対象木材の建て方 完了予定月	令和 年 月 (☐ 上 ☐ 中 ☐ 下) 旬ころ ※工事工程表を添付すること		
7. 共同申請者の有無	※「あり」の場合、「様式第1号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 ☐ あり		
8. 事業担当者の所属・氏名			
9. 事業担当者の連絡先 *E-mailアドレス必須	〒 _____		
	住所: _____		
	Tel: _____	Fax: _____	
	E-mail: _____		

2. 付属資料 別添のとおり

(図 2. 3. 3-2)

様式第1号 - 別添

JAS 構造材実証支援事業申請書付属資料

1. 事業者名 〇		2. 物件名 〇	
3. 使用するJAS構造材の種類及び使用する構造部			
機械等級区分構造用製材	☐	☐ 柱	☐ 梁桁 ☐ トラス ☐ 土台
枠組壁工法構造用製材	☐	☐ 柱	☐ 壁 ☐ 床 ☐ 屋根 ☐ 横架材
構造用集成材	☐	☐ 柱	☐ 壁 ☐ 床 ☐ 屋根 ☐ 横架材
構造用平板横層材 (LVL)	☐	☐ 柱	☐ 壁 ☐ 床 ☐ 屋根 ☐ 横架材
保存処理材	☐	☐	
直交集成材 (CLT)	☐	☐ 壁	☐ 床 ☐ 屋根 ☐ 横架材
構造用合板	☐	☐	
構造用パネル	☐	☐	
※枠組壁工法構造用製材は枠組壁工法構造用たて蔵材を含む ※使用するすべてのJAS構造材の種類に印を入れ、JAS構造材の種類ごとに助成対象木材の要件となる構造部(該当するもの全部)の種類に印を入れる。			
4. 申請の要件を満たす確認情報等			
ア JAS構造材活用宣言事業者に該当し、3ヵ年目標を設定しています。			☐ はい ☐ いいえ
宣言事業で掲げた3ヵ年目標に対する成果の報告を助成を受けた年度に加え、翌年度、翌々年度に提出することを理解しました。			☐ はい ☐ いいえ
イ 木材SCM支援システム「もりんく」の登録者に該当します。			☐ はい ☐ いいえ
ウ 公募要領別添1に定める事業を行う意思及び具体的計画を有し事業を的確に実施できる能力を有しています。			☐ はい ☐ いいえ
エ 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しています。			☐ はい ☐ いいえ
オ 「独占禁止法」に基づく排除命令又は課徴金納付命令を受けていません。			☐ はい ☐ いいえ
カ 過去3年度内に全木連が実施した林野庁所管事業補助金の返還命令を受けていません。			☐ はい ☐ いいえ
キ 建築確認申請の施工者又は、施工者から委譲を受けた施工者です。			☐ はい ☐ いいえ
ク 建築物の基礎より上部の躯体部分について、事業申請者・建築主共に本事業以外に国や地方公共団体等からの補助や助成を受けていません。			☐ はい ☐ いいえ
ケ (ケで「いいえ」を選択した場合) 補助や助成を受けるのは、次の者です。			☐ 事業申請者 ☐ 建築主
コ (ケで「事業申請者」を選択した場合) 本事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源に国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を添付しました。			☐ はい ☐ いいえ
サ (ケで「建築主」を選択した場合) 本事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源に国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を別紙2に添付しました。			☐ はい ☐ いいえ
シ 申請後、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、他の補助金を受けた場合には速やかに報告します。			☐ はい ☐ いいえ
ス 助成を受けた他の助成金の財源に国庫からの補助金・助成金が含まれていた場合には、当該事業で交付した助成金を返還する必要があることを理解しました。			☐ はい ☐ いいえ
セ 採択された実証事業の助成金額が予算額を超える場合には、個々の助成額が減額になることを理解しました。			☐ はい ☐ いいえ
ソ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、過去5年以内に反社会的勢力に該当したことがある者ではありません。			☐ はい ☐ いいえ
タ JAS構造材実証支援事業公募要領第19の1(1)から(7)に掲げる理由に基づき交付決定の取り消しを受けた場合は、実証事業者名及び取り消しに係る内容が公表されることを承諾します。			☐ はい ☐ いいえ
〇 3件以上申請する場合は、次欄も記載する。			
(1)	タリウッド法登録番号: _____ 登録年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日		
	※登録証のコピーを提出すること。		
(2)	① 安定供給協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請 ☐		
	② 都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結 (建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない。)		
	③ 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請 ☐		
	④ 申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び「もりんく」への「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録している者である。 ☐		
※(1)は必須、かつ(2)は①、②、③のいずれか該当する項目に印を入れ、該当することを証明する資料を添付する。			

※別紙1及び別紙2(写し)を添付すること。

(図 2. 3. 3-3)

様式1号-別紙1

助成対象木材の明細

事業名: _____

物件名: _____

1. 木材使用量

単位: m³ (小数点以下切り捨て整数止め)

区 分	総 量	うち国産材
物件に使用する全ての木材の総量	m ³	m ³
パーティクルボード、繊維板を除いた木材の総量	m ³	m ³

2. 助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量

単位: m² (小数点以下5位切り捨て)

JAS構造材の種類	助成対象となる階(対象階に「○」を入力)							JAS構造材の 使用量の合計	JAS構造材のう ち国産材使用量
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		
構造用製材 (機械等級)									
構造用製材 (目視等級)									
2×4 構造用製材									
構造用集成材									
構造用 LVL									
保存処理材									
直交集成板 (CLT)									
構造用合板									
構造用パネル									
JAS構造材使用量計									

構造用製材 (目視等級) は、当該階の構造部に機械等級区分構造用製材と併用する場合に限り計上できる。

3. 事業申請時に算定する助成金額

(1) 算定額

単位: m² (小数点以下5位切り捨て) , 円

JAS構造材の種類		JAS構造材の 使用量の合計	単 価	材積×単価	単価による 金額計①	①+②	
単 価 に よ る 金 額	構造用製材（機械等級）		60,000				
	構造用製材（目視等級）						
	2×4 構造用製材						
	構造用集成材						
	構造用 L V L						
	保存処理材		130,000				
	小 計						
直交集成板（CLT）							
調 達 費 に よ る 金 額	JAS構造材の種類	調達費の予定額				調達費の 1／2②	
		木材費	木材加工費	運搬費	値引き		調達費計
	構造用合板						
	構造用パネル						
	小 計						

(2) 上限額 助成対象建築物の床面積の合計が3,000m²以上の建築物に該当 しない 上限額 15,000,000 円

(3) 事業申請時に算定する助成金額

(1) 算定表の①+②で算出した額。(ただし上限額を超える場合は上限額とする。)

円
(千円未満切り捨て)

様式第1号-別紙2

JAS構造材実証支援事業に係る確認及び同意書

令和 年 月 日

(事業申請者の名称及び代表者氏名)

名称:

代表者氏名:

様

(建築主の住所・氏名等)

住所:

会社名・氏名:

印

物件の名称:

(建築確認申請書の物件名)

1. 事業申請者がJAS構造材実証支援事業（以下「実証事業」という。）に事業申請する上記物件について、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。以下「国の補助金等」という。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、国の補助金等を受けた場合には速やかに事業申請者を通して一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」の場合は右にチェック ☐

なお、以下の地方公共団体その他の公的機関等による補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金等が含まれていないことについて、添付した当該補助金、助成金等の交付の主体の資料等により確認しています。

補助金等名:

補助金等の交付の主体:

※国の補助金等が含まれていないことに関する当該補助金、助成金等の交付の主体の資料を添付すること。

2. 1に反して、国の補助金等を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック ☐

3. 全木連及び林野庁が、実証事業を利用して建築した建築物について、建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに同意します。

「はい」の場合は右にチェック ☐

4. 全木連及び林野庁が必要に応じて、実証事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック ☐

様式第 1 号 (共同申請)

共同申請者

連携①

宣言事業者No.

事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者

連携②

宣言事業者No.

事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者

連携③

宣言事業者No.

事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者

連携④

宣言事業者No.

事業者名

代表者職名・氏名

印

(図 2. 3. 3 - 6)

提出する書類及び添付する付属資料チェックシート

申請書類及び添付した資料の口欄に☐を入れ、不備、不足、漏れがないことを確認の上提出してください。

注：1～8の書類は必須提出。★印の書類は、該当する場合必須提出

1. JAS構造材実証支援事業申請書（様式第1号）本紙及び下記の付属資料		
① 様式第1号申請書(かがみ)		☐
・宣言の3ヵ年目標を設定(更新)しました。	※事業申請前に更新必須 登録情報の印刷物を提出	☐
② 別添 JAS構造材実証支援事業申請書付属資料		☐
③ 別紙1 助成対象木材の明細（調達費算定表を入力後に印刷）		☐
④ 別紙2 JAS構造材実証支援事業に係る確認及び同意書（写しを提出）		☐
※原本は申請者にて保管すること。		
⑤ 工事工程表		☐
⑥ 木材SCM支援システム「もりんく」の登録者であることを示す資料の写し（事業者基本情報のページの印刷物を提出）		☐
⑦ 様式第1号(共同申請) ※3件以上申請する場合		☐ ★
2. 調達費算定のもとになった資料（見積（明細書等））		
・未発注 ① 見積書(かがみ)とその内訳書(明細書)を提出		☐
※JAS構造材の品目名、材質、金額等が部材ごとに記載の上提出してください。		
・発注済 ② 上記①+発注書(かがみ)を提出		☐
3. 材料の搬入について（回答のみ）		
・未搬入		☐
・申請時に搬入済 → 荷受けした木材の写真を撮りました。		☐
※交付申請時に「写真撮影の手引き」に従い書類作成し提出すること。		
4. 調達費算定表ファイル		
調達費算定表は見積明細にて入力してください。		
① 事業申請データ入力シート	（印刷物を提出）	☐
② 事業申請データ出力シート	（印刷物を提出）	☐
③ エクセルファイルに「物件所在地県名-申請者名-物件名称」にて名前を付けて別途、info@jas-kouzouzai.jpあてに送信。		☐
5. 建築工事業又は木工工事業の許可証の写し（有効期限内のもの）		☐
・更新手続き中の場合は、手続き申請書類の写しを併せて提出してください。		
6. 建築基準法第6条の規定による建築確認申請書一式の写し（本申請受付印のあるもの）		☐
※事前審査依頼、事前相談票等の書類は不可		
7. 申請物件の図面		☐
助成対象のJAS構造材等を①凡例を表示の上、②種類ごとに明瞭に色分けして判別することが可能な以下の③各図面を提出してください。		
☐ 配置図	☐ 平面図（部屋の用途が記載されたもの）	☐ 立面図
☐ 床伏せ図（各階）	☐ 小居伏せ図	☐ 軸組図（X・Y通と各1面）
☐ その他（ ）		
8. 助成金振込先の資料（金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、番号、名称）		☐
・口座情報の様式に記入の上、通帳または銀行情報の写しを添付してください。		
9. 建築確認申請の施工者から委譲を受けた下請け（「木工事業者」が申請する場合）は委譲書、物件の施工者と確認できる資料（契約書等）を添付すること。		☐ ★
・事業申請者と建築確認申請書の施工者が異なる場合に提出		
○ 3件以上申請する場合は以下の書類も提出		
・様式第1号別添の表内の「○ 3件以上申請する場合は、次欄も記載する。」の(1)及び(2)で選択した項目に該当するもの		
(1) 申請者のグリーンウッド法等の登録証明書の写し	必須	☐ ★
(2) ① 交付規程第4の7に基づく様式第1号(共同申請)及び安定供給協定の締結等の事実を示す資料	いずれか必須	☐ ★
② 都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結		☐ ★
（建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しない。）		
③ 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請		☐ ★
④ 申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び、「もりんく」に取り扱っているJAS構造材に登録している者であることが確認できる書類		☐ ★

(図 2. 3. 3-7)

JAS構造材実証事業申請 事務局用チェック表

書類確認者 ()

事業№: J6-

公開日 2024/6/12

事業名:

公募開始日 2024/6/17

物件名:

交付期限 2024/11/29

提出書類	提出 有・無	チェック内容	届期日付、届出事項等	確認 ○・×	確認後 の取組	復旧事項
1 様式2号	☐	-様式2号で作成されている -受付日が公募開始日以降である				
2 様式1号 「1. 申請番号」を記載する 宣言3か年目標の更新	☐	-申請日付に記載があり、様式2号発行日付、公募開始日以降の日付か -宣言書の記載がされている(新編は4/15以降かつ事業申請前の登録である) -宣言書の3か年目標が更新されている。(HP画面添付がある) -物件名・物件住所は「建築確認申請書」と同じ 第2図-9. 備考を確認 -共同住宅・農産・畜産・下物の場合: 申請物件の延床面積500㎡超または3層以上。申請が最大1件 -助成対象木材の建て方完了予定日が交付申請締切前である -建て方完了日が到着日より5週間以上→ -工事工程表が提出されている				
3 別添 もろんくの登録情報	☐	-「もろんく」の登録事業者である(申請日以前の登録でHP情報等が添付がある) -別添 9. 別「ク」以外の図表が「はい」である 「ク」は「はい」の場合、「ケ」は「コ」または「サ」が記入されている				
4 3件以上の提出書類 ※申請リストの「件数」を確認 共同申請の場合	☐	-1. 申請書のCW登録番号の記載にCW登録証明書があり、有効期限内である -2. 下記いずれかを証明する書類があるか ①安定供給協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請 ②都市の木造化推進法の建築用木材利用促進協定の締結 ③建築用木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請 ④発注先が「もろんく」の登録及びJAS構造材に取り扱っている製品を登録している業者 -上記①または②の場合、様式第1号(共同申請)が提出されているか				
5 要件の確認及び同意書	☐	-日付が公募開始日より5日以内の日付である -日付は申請日(様式1号)以前である -施工主(建築主)は建築確認申請第2図の「1. 建築主」と同じである -施工主(住所・会社名・代表者名・押印)は、法人は会社印または代表者印である -物件の名称が建築確認申請と同じである -事業申請書情報が入力されている -コピーである(原本は返却する) -「補助金名・補助金等の主体」に記入がある場合、証明書類が添付がある				
6 様式1号別添1	☐	-記入漏れなし。目視等級がNGなし。				
7 調達費用表	☐	-Excelデータの提出 ①原本をフォルダを確認 ②infoメール確認「調達金・事業金・事業費・物件名」を保存 -入力シートおよび出力シートの印刷物の提出				
8 見積書	☐	-表書き -日付申請日(様式1号)以前である -所収が調達先から申請者宛である -明細書 -JAS構造材名称(種類)・材質・金額が記載されている -算定表の入力内容と合っている -発注済の場合、発注書も書き添付されている				
9 建築業等の許可証 (写し)	☐	-建築業許可証は期限内で、申請書名義である ※許可開始日の場合は開始日から5年以内 -許可種類に「建築工・建築士」もしくは「大工・大工」が書かれている 建築確認申請書の施工者と、許可証・会社名・代表者名・住所等が一致しているか(一致しない場合、変更届書等の提出が必要) -期限が満了の場合は更新手続の書類が添付されている				
10 建築確認申請書 -NG: 図面・資料用紙・事前審査票 -OK: 図面・資料用紙・Web受付完了画面コピー等、審査機関からの返信書はOKであるが確認	☐	-確認申請受理印(本受付)がある (日付印・受付地印・受付番号が確認できるもの) 仮受付・相談・準備等の受付印は不可 -受付日付は申請日(様式1号)以前である -第一図から第6図までである -第3図-8. 主要用途が対象物件である -事業申請書と「第2図-6. 工事施工書」の施工者が同じである ※未定・異なる場合はいずれかの提出 ※施工者・変更届 -工事関係者の署名(「建築主」または「共同者」) (書類に日付がない場合は受理番号が必要)				
11 施工物件の図面	☐	-図面上に木材の区分がある -平面図、立面図、軸組図、伏図、配置図が提出されている -図面にJAS構造材名称(種類)、凡例等が記載されている				
12 築込口面情報	☐	-築込口面の情報及びその情報が確認できる通常の紙面へのコピーがある -口面情報が様式1号の申請書(会社名・代表者名)と相違がない -様式に記入の口面名称及び「ガナ」が口面の写しの通り				
CW等の登録可否	☐	CWの登録についてのメールについて案内済				

(図 2. 3. 3-8)

令和6年6月 Ver 1.01

個別実証事業申請書チェックシート

受付No. J -0

物件名:

記入者() () 最終チェック者()

※欄: 適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「-」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	判定 ※	W チェック	補足チェック 問題点・指摘事項	是正 後 ※
チェック表	提出書類	-	該当する全ての項目にチェックあり。対応する書類の添付あり。				
様式1号	申請日付	宣言登録リスト	活用宣言の登録日以降で、6月21日以前の日にちである。				
	宣言事業者No.	宣言登録リスト	活用宣言登録リストの番号と符合すること。				
	申請者	確認申請書	第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の「法人」である。			・変換の場合: 変換書チェック欄へ ・工事届の場合: 工事内容が記載された書類 (建て主との請負契約書等)の添付	
		建設業の許可	建築工事または大工工事業の登録で、登録者と有効期間が適切。				
	1. 物件の名称	確認申請書	第二面【9.備考】記載と同じ。国主体の事業でない。				
	2. 物件の所在地		第三面 □【1.地名地番】または□【2.住居表示】と一致する				
	3. 建築確認申請の物件の用途	確認申請書	第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。			・複合用途なら第四面(建築物別)第五面(階別)も確認	
			08160(宗教施設)、08600(個室付浴場等)のどちらでもない			・工事届では、主要用途44,46国家公務でない。	
			3階建て以下の08010(一戸建ての住宅)又は08060(住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの)でない			・工事届では3階建て以下の居住専用建築物又は居住産業併用建築物でない。 ・JAS構造材を使用した階が3以下であれば対象建物とならないので注意。	
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舍」又は「下宿」であり、延べ床面積500㎡以下かつ2階建て以下でない。			※構造計算上の延べ床面積であるため、棟別の延べ床面積で判断する。	
			「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舍」又は「下宿」であり、延べ床面積500㎡超え又は3階建てであり、1件目の申請である。			※延べ床面積500㎡超え又は3階建ては一者あたり1件まで。2件目以降は申請不可。	
			税務署、警察署、保育所又は消防署その他これらに類するもので、国の施設ではない。			※国の施設は対象外	
			事務所(展示場)は、竣工後5年間の間は①用途を変えない、②建物を維持する、③他者に譲渡しないことを申請者に確認する。				
			「その他」の場合は、上席に相談する。				
	4. 物件の階数	確認申請書	第三面【13.建築物の高さ等】の【○.階数】と一致する。				
	5. 延べ床面積	確認申請書	第三面【11.延べ面積】申請部分の床面積と一致。10㎡を超える。			・第三面【12.建築物の敷】が複数又は複合用途ならば、第四面、第五面も確認する。	
	6.助成対象木材の建て方完了予定日	-	書類受付日以降、11月29日以前である。句の欄にチェックあり。				
	7.共同申請者の有無	-	「あり」では、様式1号(共同申請)に宣言事業者No.、社名記載、押印あり			・3件以上の申請:安定供給協定事業者や建築物木材利用協定事業者との共同申請	
様式1号別添	3.使用するJAS構造材の種類及び使用する構造部	-	対象となるJAS構造材は、構造の部位にもチェックが入っている。				
		別紙1-2	材積を計上された構造材と同じ材にチェックが入っている。				
	4.申請の要件を満たす確認情報	-	ア〜キ、シ〜ソの全てのチェックに「はい」が記入されている。			・CLTを助成対象としている場合は、他のZEH補助事業と被っていないか確認する。	
		-	クで「いいえ」が選択されている場合、クの助成対象者が選択され、コまたはサで「はい」が記入されている。				

		助成金が含まれていないことを確認できる資料	コ、サに「はい」が記入されている場合は、助成金が含まれていないことが確認できる資料が添付されているか。		・助成金が含まれていないことが明確であるか確認する。
	4.申請の要件を満たす確認情報(申請が3件目以降の場合のみ)	CW法登録認定証 証明書類	(1)クリーンウッド登録番号、登録日の記載があり、認定書と整合する。 (2)①～④のいずれかにチェックが入っており、証明する資料が添付されている。		・④の場合、全てのJAS構造材供給事業者がもろしく登録していること。
委譲書	記載内容 押印	様式1号	委譲書の締結者、工事名が正しく 委譲元の押印がある。		・申請者が施工することが判る書類(工事受注書や 契約書等)の添付。
建築 確認 申請書	表紙	—	受付印または引受書があること		・確認申請書 第1面～6面がある。
	建築主	—	第二面【1.建築主】は、国以外で民間あるいは地方公共団体		(基礎から上部の躯体工事は国から助成を受けていない)
調達費 算定表 (入力 データ シート)	見積書ごとの 値引き率	見積書	見積書と総額、値引き額が同じ。		
	材料費(木材 のみ)		助成の区分、単価、JAS品目区分が正しい。		
	加工費		見積書番号ごとに適切に仕分けされているか。		
	運搬費		見積書の加工名称、加工費と一致 見積書の運搬名称、運搬費と一致		
調達費 算定表 (出力 結果 シート)	見積書ごとの 集計値	見積書	見積書番号ごとの材積、材料費、加工費、 運搬費の合計が見積書等と整合している。		
	材料ごとの内 訳		材積の合計がJASの種類ごとに一致する。 材料費の合計がJASの種類ごとに一致する。		
見積書 及び発 注書	鑑・明細	様式1号	工事名、宛先(施工者)、発行者、見積 日、発注日が適切。		※申請者作成の場合、証明書として発行。調達先 との関係を示す資料も必要 ・発注日は6月17日以降
			申請者もしくは現場に納品する業者がクリー ンウッド法に基づく登録木材関連事業者等であ るか。		・クリーンウッド法の登録木材関連事業者、森林認 証の認定取得事業者、林野庁ガイドラインの団体 認定を受けた事業者のいずれかであることを申請 者に確認する。(確認するだけでよい)
			品目ごとにJASであることが明記されてい る。		・「JAS相当品」や「規格適合品」等の表示に注意。
			JASの区分が適切に表示されているか。		・機械等級製材と構造用集成材の区別、目視等級 製材と機械等級製材の区別、構造用合板と構造用 パネルの区別がついていない場合がある。 ・「E70」や「EW」、「4×4」など、単体の名称では区 別が曖昧なものもあるのできちんとした表示を促 す。
			目視等級製材を構造材として助成の場合、 乾燥処理材の記載あり。		・SD15 ・SD20/ ・D15 ・D20/ ・D25
			部材名が適切に記載されているか。		・柱材、梁材、土台材など
様式1号 別紙1	各数値	—	記入漏れなく、正しく切り捨て		
	1.木材使用量	調達費 算定表	総量が整合する。 国産材使用量が妥当である。		・林産物JASの合計＝ ・上記の国産材 ①リスト2、3の国産材合計
	2.木材使用量 (パーティクルボ ード、繊維版除いた総 量)	調達費 算定表	パーティクルボード、繊維版(MDF)を除 いた材積が記入されているか。		・パーティクルボード、繊維版を用いていない場合 にはすべての木材の総量と同じ数字を入力する。
	2.助成対象 となる階ご とのJAS構造 材使用量	図面、その他	区分：助成となる階に「○」が記入されている。		
		調達費 算定表	JAS構造材の使用量が、出力シートの材積 と同じ 構造用製材(目視等級)をJAS構造材とする 場合に、構造用製材(機械等級)もJAS 構造材に入っているか。 国産材使用量が記入されている。		・機械等級の材積がゼロの場合、目視等級に材積 が入力されているとエラーメッセージが表示され る。
	3.事業申請時 に算定する助 成金額	調達費 算定表	構造用合板、構造用パネルの調達予定費 が算定表と一致する。 事業申請時の算定額が算定表と一致す る。		
様式1号 別紙2	建築主の住 所・氏名等	確認申請書	第二面【1.建築主】の住所、氏名と一致 し、押印がある。		
	1～4	—	1～4の全ての「はい」にチェックが入っ ている。		・地方公共団体単独補助事業で国の補助が含 まれていることを示す場合には証拠書類の提出が 必要。

工事工程表	—	—	JAS構造材の施工期間が明示されている。			
	—	—	JAS構造材の発注が6月17日以降で計画されている。			
	—	—	審査期間内にJAS構造材が施工完了する恐れがないこと。			・様式第3号(結果通知書)の発行前に建て方が完了する計画の場合、助成対象外。
もりんの登録者であることを示す資料	—	—	事業者基本情報のページの印刷物が提出されていること。			・業種は問わない。
平面図 立面図 ・梁伏図 軸組図 ・配置図	凡例 および 図面表記	—	JAS構造材の区別、表記、使用箇所が明確に識別できる			凡例: ・助成材の表記 ・着色 構造材: ・JAS ・品目 ・材種 その他林産物: ・JAS ・品目 ・材種
		様式1号別添	JAS構造材は、「構造耐力上主要な部分」に使われており、別添の7項にチェックのある構造部と一致している。			・土台 ・柱 ・梁/桁等 ・小屋組 ・壁 ・床版 ・屋根版 ・斜材(単独なら不適)
		—	3階建以下の場合、居住専用建築物又は居住産業併用建築物でない(平面図で部屋名も確認)。			・4階建て以上の建物では、住宅等も助成対象。
		確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。			
備考						

(図 2. 3. 3-9)

様式第 3 号

令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業審査結果通知書

会 社 名

代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会

会 長 菅野 康則

貴社より提出された J A S 構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。

なお、J A S 構造材実証事業の実施に当たっては、J A S 構造材実証支援事業助成金公募要領に基づき実施願います。

(又は)

貴社より申請された J A S 構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら不採択となりましたので、通知します。

記

受付番号

実証事業No.

物件名

(図 2. 3. 4-10)

JAS構造材現地確認チェックリスト

番号 (J6)

申請者/物件名(/ 工事)

チェック者()

チェック項目		○・×・－	判定後の措置
様式1号と現地の確認			
	申請書の物件住所と現地の住所が合致しているか(スマホの所在地、番地の看板、周囲の環境等から判断)		×→支援対象外
	申請書の申請者と現地の建築工事確認表示板の工事施工者名と一致しているか		×→支援対象外
	申請時の図面と施工現場が一致しているか(変更があれば届出がなされているか)		×→支援対象外
	申請時の図面に記載の住宅部と施工現場が一致しているか(支援対象が住宅部となっていないか)		×→支援対象外
	助成対象としているすべての階でJAS構造材の使用が確認できるか?		×→支援対象外
JAS構造材の利用状況の確認(概ね全体使用予定量の半数以上について下記事項について確認)			
構造用製材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	機械等級のJAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェックできなかった部材名に△をチェック	柱・梁桁・トラス・土台 その他()	△→JAS証明の提出を要請
	目視等級のJAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェックできなかった部材名に△をチェック	柱・梁桁・トラス・土台 その他()	△→JAS証明の提出を要請
	目視等級は乾燥処理されたものか	柱・梁桁・トラス・土台	未乾燥材は助成対象外
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	一部は構造部に使用されているか。		×→助成対象外
2×4製材	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェックできなかった部材名に△をチェック	横架材、縦桁・下桁・頭つなぎ・根太・土台・まぐさ材・その他()	△→JAS証明の提出を要請
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	一部は構造部の壁、床、屋根のいずれかに使用されているか。		×→助成対象外
集成材	部材の配置が図面どおりか。	○	×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェックできなかった部材名に△をチェック	柱、横架材、縦桁・下桁・頭つなぎ・根太・土台・まぐさ材・その他()	△→JAS証明の提出を要請
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。	○	×→図面を修正
	一部は構造部に使用されているか。	○	×→助成対象外
LVL	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェックできなかった部材名に△をチェック	柱、横架材、縦桁・下桁・頭つなぎ・根太・土台・まぐさ材・その他()	△→JAS証明の提出を要請
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正
	一部は構造部に使用されているか。		×→助成対象外
CLT	部材の配置が図面どおりか。		×→図面を修正
	層構成、寸法、材の種類が図面どおりか。		
	一部は構造材として使用されているか。(金物の種類、使われ方から判断)		×→図面を修正 または支援対象外

様式1号と現地の確認			
構造 用合 板	パネルの配置が図面どおりか。	○	
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック できなかった部材名に△をチェック	壁・床・屋根 その他()	△→JAS証明の提出を要請
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。	○	×→図面を修正
構造 用パ ネル	パネルの配置が図面どおりか。		
	JAS表示の確認ができたか。できた部材名に○をチェック できなかった部材名に△をチェック	壁・床・屋根 その他()	△→JAS証明の提出を要請
	表示がない場合は、寸法、材の種類が図面どおりか。		×→図面を修正

図面のチェック方法

JAS表示の確認ができた箇所については図面の当該箇所に◎、表示がなくても寸法や材の種類が適正と思われるものについては○を記入。

撮るべき写真の種類

- ・建物の外観を撮影
- ・建築工事確認表示板
- ・部材種ごとに1枚以上。
- ・JASマーク(できれば部材種ごと)
- ・CLTは接合部(接合金物)を撮影。

(図 2. 3. 5-1)

様式第 6 号

申請日 令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則 殿

宣言事業者No

会 社 名

住 所

代表者役職名

氏名

当社は、下記物件について必要な資料を添えて助成金の交付を申請します。

1. 物件の概要

事業番号										
1. 物件の名称										
2. 物件の所在地										
3. 建築確認申請の 物件の用途	申請	用途番号								
	実績	用途								
4. 物件の階数	申請	地上	階	地下	階					
	実績	地上	階	地下	階					
5. 延べ床面積 (㎡)	申請	建築確認申請延べ床面積		助成事業対象延べ床面積						
	実績	建築確認申請延べ床面積		助成事業対象延べ床面積						
6. 助成対象木材の 建て方完了月	申請	令和 年 月	(☐ 上 ☐ 中 ☐ 下)	旬						
	実績	令和 年 月	(☐ 上 ☐ 中 ☐ 下)	旬						
7. 共同申請者の有無	※「あり」の場合、「様式 6 号 (共同申請)」に必要事項を記載し提出 ☐ あり									
8. 事業担当者の所属・氏名										
9. 事業担当者の連絡先 *E-mailアドレス必須	〒									
	住所									
	Tel					Fax				
	E-mail									

2. 付属資料

3. 助成対象木材の明細及び交付申請額 別紙のとおり

(図 2. 3. 5-2)

様式第6号-別紙

助成対象木材の明細及び交付申請額

事業番号: _____

事業名: _____

物件名: _____

1. 木材使用量 単位: m³ (小数点以下切り捨て整数止め)

区 分	申 請	実 績	総 量	うち国産材
物件に使用する全ての木材の総量			m ³	m ³
パーティクルボード・繊維板を除いた木材の総量			m ³	m ³

2. 助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量 単位: m² (小数点以下5位切り捨て)

JAS構造材の種類	助成対象となる階(対象階に「○」を入力)							JAS構造材の 使用量の合計	JAS構造材のうち 国産材使用量
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		
構造用製材 (機械等級)									
構造用製材 (目視等級)									
2×4 構造用製材									
構造用集成材									
構造用 LVL									
保存処理材									
重文集成材 (CLT)									
構造用合板									
構造用パネル									
JAS構造材使用量計									
構造用製材 (機械等級)									
構造用製材 (目視等級)									
2×4 構造用製材									
構造用集成材									
構造用 LVL									
保存処理材									
重文集成材 (CLT)									
構造用合板									
構造用パネル									
JAS構造材使用量計									

※構造用製材(目視等級)は、当該階の構造部に機械等級区分構造用製材と併用する場合に限り計上できる。

(図 2. 3. 5-3)

3. 助成金の算定額

(1) 重要申請時に使用することを予定した木材による算定額

単位: m² (小数点以下5位切り捨て) , 円

区 分	JAS構造材の使用量の合計	単 価	材積×単価	単価による金額計①	算定額①+②
構造用製材 (機械等級)		60,000			
構造用製材 (目視等級)					
2×4 構造用製材					
構造用集成材					
構造用 LVL					
保存処理材					
小 計					
直交集成板 (CLT)		130,000			
区 分	構造費の算定額				
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	構造費計
構造用合板					
構造用パネル					
小 計					
					構造費の 1/2 ②

(2) 交付申請時に実際に使用した木材による算定額

単位: m² (小数点以下5位切り捨て) , 円

JAS構造材の種類	JAS構造材の使用量の合計	単 価	材積×単価	単価による金額計①	算定額①+②
構造用製材 (機械等級)		60,000			
構造用製材 (目視等級)					
2×4 構造用製材					
構造用集成材					
構造用 LVL					
保存処理材					
小 計					
直交集成板 (CLT)		130,000			
JAS構造材の種類	構造費				
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	構造費計
構造用合板					
構造用パネル					
小 計					
					構造費の 1/2 ②

(3) 実際に使用したJAS構造材の構造費による算定額

JAS構造材の種類	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	構造費計	構造費の合計額①	算定額①+②
構造用製材 (機械等級)							
構造用製材 (目視等級)							
2×4 構造用製材							
構造用集成材							
構造用 LVL							
保存処理材							
直交集成板 (CLT)							
小 計							
構造用合板						構造費の 1/2 ②	
構造用パネル							
小 計							

(4) 上限額 助成対象の床面積の合計が3,000m²以上の建築物に該当 しない 上限額: 15,000,000 円

(5) 交付申請額

上記の表(1)、(2)、(3)の算定額①+②を比較し最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額。ただし上限額を超える場合は上限額とする。

交付申請額 _____ 円
(千円未満切り捨て)

(図 2. 3. 5-4)

別添

J A S 構造材実証支援事業助成金交付申請書付属資料

1. 事業番号	0							
2. 事業者名	0							
3. 物件名	0							
4. JAS構造材の種類及び使用する構造部								
使用したJAS構造材に☑		当該JAS構造材を使用した構造部のすべてに☑						
機械等級区分構造用製材	申請	☐	☐ 柱	☐ 梁桁	☐ トラス	☐ 土台		
	実績	☐	☐ 柱	☐ 梁桁	☐ トラス	☐ 土台		
枠組壁工法構造用製材	申請	☐	☐ 柱	☐ 壁	☐ 床	☐ 屋根	☐ 横架材	
	実績	☐	☐ 柱	☐ 壁	☐ 床	☐ 屋根	☐ 横架材	
構造用集成材	申請	☐	☐ 柱	☐ 壁	☐ 床	☐ 屋根	☐ 横架材	
	実績	☐	☐ 柱	☐ 壁	☐ 床	☐ 屋根	☐ 横架材	
構造用単板積層材 (LVL)	申請	☐	☐ 柱	☐ 壁	☐ 床	☐ 屋根	☐ 横架材	
	実績	☐	☐ 柱	☐ 壁	☐ 床	☐ 屋根	☐ 横架材	
保存処理材	申請	☐						
	実績	☐						
直交集成板 (CLT)	申請	☐	—	—	☐ 壁	☐ 床	☐ 屋根	☐ 横架材
	実績	☐	—	—	☐ 壁	☐ 床	☐ 屋根	☐ 横架材
構造用合板	申請	☐						
	実績	☐						
構造用パネル	申請	☐						
	実績	☐						

(図 2. 3. 5 - 5)

様式第 6 号 - 2 (共通)

J A S 構造材実証支援事業報告書

事業番号: _____

事業申請者名: _____

物件名: _____

JAS構造材で使用した木材製品を選択してください。(選択する内容によって、設問内容が変わります。)

☐ 製材等のみ ☐ CLTのみ ☐ 製材等+CLT
 入力対象シート→ 「様式第6号-2(共通)」及び「様式第6号-2-①」 「様式第6号-2(共通)」及び「様式第6号-2-②(CL.T)」 すべてのシート

※連携により申請した場合は、上記項目について連携者の意見も記載して下さい。

① JAS構造材について、施主に対して説明した内容及び施主の反応・評価について伺います。

①-1 どのような説明を行ったかを具体的に記入して下さい。 ※130文字以内で入力

①-2 品質面(助成金がなかったと仮定した場合での評価)で施主の反応・評価について伺います。
(選択する、複数選択可)

☐ 品質が良い ☐ その他
☐ 品質が悪い ☐ 施主と申請者が同じ
 ↓その内容を具体的に記入して下さい。 ※130文字以内で入力

①-3 価格面(助成金がなかったと仮定した場合での評価)で施主の反応・評価について伺います。
(選択する、複数選択可)

☐ 価格が高い ☐ その他
☐ 価格が安い ☐ 施主と申請者が同じ
 ↓その内容を具体的に記入して下さい。 ※130文字以内で入力

② 助成事業を申請するにあたり、構造は変更しましたか？(選択する)
(構造に変更がない方は変更前、変更後同じ構造を選択してください。)

【変更前】	【変更後】
☐ 木造軸組工法	☐ 木造軸組工法
☐ 2×4工法	☐ 2×4工法
☐ CLT/パネル工法	☐ CLT/パネル工法
☐ 鉄骨造	☐ 鉄骨造
☐ RC造	☐ RC造
☐ その他 ()	☐ その他 ()

③ JAS構造材を利用したことでメリットがありましたか？(助成金による価格面でのメリットを除く)

③-1 ☐ Yes ☐ No (③-2、③-3は回答不要) 1つだけ選択してください！

③-2 ↓Yesを選択された方はどのような点でメリットがありましたか。 (選択する、複数選択可)

☐ 品質が良い ③-1が未選択です！ ☐ 信頼性が高い
☐ 寸法精度が良い ☐ コストパフォーマンスが高い(助成金の影響を除く)
☐ 施工性が高い ☐ その他
☐ 構造安全性が高い

③-3 ↓Yesを選択された方はメリットを具体的に記入してください。 ※130文字以内で入力

1/2

(図 2. 3. 5 - 6)

様式第 6 号 - 2 (共通)

④ JAS構造材を利用したことでデメリットがありましたか？ (助成金による価格面での影響を除く)

④-1 ☐ Yes ☐ No (④-2、④-3は回答不要) 1つだけ選択してください！

④-2 ↓ Yesを選択された方はどのような点でデメリットがありましたか。 (選択する、複数選択可)

- ☐ 品質が悪い ④-1が未選択です！ ☐ 信頼性が低い
☐ 寸法精度が悪い ☐ コストパフォーマンスが低い
☐ 施工性が悪い ☐ JAS認定工場が少ない
☐ 構造安全性が低い ☐ その他

④-3 ↓ Yesを選択された方はデメリットを具体的に記入してください。 ※130文字以内で入力

0

⑤ 構造設計をする上でJAS構造材を利用した事によるメリットがありましたか？

(※ご自身で構造設計を行っていない場合には構造設計者にヒアリングしてください。)

⑤-1 ☐ Yes ☐ No (⑤-2、⑤-3は回答不要) 1つだけ選択してください！

⑤-2 ↓ Yesを選択された方はどのような点でメリットがありましたか。 (選択する、複数選択可)

- ☐ 強度・品質が高い ⑤-1が未選択です！ ☐ 設計の自由度が高い
☐ 構造計算に組み込みやすい ☐ その他

⑤-3 ↓ Yesを選択された方はメリットを具体的に記入してください。 ※130文字以内で入力

0

⑥ 構造設計をする上でJAS構造材を利用した事によるデメリットがありましたか？

(※ご自身で構造設計を行っていない場合には構造設計者にヒアリングしてください。)

⑥-1 ☐ Yes ☐ No (⑥-2、⑥-3は回答不要) 1つだけ選択してください！

⑥-2 ↓ Yesを選択された方はどのような点でデメリットがありましたか。 (選択する、複数選択可)

- ☐ 強度・品質が低い ⑥-1が未選択です！ ☐ 設計の自由度が低い
☐ 構造計算に組み込みにくい ☐ その他

⑥-3 ↓ Yesを選択された方はデメリットを具体的に記入してください。 ※130文字以内で入力

0

⑦ 今後のJAS構造材への希望や期待を具体的に記入して下さい。

※180文字以内で入力

0

⑧ 本申請案件におけるJAS構造材について普及の取り組みを具体的に記入して下さい。

※180文字以内で入力

0

(図 2. 3. 5 - 7)

様式第 6 号-2-① (機械等級区分構造用製材ほか (CLT 以外の JAS 構造材))

事業番号: 0
 事業申請者名: 0
 物件名: 0

使用した JAS 構造材をすべてチェックして下さい。 (選択する、複数選択可)
☐ 機械等級構造用製材 ☐ 構造用 LVL
☐ 目視等級区分構造用製材 ☐ 保存処理材 機械等級製材が選択されていません!
☐ 2×4 工法構造用製材 ☐ 構造用合板
☐ 構造用集成材 ☐ 構造用パネル

①-1 JAS 構造材を利用するにあたり、供給業者を探すのに苦労しましたか? (どれかひとつ選択)
☐ とても苦労した ☐ どちらともいえない ☐ 苦労しなかった
☐ やや苦労した ☐ あまり苦労しなかった 1つだけ選択してください!

①-2 どのように業者を見つけましたか? (選択する、複数選択可)
☐ 既存取引先 ☐ 本事業のホームページ ☐ その他
☐ 取引先からの紹介 ☐ Web(インターネット検索等)
 ↓その他を選択した方は、具体的に記載して下さい。 ※130文字以内で入力

①-3 JAS 材を発注した供給業者の業種について教えてください。 (選択する、複数選択可)
 該当する調査先のすべてにチェックを入れてください。
☐ JAS 製材工場 ☐ プレカット工場 ☐ その他
☐ 地元材木店 ☐ 商社等流通事業者
 ↓その他を選択した方は、具体的に記載して下さい。 ※130文字以内で入力

② JAS 材と JAS 材以外の木材を比較した場合、価格は次のうちどれに該当しますか?
 (※機械等級構造用製材、目視等級区分構造用製材を選択した場合のみ) ☐ 左記以外

②-1 ■機械等級構造用製材 (どれか一つ選択) 1つだけ選択してください! 設問4へ
☐ JAS 材が高い ☐ JAS 材が安い
☐ 変わらない ☐ 比較していない
 ↓比較していないを選択した方は、なぜ比較しなかったのですか? ※130文字以内で入力

↓JAS 材が高い/安いを選択した方は、何%ほど価格に差がありましたか?
 ②-2 % (安い場合にはマイナスを付けてください)

②-3 ■目視等級区分構造用製材 (どれか一つ選択) 1つだけ選択してください!
☐ JAS 材が高い ☐ JAS 材が安い
☐ 変わらない ☐ 比較していない
 ↓比較していないを選択した方は、なぜ比較しなかったのですか? ※130文字以内で入力

↓JAS 材が高い/安いを選択した方は、何%ほど価格に差がありましたか?
 ②-4 % (安い場合にはマイナスを付けてください)

(図 2. 3. 5 - 8)

様式第 6 号-2-① (機械等級区分構造用製材ほか (CLT 以外の JAS 構造材))

③ JAS 材と JAS 材以外の木材を比較した場合、納期は次のうちどれに該当しますか？

(※機械等級構造用製材、目視等級区分構造用製材を選択した場合のみ)

☐ 左記以外は
設問4へ

③-1 ■機械等級構造用製材 (どれか一つ選択) 1つだけ選択してください！

- ☐ JAS 材の納期が長い ☐ JAS 材の納期が短い
☐ 変わらない ☐ 比較していない

↓比較していないを選択した方は、なぜ比較しなかったのですか？

※130文字以内で入力

0

↓長い/短いを選択した方は、何日ほど納期に差がありましたか？

③-2 日 (短い場合はマイナスを付けてください)

③-3 ■目視等級構造用製材 (どれか一つ選択) 1つだけ選択してください！

- ☐ JAS 材の納期が長い ☐ JAS 材の納期が短い
☐ 変わらない ☐ 比較していない

↓比較していないを選択した方は、なぜ比較しなかったのですか？

※130文字以内で入力

0

↓長い/短いを選択した方は、何日ほど納期に差がありましたか？

③-4 日 (短い場合はマイナスを付けてください)

④ 今後、他の物件で JAS 構造材を利用しますか？ (どれか一つ選択) 1つだけ選択してください！

- ☐ とても利用したい ☐ あまり利用したくない
☐ やや利用したい ☐ 利用したくない
☐ どちらともいえない

↓それはなぜですか？ 選択した理由を具体的に記入してください。

※130文字以内で入力

0

(図 2. 3. 5 - 9)

様式第 6 号 - 2 - ② (CLT) - 1

事業番号 : 0
事業申請者名 : 0
物件名 : 0

- ① なぜ CLT を選択したか理由を具体的に記入して下さい。 ※130文字以内で入力 0
- ② 他の構造を検討しましたか？ (どれか一つ選択) 1つだけ選択してください！
☐ 在来工法
☐ 2 x 4
☐ 検討していない
☐ その他
↓その他を選択した方は、その他の構造を具体的に記入して下さい。 ※130文字以内で入力 0
- ③ 他の構造選択肢と比較して、CLT が優位となった点は次のうちどれに該当しますか？ (選択する、複数選択可)
☐ 価格
☐ 先進性
☐ 環境面
☐ 地域貢献
☐ その他
↓優位となった点の理由を具体的に記入して下さい。 ※130文字以内で入力 0
- ④ 他の構造選択肢と比較して、CLT が不利となった点は次のうちどれに該当しますか？ (選択する、複数選択可)
☐ 価格
☐ 先進性
☐ 環境面
☐ 地域貢献
☐ その他
↓不利となった点の理由を具体的に記入して下さい。 ※130文字以内で入力 0
- ⑤ 構造設計において苦労はしましたか？ (どれか一つ選択) 1つだけ選択してください！
☐ とても苦労した
☐ やや苦労した
☐ どちらともいえない
☐ あまり苦労しなかった
☐ 苦労しなかった
↓とても苦労した/やや苦労した/どちらともいえない/あまり苦労しなかったを選択した方は、
どのような点で苦労したか具体的に記入して下さい。 ※130文字以内で入力 0

(図 2. 3. 5-10)

様式第6号-2-② (CLT) - 2

施主の名称					
構造の工法(設計ルート)	工法 (設計ルート:)				
構造別階数(内訳)	階	工法 +	階	工法)	
竣工日(又は竣工予定日)	令和 年 月 日 竣工				
	(令和 年 月 日 竣工予定)				
申請者がこれまでに建築したCLTの棟数	当該物件を含め 棟				
CLTの構造躯体の建方に要した作業者の人工数	人工				
CLTの施工に掛かるクレーン等機械の大きき別の台数	t×	m	台		
	t×	m	台		
輸送に要したトラックの種類と延べ台数	t車	台			
	t車	台			
使用したCLTの製造工場名			(所在地市町村名)		
使用したCLTのアライメント工場名			(所在地市町村名)		
代表的な接合金具の製造工場			(所在地市町村名)		
発注先 発注先にチェック	☐ CLT製造工場 ☐ プレカット工場 ☐ それ以外				
接合金物の納品(代表的なもの)	☐ 既製品 ☐ 特注品				
建築物のモジュールにチェック	☐ 910mm ☐ 1,000mm ☐ それ以外				
ラミナの地域材の指定	☐ 指定なし ☐ 指定有り(地域:)				
使用したCLTの規格・数量等	部材名	単価(円/枚)※	樹種	強度等級/構成	代表的な部材寸法と枚数・厚さ×幅×長さ×枚数
※単価は、規格別に現地着価格 (CLT+プレカット加工費+運搬費) とする。 なお、円/枚 又は 円/m³ のどちらかとする。	屋根				
	横架材				
	壁材				
	床材				
	その他				
CLT構造部分に使用した接合金物の価格	1式: 円				
都市計画による地域区分にチェック	☐ 防火地域 ☐ 22条地域 ☐ 準防火地域 ☐ それ以外				
建築物の用途による制限	用途()				
	耐火建築物(階 m²)				
	準耐火建築物(階 m²)				
今後の普及計画					

※150文字以内で入力 0

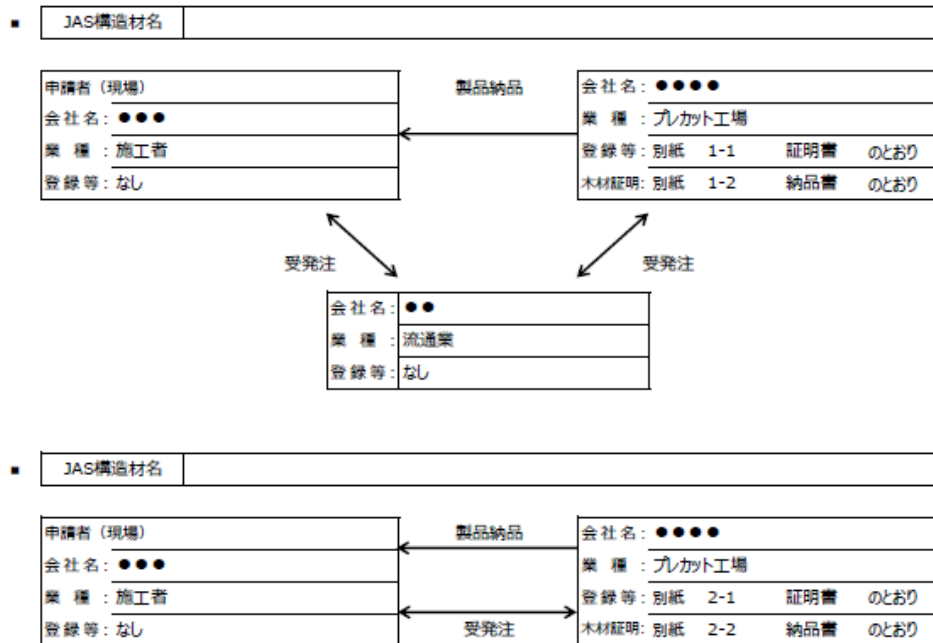
[illegible]

[illegible]

(図 2. 3. 5-13)

別添

JAS構造材ごとの商流と物流のフロー図



様式第6号（共同申請）

共同申請者 連携①

宣言事業者No.

.....

事業者名

.....

代表者職名・氏名

.....

印

共同申請者 連携②

宣言事業者No.

.....

事業者名

.....

代表者職名・氏名

.....

印

共同申請者 連携③

宣言事業者No.

.....

事業者名

.....

代表者職名・氏名

.....

印

共同申請者 連携④

宣言事業者No.

.....

事業者名

.....

代表者職名・氏名

.....

印

(図 2. 3. 5-15)

交付申請時提出及び添付する付属書類チェックシート

提出、添付した資料の口欄に印を入れ、不備、不足、漏れがないことを確認の上、申請書と一緒に提出すること。

注：1～10の書類は必須提出。★印の書類は、該当する場合必須提出

1. JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書（様式第6号）本紙及び付属書類		
・ 様式第6号本紙（かがみ）		☐
・ 別添 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書付属資料		☐
・ 別紙 助成対象木材の明細及び交付申請額（調達算定表を入力後印刷する）		☐
・ 3件以上申請の場合は「様式第6号（共同申請）」を提出 ※事業申請時に共同申請にした場合のみ		☐ ★
2. JAS構造材実証支援事業報告書（様式第6号-2：共通、①、②-1/2） ※実証事業で利用したJAS構造材にふじた内容の報告書を作成してください		
・ 回答後、印刷物を申請書類と併せて提出		☐
・ エクセルファイルに「事業申請番号-事業申請者名-物件名-様式6-2」で名前を付け、info@jas-kouzouzai.jp宛てに送信		☐
3. 助成対象に係る木材の請求書又は領収書およびその内訳が記載された明細書		
・ 請求書（表書き）		☐
・ 上記の詳細な明細書		☐
4. 調達算定表ファイル（交付申請） ※事業申請時にやり取りした最終ファイルにて作成すること		
・ 交付申請データ入力シート ※請求書等の明細書通りに入力すること	(印刷物を提出)	☐
・ 交付申請データ出力シート	(印刷物を提出)	☐
・ エクセルファイルに「県名-事業申請番号-申請者名-物件名称」と名前を付け、別途info@jas-kouzouzai.jp宛てに送信。		☐
5. 必要受付開始の日付以降に材料発注がなされたことが証明できる書類 ※「レシート」の発注書は不可		
・ 材料発注書、材料指示書等（表書き）		☐
・ 上記の詳細な明細書 ※明細書は、JAS構造材の品目名、材種、金額等が部材ごとに記載されたもの		☐
6. 助成対象木材が「グリーンウッド法（CW法）」に基づき合法性を確認したことを証明する書類一式 ※説明資料P51-P52を確認の上作成してください。 事業申請者がCW法の登録事業者の場合は①及び③を提出、事業申請者がCW法の登録事業者でない場合は①～④を提出		
・ ①合法伐採証明書 ※テンプレートを使用してください	* 事業申請書が作成	☐
・ ②供給フロー図 ※テンプレートを使用し、見本フロー図を実態に即したものに書き換えること	* 事業申請書が作成	☐
・ ③CW法に基づく登録木材関連事業者等の証明書・登録証の写し		☐
※納品書記載の登録証等Noと一致するもの		
・ ④部材供給者から発行された納品書及びその明細書（CW法に基づいて作成されたもの）		☐
※出納証明書と明細に加え、事業申請者が受領したことを証明する書類でも可		
※明細の助成対象木材には、JAS構造材の品目名を明記すること		
7. 建築確認申請書の写し ※事業申請時提出の建築確認申請書の内容に変更があった場合のみ、変更後の建築確認申請書一式を変更箇所マークし提出		☐
8. 申請物件の図面（実測） ※事業申請時から変更がなくても必ず提出 助成対象のJAS構造材等を、①凡例を表示の上、②JAS構造材の種類ごとに明瞭に色分けして判別することが可能な下記の③各図面を提出		☐
☐ 配置図	☐ 平面図（部材の用途が記載されたもの）	☐ 立面図
☐ 床伏せ図（各階）	☐ 小間伏せ図	☐ 軸組図（X・Y通ごと各1面）
☐ その他（ ）		
9. 工事記録写真（助成対象階の助成対象木材がわかるように撮影）		☐
☐ 材料荷受け時の検収写真（検収ごと）	☐ 部材種ごとにJASマークの拡大写真	
☐ JAS構造材の種類ごとの写真（構造用製材、2x4材、構造用集成材、構造用LVL、CLT、構造用合板、構造用パネル）	☐ 助成対象階の助成木材の施工状態がわかる内観の全体写真（黒板がない写真も撮影）	
☐ JAS構造材の種類ごとにJASマークの拡大写真	☐ 建て方終了時の建物の全景写真（2方向から、黒板あり、黒板なしの2種類）	
☐ 部材種ごとの写真（柱、梁桁、トラス、土台、床、壁、屋根等）	☐ 工事名、撮影日時、撮影箇所、部材種、JAS構造材の別、製品名・規格等が書かれた黒板と一緒に撮影	
※JAS製品であることが確認できない木材は、JAS構造材として計上することはできません。JASマークが確認できない木材は、右の様式の提出が必要です	☐ 様式第6号 別添3「JAS証明書」（「写真撮影の手引き」内の様式）	★
10. 建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面（林野庁のホームページの最新のフォーマットを使用）→ 炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン		
・ 入力シート ※算定シートの「区分」、「部材、製品名等」について、調達算定表で記載した内容（部材区分、合板区分等、樹種）を集約して整理してください		☐
・ 出力シート ※出力シートに「物件名(住所)」を記載してください		☐
11. 3件以上申請の要件として「もりんく」で申請した場合は、納入事業者が「もりんく」の「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録していることを示す書類		☐ ★
12. そのほか助成額の算定に必要な資料がある場合		☐ ★

(図 2. 3. 5-16)

R6 JAS実証支援事業 6号交付申請書チェックシート

事業No

事業者名

現場名

#N/A

#N/A

受付日 #N/A

事業申請書担当者 書類チェック

#N/A

#N/A

提出	書類	確認事項	日付確認	O/X	結果	問題点・指摘事項
1	☐ 様式6号	申請日付が交付申請締め切り日前か 申請者名は事業申請と同じか ※変更有の場合、確認ができる書類の提出要:変更情報が記載された書類、口座情報等 物件名・物件住所は事業申請と同じか ※県木連の受領印がある場合は、原本を再提出				
2	☐ 別添	記載漏れ、誤りはないか		-		
3	☐ 別紙	事業申請時と物件名等に相違がないか 2の資機材の対象品が記入されているか 2の事業申請時木材使用量が事業申請時と同じか 2のJAS構造材に目視等級がある場合、機械等級があるか 3-(1)事業申請時算定額が事業申請と同じか ※算定結果が0円でないか				
	☐ 共同申請	事業申請で共同申請している場合	#N/A			
4	☐ 報告書(アンケート)	Excelファイルが提出されているか 助成対象木材に記した内容か	☐ Excelデータ ☐ 紙媒体			
5	☐ 調達費算定表	☐ Excelデータ ☐ 紙媒体 請求書数と入力と同じで、請求明細書通りに入力されているか(合計・明細) 事業申請審査時の最終ファイルで作成されているか(事業申請時の数値を別紙、算定表等で確認) 不要な項目の入力・入力漏れがないか(請求No、値引き額等)				
6	☐ 請求書(表書き)	発行日付が適切か 工事名(申請物件名)・宛先・発行者(調達先→申請者)が適切か				
	☐ 請求明細	請求明細であるか。又は請求明細に相当するか 見積書が明細→①見積書表書きがあるか ②合計金額は請求書と同じか ③日付が正しいか JAS種類、材積、数量、金額等の記載があるか				
7	☐ 発注書(表書き)	発注日付が公算開始日以降か→ 材料発注の書類か 工事名・宛先・発行者が適切か (申請者→調達先)				
	☐ 発注明細	JAS種類、材積、数量、金額等の記載があるか 見積書が明細→①見積書表書きがあるか ②合計金額は発注書と同じか ③日付は正しいか				
8	☐ 合法伐採証明書	申請者が登録者→ ①合法伐採証明書は申請者名義か、日付が交付申請日より前か ②合法伐採木材供給者の登録証等の写し(納品書等に記載のNo.が一致しているか) ③供給フロー図 ④該当の木材の納品書と子の照合 ・他の書類と日付の整合性があるか ・納品書に合法伐採木材であることの文言・登録No.の記載があるか ・製品名(JAS種類)、材積、数量があるか。 ・写真と納品の日付の整合性が取れるか	#N/A #N/A			
9	☐ 確認済証	事業申請時に済証提出あり(発行日付) 変更があった場合、第1面～6面が提出されているか ※申請時と日付が異なる場合は要提出	#N/A			
10	☐ 図面	チェックシートの図面がすべて提出されているか ☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 床伏せ図 ☐ 小屋伏せ図 ☐ 軸組図 図面上に木材の色分け、凡例、JAS種類の記載があるか		-		
11	☐ 写真	基本的な添付があればOK。不備の場合は不備項目のみ記載し、指摘不要 ①材料検収写真(納品毎) ☐ 内観・外観(黒板あり・なし) ②助成対象木材の写真(拡大写真含む) ☐ 建方終了後全景(黒板あり・なし) ③部材標ごとの(JASマーク拡大写真含む) ☐ CLT接合部 ④物件名、撮影日時、位置、部材種等の記載あり(黒板・書類) ☐ JAS製品証明書				
12	☐ 建築物に使用した炭素貯蔵量を示す書類	☐ 算定シート ☐ 出力シート 指定様式で提出されているか 事業者情報(入力シート)・物件名が記載されているか(出力シート)				
13	☐ その他の書類	事業実施中に建築業許可期限を迎える場合、更新後の書類が提出されているか		-		

(図 2. 3. 5-17)

令和6年9月 Ver 1.0

交付申請書チェックシート

受付No. J-

物件名:

記入者(済口)(

済口 最終チェック者(

済口)

※欄: 適と判断される場合は「○」、是正が必要な場合「△」、是正の余地が無い場合「×」、判定が不要な場合「-」を記入する。

書類名称	チェック項目	参照書類	チェック内容	必須項目	判定※	Wチェック	補足チェック 問題点・指摘事項	是正後※
チェック表	提出書類	-	該当する全ての項目にチェックあり。 対応する書類の添付あり。					
様式6号	申請日付	-	11月29日以前の日にちである。	★				
	実証事業No.	様式1号	様式1号の番号と符合するか。					
	申請者	①様式1号 ②確認申請書	①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【6.工事施工者名】の欄に記載の「法人」である。	★			・委託の場合: 依頼書チェック欄へ ・工事届の場合: 工事内容が記載された書類 (建て主との請負契約書等) の添付	
	1. 物件名	①様式1号 ②確認申請書	①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【9.備考】記載と同じ。 国主体の事業でない。	★				
	2. 所在地	※②は確認申請書の提出があった場合にチェックを行う。	①様式1号の記載と同じ。 ②第三面 □【1.地名地番】または □【2.住居表示】と一致する	★				
	3、4.事業担当者		①様式1号の記載と同じ。 ②第二面【6.工事施工者名】に記載の法人に所属。住所、TELが正しい。					
様式6号別添	5.共同申請者の有無	-	「あり」では、様式6号(共同申請)に宣言事業者No、社名記載、押印あり				・3件以上の申請: 安定供給協定事業者との共同申請	
	4. 用途	①様式1号 ②確認申請書 ※②は確認申請書の提出があった場合にチェックを行う。	①様式1号の記載と同じ。 ②第三面【8.主要用途】区分の用途番号、用途が一致する。	★			・複合用途なら第四面(建築物別) 第五面(階別)も確認	
	5. 階数		①様式1号の記載と同じ。 ②08160(宗教施設)、08600(個室付浴場等)のどちらでもない	★			・工事届では、主要用途44、46国家公務でない。	
	6. 延べ床面積		①様式1号の記載と同じ。 ②3階建て以下の一戸建て住宅でない	★			・工事届では3階建て以下の居住専用建築物でない。	
	7. JAS構造材の種類	別紙1-2	①様式1号の記載と同じ。 ②第三面【13.建築物の高さ等】の【ロ.階数】と一致する。				・第三面【12.建築物の数】が複数又は複合用途ならば、第四面、第五面も確認する。	
	8.建て方完了日	-	①様式1号の記載と同じ。 ②第三面【11.延べ面積】申請部分の床面積と一致。10㎡を超える。	★			・図面の凡例とも一致する。	
調達費算定表 (入力データシート)	請求書ごとの値引き率		請求書と総額、値引き額が同じ。	★				
	材料費(木材のみ)	請求書(領収書)	助成の区分、単価、JAS品目区分が正しい。	★				
	加工費		請求書番号ごとに適切に仕分けされているか。	★				
	運搬費		請求書の加工名称、加工費と一致	★				
調達費算定表 (出力結果シート)	請求書ごとの集計値		請求書の運搬名称、運搬費と一致	★				
	材料費	請求書(領収書)	請求書番号ごとの材積、材料費、加工費、運搬費の合計が見積書等と整合している。	★				
	材料費の内訳		材積の合計がJASの種類ごとに一致する。 材料費の合計がJASの種類ごとに一致する。	★				

請求書 または 領収書	鏡・明細	様式6号	工事名、宛先(施工者)、発行者、発行 日が適切。	★		※申請者が作成なら、証明書として発行。調達先との 関係を示す資料も必要
		—	品目ごとにJASであることが明記されて いる。	★		・「JAS相当品」や「規格適合品」等の表示に注意。
		—	JASの区分が適切に表示されている か。	★		・機械等級製材と機械等級集成材の区別、目視等級 製材と機械等級製材の区別、構造用合板と構造用パ ネルの区別がつかない場合がある。 ・「E70」や「EW」、「4×4」など、単体の名称では区別 が曖昧なものもあるのできちんとした表示を促す。
		調達費算定 表	材積と金額の明細が確認できるか。	★		・加工費、運搬費の根拠あり。 ・工事総額、値引きが整合する。 ・合計金額に変更がなく、事業申請時の見積どおりと 記載された場合は確認を省略可能
		様式6号 別紙1	目視等級製材を構造材として助成の 場合、乾燥処理材の記載あり。	★		・SD15 ・SD20/ ・D15 ・D20/ ・D25
		—	部材名が適切に記載されているか。	★		・柱材、梁材、土台材など
様式6号 別紙1	各数値	—	記入漏れなく、正しく切り捨て			
	1.木材使用量	調達費 算定表	総量、JAS使用量が整合する。 国産材使用量が妥当である。			・林産物JASの合計＝ ・上記の国産材 ミニリスト2、3の国産材合計
	2.助成対象 となる階ごとの JAS構造材使用 量	—	区分：助成となる階に応じた材積が 記入されている。	★		
		調達費 算定表	JAS構造材の使用量が、出力シートの 材積と同じ	★		
			構造用製材(目視等級)をJAS構造材 とする場合に、構造用製材(機械等 級)もJAS構造材に入っているか。	★		
			構造用合板及び構造用パネルは、構 造用製材等が使われていない階では 含まれていない。	★		・助成対象階以外の階に使われている場合は、助成 対象外。
			国産材使用量が記入されている。	★		
	3.(1)事業申請 時に使用すること を予定した木材 による算定額	事業申請時 の調達費算 定表	事業申請時の調達費算定表の金額と 一致する。	★		・事業申請時の調達費で助成額が決まってしまう場合 は、使用材積に単価を乗じた金額とする。
	3.(2)交付申請 時に実際に使用 した木材による 算定額	別紙1	別紙1と材積が一致する。	★		
	3.(3)実際に使 用したJAS構造 材の調達費によ る算定額	調達費 算定表	調達費算定表の値引き後の金額が一 致する。	★		
	3.(5)交付申請額	—	3(1)、(2)、(3)を比較して一番低い額に なっている。	★		
様式6 号-2 (共通)	①～⑧	—	記述欄の記載事項について具体的に 書かれているか。			・質問の意図と異なる回答の場合は修正を要請する。
	②	添付平面図 等	変更後の構造が添付図面等と一致し ているか。			
様式6 号-2 ① (機械等 級構造用 製材ほか)	①～④	—	記述欄の記載事項について具体的に 書かれているか。			・質問の意図と異なる回答の場合は修正を要請する。
様式6 号-2 ② (CLT)	①～⑤	—	記述欄の記載事項について具体的に 書かれているか。			・質問の意図と異なる回答の場合は修正を要請する。
	構造の工法		軸組構造、2×4工法、CLTパネル工 法、RC造、S造等の構造種別を代表す る名称が記載されているか。●●構法 などの商品名は不可。			
	設計ルート		壁量計算等、許容応力度設計、保有 水平耐力設計、ルート1、ルート2、 ルート3、限界耐力計算、時刻歴応答 解析等の構造計算等の名称が書かれ ているか			
	使用したCLT の規格・数量 等	—	単価は、単位が記入されているか。			
		—	強度等級／構成は正しく記入されて いるか。			

工事配 録写真	写真全般		工事名、撮影日時、位置、部材名称が 明確に記載されているか。	★		※写真内に記載が無い場合にはやむを得ないので、 写真張り付ける台紙の余白への記載を指示する。	
			撮影日時は、発注書等の日付以降～ 交付申請書の日付間になっているか。	★			
	材料検収写真		助成対象木材の全ての種類が揃って いるか。	★		建築現場着の写真。トラックに積んだ状態or荷下ろし され積み重ねられたもの。	
	助成対象木材 の写真		助成対象木材の全ての部材が揃って いるか。	★		・原則としてJASマークを写す ・引いて撮った写真、アップで撮った写真の2種類	
	保存処理材の 写真		保存処理材のJASマークであるか確認 する。	★		・保存処理材として助成を受ける場合は、機械等級、 目視等級、集成材等のJASマークでは、確認したこと にならないので注意	
	CLT接合部の 写真		想定される接合部の種類が一通りそ ろっているか。	★		・耐力壁の場合は壁頭部・壁脚部の写真、水平構面 (床・屋根)の場合はパネルの継ぎ目部分の写真。耐 力壁と水平構面の接合部	
	内観写真		階ごとに、全体が判るように撮影され ているか。	★			
	建て方終了後 の全景写真		2方向からの写真が撮られているか。	★			
JAS製 品である ことの 証明書	鏡・明細	※写真によ ってJASマ ークが確認 できない 場合のみ	会社名、事業番号、申請者名が適切。	★		・JAS構造材の供給業者が証明する(申請者では ない)。	
			JAS製造業者は、認定業者か。	★		・全木検、合板検査会のHPで確認する。	
			納品書の該当項目等の記載が正しい か。	★			
発注 書、材 料指示 書等	鏡・明細	様式6号	工事名、宛先(施工者)、発行者が適 切。	★			
		様式3号 様式6号	発注日が6月12日以降、建て方完了月 以前。	★			
		—	JASであることが明記されている。	★			
合法伐 採証明	鏡・明細	共通	申請者名義となっているか。			※再提出を求めた場合のみチェック 樹種や材積等は、請求書等と相互確認しなくても良い ※再提出を求めるのは、写真や請求書間に齟齬が あった場合など	
			助成対象となるJAS構造材の種類が明 記されているか。				
			申請者が登録事業者等の 場合				
		申請者が登録事業者等 でない場合	登録番号等が記載されているか。				
			登録証等の写しが添付されているか。				
			申請にある全てのJAS構造材について のフローが示されているか。 フロー図において現場に直接納品す る業者が合法伐採木材供給者の登録 証等を有しているか。 上記の業者名義の登録証等の写しが 添付されているか。 上記の業者から発行した納品書等が 添付されており、合法伐採木材である ことが明記されているか。				
建築確 認済証	—	—	確認済証の有無	★			
建築 確認 申請書	建築主	※確認申請書 の提出があ った場合に チェック	第二面【1.建築主】は、国以外で 民間あるいは地方公共団体			・確認申請書 第1面～6面がある。 ・表紙に受付印または引受書の添付あり (基礎から上部で国から助成を受けていない)	
平面図 立面図 ・梁伏図 軸組図 ・配置図	凡例 および 図面表記	—	JAS構造材、その他林産物JASの区別、表 記、使用箇所が明確に識別できる	★		凡例：・助成材の表記 ・着色 構造材：・JAS ・品目 ・材種 その他林産物：・JAS ・品目 ・材種	
		—	JAS構造材は、「構造耐力上主要 な部分」に使われている。	★		・土台 ・柱 ・梁/桁等 ・小屋組 ・壁 ・床版 ・屋根版 ・斜材(単独なら不適)	
		見積書等 の 表記含む	製材は、JAS構造材の機械等級、目 視等級(乾燥材)に区別されている	★		・機械等級製材と 集成材の混同がない。	
			注: Jパネル t36は非JASで対象外	★			
		別紙1の2	JAS構造材が使用されている階が別 紙1の2の助成対象階と一致する。	★			
		—	構造用合板及び構造用パネルは、助 成対象階に使われているか。	★		・助成対象階以外の階に使われている場合は、助成 対象外。	
		—	3階建以下の一戸建の住宅でない (平面図で部屋名も確認)。	★		・4階建て以上の建物では、住宅等も助成対象。	
		確認申請	敷地の状況、棟数と配置が合致する。	★			

木材の炭素貯蔵量を示す書面	入力シート		入力シートの有無				※再提出を求めた場合のみチェック	
	出力シート		出力シートの有無					
備考	JAS構造用合板		中国産JAS合板(江苏笨笨新材料有限公司製、または山東颐零環保板有限公司製)でない。★					

様式第 7 号

令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業助成金交付決定通知書

会 社 名

代 表 者 名

一般社団法人全国木材組合連合会

会 長 菅野 康則

記

貴社より申請がありました J A S 構造材実証支援事業助成金交付申請書について、
下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。

尚、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に「様式第9号助成金交付請求書」
を送信してください。

※実証支援事業ホームページよりダウンロードしてください。

実証事業No.	
物件名	
助成金交付決定額	

請求書送信先：info@jas-kouzouzai.jp

一般社団法人全国木材組合連合会

J A S 構造材実証支援事業事務局

＜参考３＞現地調査報告書の写真等（抜粋）

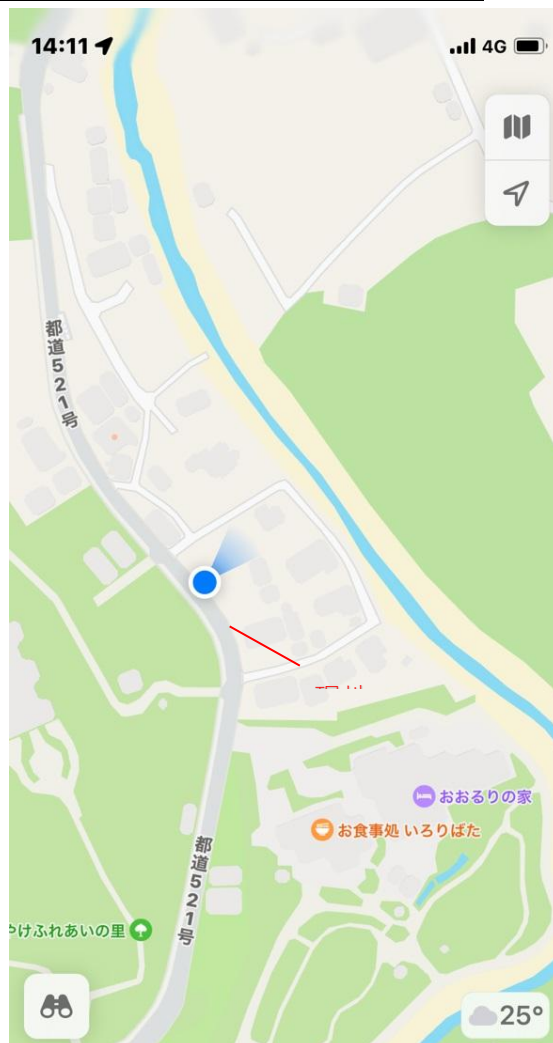
全木連が行った現地調査報告書からの写真等の抜粋を示す。

No. 1

調査日時	令和6年10月16日(水) 13:10～14:30		
申請者	株式会社 長谷萬		
名称	上恩方町1980-7、9計画 新築工事 (J615-002)		
所在地	東京都八王子市上恩方町1980-7、9		
用途	08290 郵便局		
階数	地上 1 階	延べ床面積	95.65 m ²
使用 JAS 構造材	機械等級区分構造用製材、構造用集成材、直交集成板 (CLT)、構造用合板		
総木材	21.5521 m ³	内国産材	15.5564 m ³
JAS 構造材	13.4089 m ³	内国産材	7.7012 m ³



Google 地図における
東京都八王子市上恩方町1980-7、9



スマホで
現在地の確認



工事現場看板



建築基準法による確認済表示板

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	令和 5 年12月18日 JCI A確認23 第00725号
確認済証交付者	日本建築検査協会株式会社 代表取締役 山崎 哲
建築主又は 建築主氏名	日本郵便株式会社 代表取締役 千田 哲也
設計者氏名	日本郵政株式会社 一級建築士事務所 伊藤 信治
工事監理者氏名	日本郵政株式会社 一級建築士事務所 伊藤 信治
工事施工者氏名	株式会社 長谷 萬 代表取締役 長谷川 泰治
工事現場管理者氏名	恒 田 義 久
建築確認に係る その他の事項	

表示拡大

建設業の許可票	
商号又は名称	株式会社 長谷 萬
代表者の氏名	代表取締役 長谷川 泰治
監理技術者の 氏 名	専任の有 無 恒 田 義 久 有
資 格 名	資格者証 交付番号 1級建築施工管理技士 第00030940104 号
一般建設業又は 特定建設業の別	特 定 建 設 業
許可を受けた建設業	建 築 工 事 業
許 可 番 号	国土交通大臣許可(特-3)第24408号
許 可 年 月 日	2022 年 3 月23日

表示拡大

建築物の新築等許可標識	許可番号 許可年月日 5 八整査許第1 4 号 令和 5 年 11 月 9 日
建築物を建築しよう とする土地の所在地	東京都八王子市上恩方町1980番7、1980番9
敷地面積	271.68 平方メートル
建築目的	新築
許可を受けた者の 住所及び氏名	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵便株式会社 代表取締役 千田 哲也

表示拡大



道路側 工事表示板と仮囲い



外観 北西（道路）側より



外観 北東側より

表記（共通） ○： JAS 印字・シール

▽： 寸法計測 確認
▼： 聴取（記録）確認



1F 窓口ロビー～事務室 内観
X5~12 通×Y1~11 通



1F 事務室～窓口ロビー 内観
X5~12 通×Y10~1 通



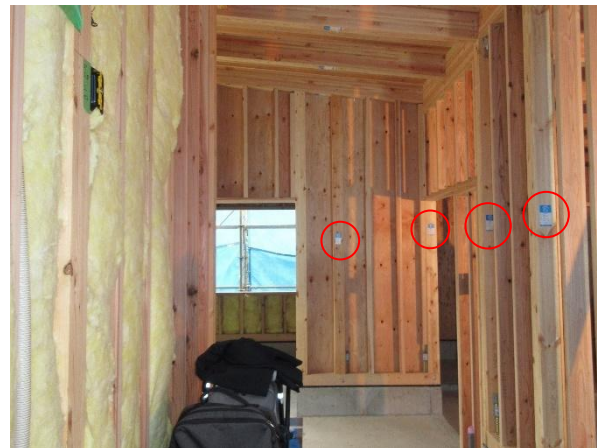
1F 玄関 X3~5×Y1~5 通
柱・梁： JAS 構造用集成材
屋根： JAS 構造用 CLT



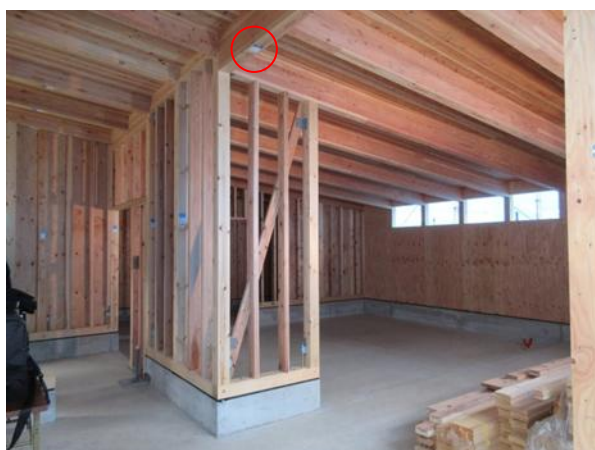
1F 玄関 X3~5×Y1~5 通
梁 105×150：JAS 構造用集成材^ベ イマツ
JAS マーク



1F 窓口ロビー X5~12×Y1~6 通
柱 オウシュウアカマツ・梁 ペイマツ：
JAS 構造用集成材



1F ATM コーナ X3~5×Y4~10 通
柱 オウシュウアカマツ・梁 ペイマツ：
JAS 構造用集成材



1F ATM コーナー～窓口 X3~12 通×Y3
~11 通 柱・梁：JAS 構造用集成材、屋根：
JAS 構造用 CLT、土台：JAS 機械等級製材



1F 窓口ロビー～事務室 X5~12×Y3~11 通
柱・梁：JAS 構造用集成材、屋根：JAS
構造用 CLT、土台：JAS 機械等級製材



1F 事務室・倉庫・廊下 X1~7×Y8~13 通
土台 105×105 ヒノキ：JAS 機械等級製材



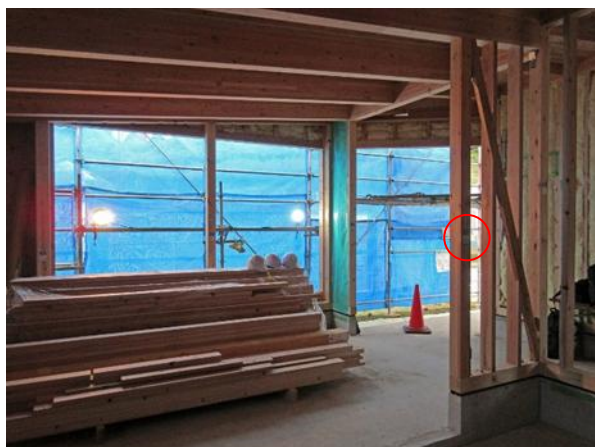
1F 事務室・廊下 X5×Y10~11 通
土台 105×105 ヒノキ：JAS 機械等級製材
目視+聴取+寸法計測



1F 事務室・倉庫・廊下 X4~9×Y9~13 通
柱 105×105 オッシュアカマツ：
JAS 構造用集成材



1F 事務室・廊下 X5×Y10 通
柱 105×105 オッシュアカマツ：
JAS 構造用集成材 JAS マーク



1F 事務室・窓口ロビー X12~5×Y7~1 通
柱オッシュアカマツ、梁ベィマツ：
JAS 構造用集成材



1F 事務室・窓口ロビー X6×Y6 通
柱オッシュアカマツ：JAS 構造用集成材
JAS マーク



1F ATMコーナー・窓口ロビー X3~7 通
×Y4~10 通 柱 オッシュアカマツ、
梁 ベィマツ：JAS 構造用集成材
屋根：JAS 構造用 CLT スギ



1F ATMコーナー・窓口ロビー X5 通×
Y3~6 通 梁 105×300 ベィマツ：
JAS 構造用集成材 JAS マーク



1F 事務室・窓口ロビー X12~5×Y10~1 通
梁（化粧）105×270 べ イマツ：
JAS 構造用集成材



1F 事務室・窓口ロビー X12~5×Y9~1 通
梁（化粧）105×270 べ イマツ：
JAS 構造用集成材 寸法計測+聴取



1F 廊下 X1~5×Y8~10 通
柱 オウシュウアカマツ、梁 べ イマツ：
JAS 構造用集成材



1F 廊下 X1~5×Y9 通
梁 105×180 べ イマツ： JAS 構造用集成材
JAS マーク



1F 廊下・便所・ATM コーナー X1~5 通×Y9~4 通
柱 オウシュウアカマツ、
梁 べ イマツ： JAS 構造用集成材
屋根：構造用 CLT スギ



1F 便所 X1~3×Y7 通 梁 105×105
べ イマツ： JAS 構造用集成材
JAS マーク



1F 事務室・窓ロビー X7~5×Y5~11 通
耐力壁：JAS 構造用 CLT スギ
柱・梁：JAS 構造用集成材



1F 事務室 X5×Y7~8 通
耐力壁：JAS 構造用 CLT スギ
3層3プライ 厚36



1F 事務室 X5×Y7~8 通
耐力壁：JAS 構造用 CLT スギ
Mx60-3-3 厚36 JAS マーク



1F 休憩室 X5~1×Y10~13 通
耐力壁：JAS 構造用 CLT スギ Mx60-3-3
柱：JAS 構造用集成材 オシユウアカマツ



1F 休憩室 X1~5×Y13~10 通
耐力壁・屋根：JAS 構造用 CLT スギ Mx60-3-3、柱 オシユウアカマツ、梁 ベイマツ：JAS 構造用集成材



1F 休憩室 X1~5×Y11 通
梁 105×180 ベイマツ：JAS 構造用集成材
JAS マーク
屋根：JAS 構造用 CLT スギ



1F 事務室 X5~12×Y11~6 通
 屋根：JAS 構造用 CLT スキ Mx60-3-3
 柱 オッシュウアカマツ 梁 ペイマツ：
 JAS 構造用集成材



1F 窓口ロビー X5~12×Y6~1 通
 屋根：JAS 構造用 CLT スキ Mx60-3-3
 柱 オッシュウアカマツ 梁 ペイマツ：
 JAS 構造用集成材



1F 屋根（全面）：X1~12×Y1~13 通り
 水平構面：JAS 構造用 CLT スキ
 Mx60-3-3



1F 屋根：X1×Y8 通り
 JAS 構造用 CLT スキ Mx60-3-3
 計測 3層3ブレイ 厚 36mm



1F 外壁下地（写真はポーチ部分）：
 JAS 構造用合板 厚 9mm



1F 外壁下地：
 JAS 構造用合板 厚 9mm JAS マーク
 (株) 日新



1F 内壁下地（写真はロビー部分）：
JAS 構造用合板 厚 9mm



1F 内壁下地：
JAS 構造用合板 厚 9mm JAS マーク
石巻合板（株）



1F 屋根 野地板（写真はポーチ部分）：
JAS 構造用合板 厚 12mm



1F 屋根：野地板 JAS 構造用合板 厚 12mm
写真： 外壁+CLT 板+垂木+野地板



1F 屋根 野地板（北側軒先）：
JAS 構造用合板 厚 12mm



1F 屋根 野地板（西側軒先）：
JAS 構造用合板 厚 12mm

No. 2

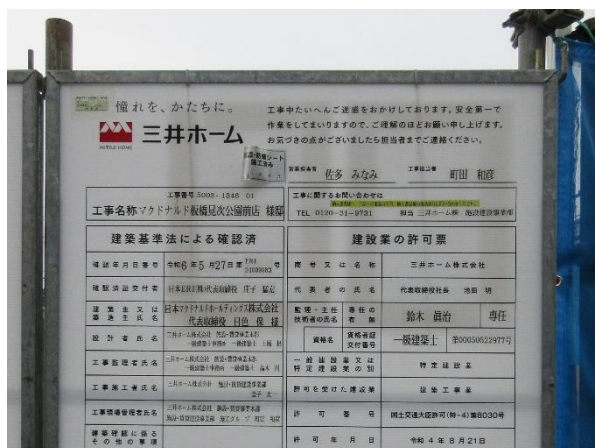
調査日時	令和6年8月29日（木）15：00～16：30		
申請者	三井ホーム 株式会社		
名称	マークドナルド板橋見次公園前店 新築工事（J615-008）		
所在地	東京都板橋区前野町4丁目22番1、3、4、5		
用途	08450 飲食店		
階数	地上 2 階	延べ床面積	471.54 m ²
使用 JAS 構造材	枠組壁工法用製材、構造用集成材、LVL、構造用合板		
総木材	94.9512 m ³	内国産材	62.6240 m ³
JAS 構造材	80.2167 m ³	内国産材	22.9877 m ³



Google 地図における
東京都板橋区前野町4丁目22番1ほか



スマホで
現在地の確認



建築基準法による確認済表示板

工事番号 5003-1346 01	
工事名称 マクドナルド板橋見次公園前店 様邸	
建築基準法による確認済	
確認年月日番号	令和6年5月27日第ER124009983号
確認済証交付者	日本ERI(株)代表取締役 庄子 猛宏
建築主又は 業主氏名	日本マクドナルドホールディングス株式会社 代表取締役 日色 保 様
設計者氏名	三井ホーム株式会社 施設・賃貸事業本部 一般建築士事務所 一般建築士 土橋 昌
工事監理者氏名	三井ホーム株式会社 施設・賃貸事業本部 一般建築士事務所 一般建築士 高木 周
工事施工者氏名	三井ホーム株式会社 施設・賃貸建設事業部 金子 太一
工事現場管理者氏名	三井ホーム株式会社 施設・賃貸事業本部 施設・賃貸建設事業部 施工グループ 町田 和哉
建築確認に係る その他の事項	

表示部分拡大



外観 東側より



外観 西側より

表記（共通） ○： JAS 印字・シール

▽： 寸法計測 確認
▼： 聴取（記録）確認



1F 風除室 X26~28×Y0 通~1650 柱、
梁：JAS 構造用集成材 E105 ス^プルス 606



1F 風除室 X26~28×Y0 通~1650
梁：JAS 構造用集成材 E105 ス^プルス 606



1F 客席 X20~34×Y0~10 通
トラス、縦・上下枠：JAS 枠組壁工法用製材
柱：JAS 構造用集成材 E105-F345,406,606



1F 客席 X20~34×Y1~10 通
トラス：JAS 枠組壁工法用製材、梁：JAS
構造用集成材 E120-F330 スプルス 140×698



1F 客席 X30~19×Y0~9 通
トラス：JAS 枠組壁工法用製材
3本1組で31組



1F 客席 X30×Y7 通 トラス振止め：
JAS 枠組壁工法用製材 トマツ JAS マーク
野地板：JAS 構造用合板 t15



1F 客席 X30×Y9~10 通 縦枠：JAS
枠組壁工法用製材 スギ JAS マーク



1F 客席 X19×Y5 通 柱：JAS 構造用
集成材 E120-F375 スプルス 606



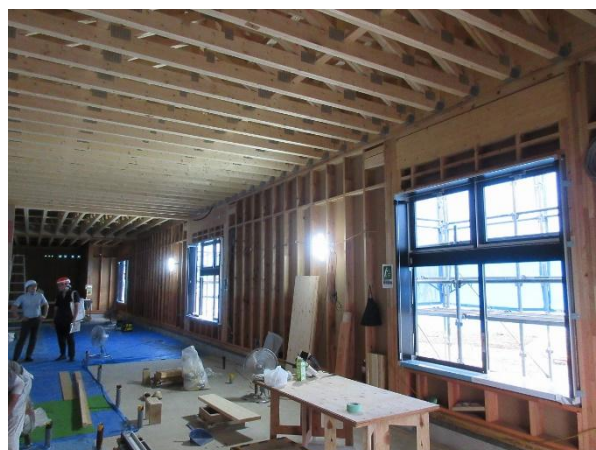
1F 客席 X24×Y0 通あたり
柱：JAS 構造用集成材 E105-F345
スプルス 406×2 JAS マーク、計測



1F 客席 X24~27×Y0 通
まぐさ：JAS 構造用 LVL ダブリカラムツ 610



1F 厨房 X25~34×Y16~10 通
まぐさ：JAS 構造用集成材 スプルス 616 612



1F 厨房 X31~19×Y11~16 通 縦、上下
桢、トラス 2×27 組：JAS 桢組壁工法用製材



1F パーティールーム X17~8×Y0~5 通
トラス：JAS 桢組壁工法用製材、梁：JAS
構造用集成材 E120×F330 スプルス 140×698



1F パーティールーム X17~19×Y2~4 通
トラス 2×10 組：JAS 桢組壁工法用製材



1F トイレ X16~19×Y5~11 通 柱：
JAS 構造用集成材 E105-F345 スプルス
606×2本 406×2本



1F 厨房・トイレ X19~11×Y13~6 通
トラス 2×19組： JAS 枠組壁工法用製材
梁：JAS 構造用集成材 E120×F330 スプルス



1F 厨房 X19~26×Y12~16 通 縦・上枠、
トラス：JAS 枠組壁工法用製材、まぐさ：
JAS 構造用集成材 E105 スプルス 616



1F 厨房 X20~22×Y16 通 桁：JAS 構造用集
成材 E120-F330 スプルス 140×698
まぐさ：JAS 構造用集成材 E105 スプルス 616



1F 冷蔵庫 X13~3×Y11~16 通 梁：JAS
構造用集成材 E120-F330 スプルス 140×659



1F 冷蔵庫 10~11×Y14 通 梁：JAS 構造用
集成材 スプルス 140×659 JAS マーク



1F 冷蔵庫・倉庫 X3~10×Y14~5 通
トラス 2×17 組： JAS 枠組壁工法用製材



1F 冷蔵庫 X6~9×Y11~8 通 トラス：
JAS 枠組壁工法用製材 JAS マーク



1F 冷蔵庫・トイレ X10~19×Y16~5 通
縦・上下枠、トラス 2×19 組：
JAS 枠組壁工法用製材



1F 冷蔵庫・トイレ X8~19×Y16~5 通
トラス：JAS 枠組壁工法用製材、梁：JAS
構造用集成材 E120-F345 スプルス 140×659



1F 冷凍庫 X3~10×Y12~16 通
縦・上下枠、トラス：JAS 枠組壁工法用製材



1F 冷凍庫 X6~10×Y14~16 通
まぐさ：JAS 構造用集成材 E105
スプルス 616



1F 倉庫・冷凍庫 X3~8×Y6~14 通
縦・上下枠、トラス：JAS 枠組壁工法用製材
まぐさ：JAS 構造用集成材 E105 スプル 612



1F 倉庫 X4~6×Y1~2 通
土台：防蟻処理集成材 AQ 認証
※ 助成対象外



1F ゴミ庫 X0~3×Y3~6 通 縦・上下枠
垂木：JAS 枠組壁工法用製材
防腐・防蟻薬剤：地面+1m まで塗布



1F ゴミ庫 X3~0×Y4~0 通 縦・上下枠
垂木：JAS 枠組壁工法用製材、まぐさ：
JAS 構造用集成材 E105 スプル 612



1F ゴミ庫 X0×Y0~3 通 まぐさ：
JAS 構造用集成材 E105 スプル 612



1F ゴミ庫 X0×Y1~2 通 まぐさ：JAS
構造用集成材 E105 スプル 612 JAS マーク



1F ゴミ庫 X2~3×Y0 通 縦枠・下枠：
JAS 枠組壁工法用製材 スギ、 柱：JAS
構造用集成材 E105-F345 スプル 606



1F ゴミ庫 X2×Y0 通
JAS 枠組壁工法用製材 スギ JAS マーク



1F 階段室 X4~6×Y3~1 通
床梁：JAS 構造用集成材 E105 スプル
89×356 ※LSL356 は対象外



1F 階段室 X7~3×Y3~0 通
床梁：JAS 構造用集成材 E105 スプル
手前 89×356、奥 壁面 140×356



2F 階段室 X6~8×Y0~3 通
縦枠、垂木：JAS 枠組壁工法用製材



2F 階段室 X7×Y1~2 通 垂木 208：
JAS 枠組壁工法用製材 SPF JAS マーク



2F 従業員室 X10~7×Y0 通
縦枠：JAS 枠組壁工法用製材 204,206 スギ



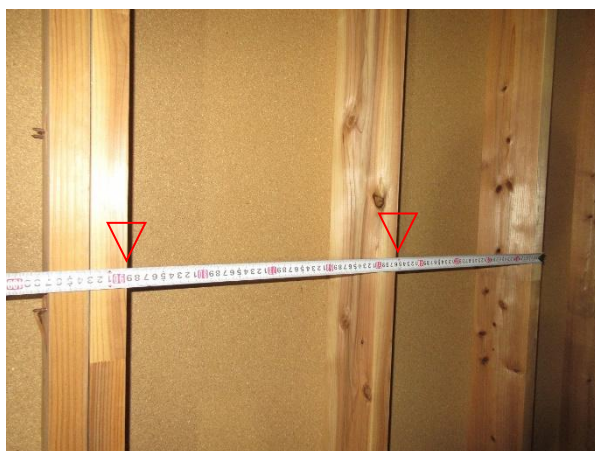
2F 従業員室 X8×Y0 通 縦枠：
JAS 枠組壁工法用製材 スギ JAS マーク



2F 従業員室 X6~13×Y0~5 通
壁・屋根：JAS 枠組壁工法用製材



2F 従業員室 X12~13×Y5 通 縦枠：
JAS 枠組壁工法用製材 スギ JAS マーク



2F 従業員室 X11~13×Y5 通 縦枠：
JAS 枠組壁工法用製材 スギ 206
間隔 452.5mm



2F 従業員室 X11~13×Y3~5 通
垂木：JAS 枠組壁工法用製材 SPF 208
野地板：JAS 構造用合板 t15



2F 従業員室 X12~3×Y1~5 通
縦・上下枠、垂木：JAS 枠組壁工法用製材



2F 従業員室 X3×Y5 通
柱：JAS 構造用集成材 E105-F345
スプルース 606



2F 従業員・階段室 X10~3×Y0~5 通
縦・上下枠・まぐさ・窓台、垂木：
JAS 枠組壁工法用製材



2F 従業員室 X13~8×Y0 通
縦・上下枠・まぐさ・窓台、垂木：
JAS 枠組壁工法用製材



2F 従業員室 X8~11×Y1~4 通
床：JAS 構造用合板 t24



2F 従業員室 X8×Y4 通
床：JAS 構造用合板 t24 JAS マーク

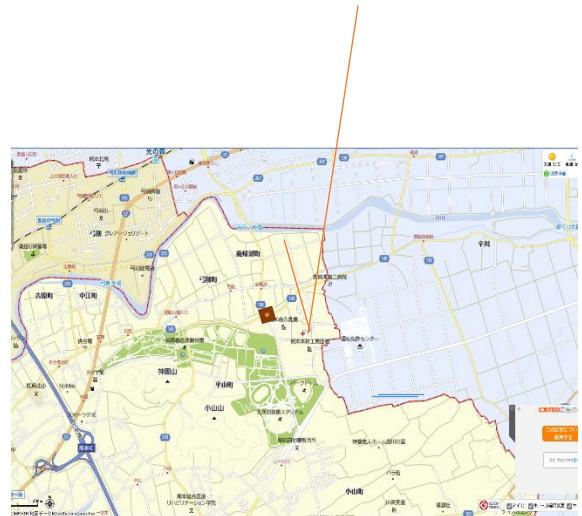
No. 3

調査日時	令和6年11月11日（月）14：00～15：30		
申請者	有限会社 永松建設		
名称	肥後木材モルダー工場新築工事（J643-001）		
所在地	熊本市東区平山町 2986 番 11，他		
用途	08340 木材加工工場		
階数	地上 1 階	延べ床面積	1933.46 m ²
使用 JAS 構造材	機械等級区分構造用製材、構造用集成材、構造用合板		
総木材	250.3667 m ³	内国産材	43.2291 m ³
JAS 構造材	238.9511 m ³	内国産材	249.8375 m ³



リストを表示

スマートフォンで現在地確認



マピオン地図による熊本市東区平山町 2986 番



確認お知らせ、労災保険等掲示板



確認、建設業許可お知らせ板



外観 西面



外観 西-南角面



外観 東面



右側 東棟西面 外壁仕上げ：ガルバリウム鋼板



土台： 構造用集成材 ヒノキ E105-F300
120×120×3980



土台：120 寸法 小断面 JAS シール確認
異等級構成集成材 ウッドエナジー協同組合



土台 120 寸法 確認



土台 内観 X1-Y1 通り端部



土台 内観



土台 Y1-X37 通り方向



通平柱 構造用集成材：E105-F300
120×300×3980



通平柱 構造用集成材 中断面 JAS シール
異等級構成集成材 ウッドエナジー協同組合



通平柱 構造用集成材：E105-F300
120×300×3980 300 寸法確認



通平柱 構造用集成材：E105-F300
120×300×3980



通平柱 構造用集成材：E105-F300
120×420×9000 120 寸法確認



通平柱 構造用集成材 中断面 JAS シール
異等級構成集成材 ウッドエナジー協同組合
420 寸法確認



通平柱 内観



通平柱 内観 Y34 面方向



菅柱：機械等級製材 E70 SD20 スギ
120×120×3000



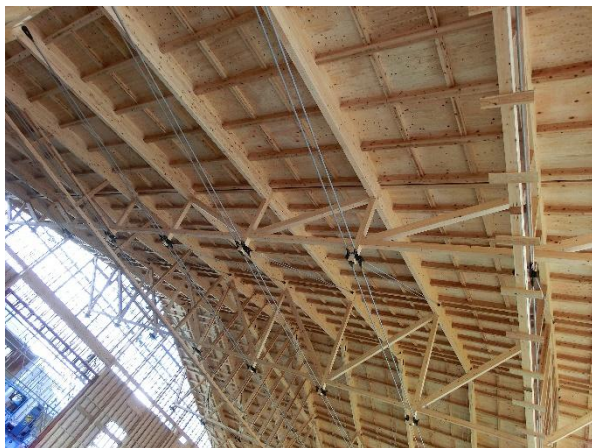
菅柱：機械等級製材 120 寸法 確認



母屋：杉 機械等級製材 E50 120×150



母屋棟木：杉 機械等級製材 E50
120×150



トラス：JAS 構造用集成材 ヒノキ 異等級
105-F300 120×150、×120、 120×450



トラス：束 機械等級製材 杉 E50 120×120



ATA トラス X25 通り

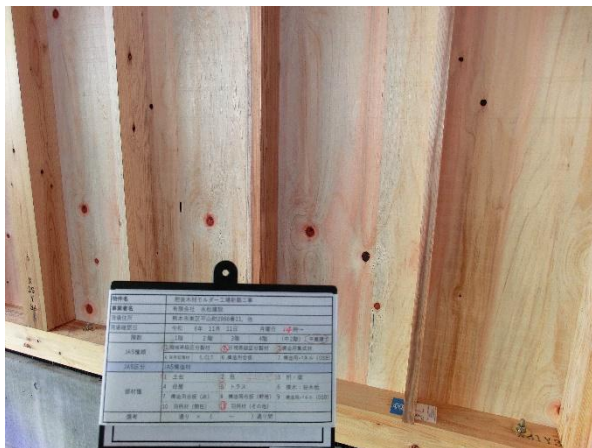
ラミナ



ATA トラス X25 通り



ATA トラス モデル



間柱：目視等級製材 杉 30×120
2 級 SD20

JAS 未確認→JAS 証明書提出 (JAS マーク 写真)



間柱：目視等級製材 杉 30 確認



窓台：目視等級製材 杉 45×120



窓台：目視等級製材 杉 45×120
45 寸法確認



窓台：目視等級製材 杉 45×120
120 寸法確認



窓台：マグサ



外壁：JAS 構造用合板 JAS 印字 確認
ヒノキ 12



野地：構造用合板



外壁：構造用合板



外壁：構造用合板



外壁：構造用合板



JAS 構造用合板 JAS 印字

東棟 先行施工



トラス箇所 X13 及び X25 通り



小屋裏隔壁



小屋裏隔壁



土間 メッシュ敷 D13 施工中



外壁 施工中 右側は西棟



東棟 南面

No. 4

調査日時	令和6年11月26日（火）10：00～12：00		
申請者	日匠テック株式会社		
名称	グランデール古川橋新築工事（J627-014）		
所在地	大阪府門真市末広町 2205 番、2206 番		
用途	08470 事務所（店舗（食堂又は喫茶店）・倉庫業を営まない倉庫付		
階数	地上 3 階	延べ床面積	338.85 m ²
使用 JAS 構造材	構造用集成材、構造用合板		
総木材	105.2780 m ³	内国産材	86.7928 m ³
JAS 構造材	105.1681 m ³	内国産材	86.7783 m ³



地 図



工事看板



外 観（写真1）



外 観（写真48）



1 階 店舗 内観 (写真 20)



1 階 店舗 内観 (写真 22)



1 階 店舗 内観 (写真 21)
大判パネル 約 7m 巾×3m 高



1 階 店舗 内観 (写真 11)



1 階 階段 内観 (写真 12)



1 階 階段 内観 (写真 14)



1階 階段 内観 (写真 18)



1階 階段 内観 (写真 16)



2階 事務室 内観 (写真 26)



2階 事務室 内観 (写真 32)
CLT 床 最大約 10m 長×2m 巾



3階 会議室 内観 (写真 43)



3階 和室 内観 (写真 36)



CLT：基礎との接合金物



CLT と集成材の接合金物



CLT と集成材の接合金物



CLT 床接合：タッピングねじ斜め打ち
+帯金物



CLT 壁・床の接合： L 型金物
引きボルト+角座金



CLT 壁パネル：接合金物